

令和3年 8月31日開会
令和3年10月 8日閉会

令和3年西予市議会
第3回定例会会議録

西予市議会

第 1 日

8月31日（火曜日）

令和3年第3回西予市議会定例会会議録（第1号）

- | | | | |
|-------------------------------|------------|-----------------------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和3年 8月31日 | 消防本部消防長 | 酒 井 広 一 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 教 育 部 長 | 宇都宮 裕 |
| 1. 開 議 | 令和3年 8月31日 | 明 浜 支 所 長 | 上 中 保 博 |
| | 午前10時00分 | 野 村 支 所 長 | 和 氣 岩 男 |
| 1. 散 会 | 令和3年 8月31日 | 城 川 支 所 長 | 藤 川 忠 男 |
| | 午後 2時31分 | 三 瓶 支 所 長 | 片 山 勇 一 |
| 1. 出 席 議 員 | | 総 務 課 長 | 一 井 健 二 |
| 2 番 | 宇都宮 久見子 | 財 政 課 長 | 宇都宮 明 彦 |
| 3 番 | 信 宮 徹 也 | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
| 4 番 | 宇都宮 俊 文 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| 5 番 | 加 藤 美 香 | 事 務 局 長 | 富 永 誠 |
| 6 番 | 中 村 一 雅 | 議 事 係 長 | 三 好 祐 介 |
| 7 番 | 河 野 清 一 | 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 8 番 | 佐 藤 恒 夫 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり |
| 9 番 | 山 本 英 明 | 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |
| 10 番 | 竹 崎 幸 仁 | | |
| 11 番 | 小 玉 忠 重 | | |
| 12 番 | 源 正 樹 | | |
| 13 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 17 番 | 森 川 一 義 | | |
| 18 番 | 酒 井 宇之吉 | | |
| 1. 欠 席 議 員 | | | |
| 1 番 | 和 氣 数 男 | | |
| 1. 会 議 録 署 名 議 員 | | | |
| 18 番 | 酒 井 宇之吉 | | |
| 2 番 | 宇都宮 久見子 | | |
| 1. 地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り | | | |
| 説明のため出席した者の職氏名 | | | |
| 市 長 | 管 家 一 夫 | | |
| 副 市 長 | 宗 正 弘 | | |
| 教 育 長 | 松 川 伸 二 | | |
| 総 務 部 長 | 山 住 哲 司 | | |
| 政 策 企 画 部 長 | 下 澤 広 幸 | | |
| 生 活 福 祉 部 長 兼 | | | |
| 福 祉 事 務 所 長 | 藤 井 兼 人 | | |
| 産 業 部 長 兼 | | | |
| 生 活 福 祉 部 産 廃 処 理 施 設 担 当 部 長 | 酒 井 信 也 | | |
| 建 設 部 長 | 三 瀬 計 浩 | | |
| 医 療 介 護 部 長 | 山 岡 薫 彦 | | |
| 会 計 管 理 者 | 三 瀬 功 | | |

議 事 日 程

1	会議録署名議員の指名 (18番酒井宇之吉、2番宇都宮久見子)		者医療特別会計補正予算 (第1号)
2	会期の決定 (8月31日～10月8日 39日間)	議案第77号	令和3年度西予市介護保険 特別会計補正予算(第2号)
3	報告第8号 令和2年度西予市水道事業 会計予算繰越計算書の修正 について	議案第78号	令和3年度西予市農業集落 排水事業特別会計補正予算 (第1号)
4	諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦 について	議案第79号	令和3年度西予市病院事業 会計補正予算(第1号)
	諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦 について	6 認定第1号	令和2年度西予市一般会計 歳入歳出決算の認定につい て
	諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦 について	認定第2号	令和2年度西予市育英会奨 学資金貸付特別会計歳入歳 出決算の認定について
	諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦 について	認定第3号	令和2年度西予市国民健康 保険特別会計歳入歳出決算 の認定について
	諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦 について	認定第4号	令和2年度西予市後期高齢 者医療特別会計歳入歳出決 算の認定について
5	議案第66号 消防本部署庁舎建設事業用 地の取得について	認定第5号	令和2年度西予市介護保険 特別会計歳入歳出決算の認 定について
	議案第67号 西予市過疎地域における固 定資産税の課税免除に関す る条例制定について	認定第6号	令和2年度西予市農業集落 排水事業特別会計歳入歳出 決算の認定について
	議案第68号 西予市手数料条例の一部を 改正する条例制定について	認定第7号	令和2年度西予市水道事業 会計決算の認定について
	議案第69号 西予市災害弔慰金の支給等 に関する条例の一部を改正 する条例制定について	認定第8号	令和2年度西予市簡易水道 事業会計決算の認定につい て
	議案第70号 西予市老人福祉センター条 例の一部を改正する条例制 定について	認定第9号	令和2年度西予市公共下水 道事業会計決算の認定につ いて
	議案第71号 西予市卯之町駅前駐車場の 指定管理者の指定について	認定第10号	令和2年度西予市病院事業 会計決算の認定について
	議案第72号 西予市過疎地域持続的発展 計画の策定について	認定第11号	令和2年度西予市野村介護 老人保健施設事業会計決算 の認定について
	議案第73号 令和3年度西予市一般会計 補正予算(第6号)	7 報告第9号	令和2年度西予市一般会計 継続費精算報告について
	議案第74号 令和3年度西予市育英会奨 学資金貸付特別会計補正予 算(第1号)	報告第10号	令和2年度健全化判断比率 の報告について
	議案第75号 令和3年度西予市国民健康 保険特別会計補正予算(第 1号)		
	議案第76号 令和3年度西予市後期高齢		

- 報告第 1 1 号 令和 2 年度資金不足比率の報告について
- 報告第 1 2 号 令和 2 年度西予市病院事業会計継続費精算報告について
- 報告第 1 3 号 西予市土地開発公社の経営状況について
- 報告第 1 4 号 株式会社エフシーの経営状況について
- 報告第 1 5 号 株式会社城川ファクトリーの経営状況について
- 報告第 1 6 号 株式会社どんぶり館の経営状況について
- 報告第 1 7 号 あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について
- 報告第 1 8 号 株式会社グリーンヒルの経営状況について
- 報告第 1 9 号 一般財団法人宇和文化会館の経営状況について
- 報告第 2 0 号 西予CATV株式会社の経営状況について
- 8 意見書案第 1 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）の提出について
- 9 発議第 3 号 西予市決算審査特別委員会の設置について
- 選任第 3 号 西予市決算審査特別委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

- | | | | | | | |
|---|------------|------------------------------------|-------------------------------|-------------------------|------------------------------------|-------------------------|
| 1 | 会議録署名議員の指名 | 議案第77号 | 令和3年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号) | | | |
| 2 | 会期の決定 | 議案第78号 | 令和3年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) | | | |
| 3 | 報告第8号 | 令和2年度西予市水道事業会計予算繰越計算書の修正について | 議案第79号 | 令和3年度西予市病院事業会計補正予算(第1号) | | |
| 4 | 諮問第1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について | 6 | 認定第1号 | 令和2年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について | |
| | 諮問第2号 | 人権擁護委員候補者の推薦について | | 認定第2号 | 令和2年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について | |
| | 諮問第3号 | 人権擁護委員候補者の推薦について | | 認定第3号 | 令和2年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について | |
| | 諮問第4号 | 人権擁護委員候補者の推薦について | | 認定第4号 | 令和2年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について | |
| | 諮問第5号 | 人権擁護委員候補者の推薦について | | 認定第5号 | 令和2年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について | |
| 5 | 議案第66号 | 消防本部署庁舎建設事業用地の取得について | | 認定第6号 | 令和2年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について | |
| | 議案第67号 | 西予市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定について | | 認定第7号 | 令和2年度西予市水道事業会計決算の認定について | |
| | 議案第68号 | 西予市手数料条例の一部を改正する条例制定について | | 認定第8号 | 令和2年度西予市簡易水道事業会計決算の認定について | |
| | 議案第69号 | 西予市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について | | 認定第9号 | 令和2年度西予市公共下水道事業会計決算の認定について | |
| | 議案第70号 | 西予市老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定について | | 認定第10号 | 令和2年度西予市病院事業会計決算の認定について | |
| | 議案第71号 | 西予市卯之町駅前駐車場の指定管理者の指定について | | 認定第11号 | 令和2年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について | |
| | 議案第72号 | 西予市過疎地域持続的発展計画の策定について | | 7 | 報告第9号 | 令和2年度西予市一般会計継続費精算報告について |
| | 議案第73号 | 令和3年度西予市一般会計補正予算(第6号) | | | 報告第10号 | 令和2年度健全化判断比率の報告について |
| | 議案第74号 | 令和3年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号) | | | 報告第11号 | 令和2年度資金不足比率の報告について |
| | 議案第75号 | 令和3年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) | | | | |
| | 議案第76号 | 令和3年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) | | | | |

- 報告第 1 2 号 令和 2 年度西予市病院事業
会計継続費精算報告につい
て
- 報告第 1 3 号 西予市土地開発公社の経営
状況について
- 報告第 1 4 号 株式会社エフシーの経営状
況について
- 報告第 1 5 号 株式会社城川ファクトリー
の経営状況について
- 報告第 1 6 号 株式会社どんぶり館の経営
状況について
- 報告第 1 7 号 あけはまシーサイドサンパ
ーク株式会社の経営状況に
ついて
- 報告第 1 8 号 株式会社グリーンヒルの経
営状況について
- 報告第 1 9 号 一般財団法人宇和文化会館
の経営状況について
- 報告第 2 0 号 西予CATV株式会社の経
営状況について
- 8 意見書案第 1 号 コロナ禍による厳しい財政
状況に対処し地方税財源の
充実を求める意見書（案）
の提出について
- 9 発議第 3 号 西予市決算審査特別委員会
の設置について
- 選任第 3 号 西予市決算審査特別委員会
委員の選任について

開会 午前10時00分

○佐藤議長

おはようございます。

ただいまの出席議員は 17 名であります。

これより令和 3 年第 3 回西予市議会定例会を開会いたします。

管家市長より今定例会招集の挨拶があります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

改めましておはようございます。

令和 3 年西予市議会第 3 回定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今年の夏は例年よりも長い梅雨が明けたかと思うと、2 週間以上連日の晴天、猛暑となり、渇水も深刻になりかけておりましたが、お盆前には一転して梅雨末期に逆戻りしたかのような気象状態となりました。停滞前線に伴う大雨の影響により、地域によっては平成 30 年西日本豪雨を超える雨量も観測され、全国各地で甚大な被害が発生をいたしました。災害でお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

本市におきましても、降り始めからの雨量が宇和で 370 ミリを超えるなど大雨となりましたが、幸い大きな被害の報告もなく安堵したところです。お盆時期に大雨を降らせるような前線が停滞することは記憶にもないところですが、これも異常気象の表れの一つかと感じております。

今後も出水期は続き、台風などには十分な警戒が必要であります。市民の皆様も気象情報や防災情報に御留意いただくとともに、災害への備えについて、いま一度御確認をお願いいたします。

また、この夏は、コロナの影響で 1 年遅れた東京オリンピック 2020 が 7 月から 8 月にかけて開催されました。過去最多の 58 個のメダルを獲得するなど、日本人選手をはじめ世界各国の選手の活躍に、画面を通じて声援を送り、また、大きな感動を与えていただきました。現在、パラリンピックが開催されておりますが、様々なハンディキャップを乗り越え、国を代表するアスリートになるまで、我々には想像できないような努力や精進

を重ねられたことに敬意を表するとともに、持てる力を存分に発揮され、御活躍されますことを期待申し上げているところであります。

しかしその一方で、オリンピック開催前から新型コロナ、特にデルタ株による新規感染者が増加し、オリンピック閉会後には、全国の新規感染者が 2 万 5000 人を超える日も生じ、重症者の数も増加の一途の中で、自宅療養を余儀なくされ、適切な治療を受けられず、残念な結果になるなどのケースも発生しております。

まさに、感染拡大地域における医療の逼迫度は限界に來たと言っても過言ではないと思います。そうした状況下での医療従事者の皆様の献身的な働きに深い感謝と敬意を表したいと思います。

愛媛県内でも 100 人を超える日が出ており、西予市内でも散発的に新規感染者が確認されております。

ワクチン接種は順次進んでおり、当市では、先週末の時点で対象人口の 70% を超える方々が 1 回目の接種を完了したところでありますが、第 5 波の先が見通せない状況の中で、この感染拡大の波を抑えるには、一人ひとりの感染予防の徹底、行動意識を変えることが重要です。ワクチンの 2 回接種を終えられた方も決して油断せず、適切な行動を心がけてください。

本県も 8 月 20 日から 9 月 12 日まで、まん延防止等重点措置の適用を受けており、より厳しい感染対策を呼びかけているところです。県外及び松山市をはじめ、感染拡大地域との往来自粛、会食は 4 人以下で短時間、感染回避行動の徹底など、感染対策の取組に御理解と御協力をお願いいたします。

また、感染症の拡大が長期化している中で、感染症の陽性者やその家族、勤務先等に対しまして、強い偏見と誹謗中傷を行う事例が絶えません。不確かな情報や誤った情報に惑わされず、正しく理解し、冷静に行動されますようお願いいたします。

さて、本定例会でございますが、8 名の議員からの一般質問にお答えするとともに、人権擁護委員の推薦 5 件、用地の取得 1 件、条例制定及び改正 4 件、過疎計画の策定、補正予算 7 件等に加え、令和 2 年度決算認定 11 件や出資法人の経営状況報告 8 件など、合計 43 件の案件を上程し、御審議をお願いしているところでございます。

議案等の提案理由につきましては、上程の際に説明いたしますので、何とぞ慎重に御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶といたします。

○佐藤議長

次に、前定例会以降における諸般の報告はお手元に配信のとおりでありますのでお目通し願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○佐藤議長

まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今回の会議録署名議員に18番酒井宇之吉君、2番宇都宮久見子君の両名を指名いたします。

(日程2)

○佐藤議長

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今回の会期は、本日から10月8日までの39日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

異議なしと認めます。よって、今回の会期は、本日から10月8日までの39日間と決定いたしました。

(日程3)

○佐藤議長

次に、日程第3、報告第8号「令和2年度西予市水道事業会計予算繰越計算書の修正について」を議題といたします。

理事者の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮財政課長。

〔宇都宮財政課長登壇〕

○宇都宮財政課長

報告第8号「令和2年度西予市水道事業会計予算繰越計算書の修正について」提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、令和3年第2回定例会で報告いたしました令和2年度西予市水道事業会計予算繰越計算書に誤りがありましたので、修正し報告するものでございます。

内容につきましては、1款資本的支出、1項建設改良費のうち、津布理浄水場整備事業において、翌年度繰越額とすべき前払金5310万円を誤って支払義務発生額に計上していたため、翌年度繰越額及び財源内訳のうち、損益勘定留保資金を修正するものであります。

これによりまして、翌年度繰越額を1億7163万円に、財源内訳のうち、損益勘定留保資金を2473万8000円にそれぞれ修正しましたので御報告申し上げます。

○佐藤議長

理事者の説明は終わりました。

(日程4)

○佐藤議長

次に、日程第4、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」から、諮問第5号「人権擁護委員候補者の推薦について」までの5件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

諮問第1号から第5号までの「人権擁護委員候補者の推薦について」一括して提案理由の御説明を申し上げます。

法務大臣から委嘱された本市の人権擁護委員のうち5名の方が令和3年12月31日をもって任期満了となります。

その後任につきまして検討いたしました結果、宇和町の山本裕之氏、野村町の兵頭美穂氏の2名を再任として引き続き推薦することとし、また、明浜町の宇都宮一雄氏、三瓶町の朝雲竜紹氏、城川町の河野多美恵氏の3名を新任として推薦したいと存じます。

山本氏は、平成31年1月から人権擁護委員として活躍されており、広く地域に貢献され、地域住民の信頼も厚いものがあります。兵頭氏は、平成31年1月から人権擁護委員として活躍されて

おり、子ども、家庭、女性問題について広い見識を持たれ、地域住民の信頼も厚いものがあります。宇都宮氏は、旧明浜町役場及び西予市職員として長年にわたり勤務され、福祉・人権問題について広く見識を持たれ、地域の実情にも詳しく、地域住民の信頼も厚いものがあります。朝雲氏は、住職として長年にわたり人権思想の普及、高揚に積極的に取り組んでこられ、誠実な人柄は地域住民の信頼も厚いものがあります。河野氏は、旧城川町役場及び西予市職員として長年にわたり保育所に勤務され、子ども、家庭、社会福祉について広い見識を持たれ、地域の実情にも詳しく、地域住民の信頼も厚いものがあります。

以上、推薦にかかわります5名の方は、それぞれ人格識見が高く、広範な知識と豊かな経験から社会の実情全般に通じ、人権擁護に深い理解があり適任者であると考え、人権擁護委員法第6条第3項に基づき議会の御意見を聞くものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案5件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤議長

以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

諮問第1号から諮問第5号までの5件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤議長

討論なしと認めます。

これより諮問ごとに採決を行います。

まず、諮問第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の

起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、諮問第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、諮問第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、諮問第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、諮問第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、諮問第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、諮問第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

諮問第4号「人権擁護委員候補者の推薦について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、諮問第4号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、諮問第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

諮問第5号「人権擁護委員候補者の推薦について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、諮問第5号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

(日程5)

○佐藤議長

次に、日程第5、議案第66号「消防本部署庁舎建設事業用地の取得について」から、議案第79号「令和3年度西予市病院事業会計補正予算(第1号)」までの14件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井消防長。

〔酒井消防本部消防長登壇〕

○酒井消防本部消防長

議案第66号「消防本部署庁舎建設事業用地の取得について」提案理由の御説明を申し上げます。

西予市消防本部署の老朽化に伴う庁舎建て替え計画につきましては、平成30年に西予市消防本部等庁舎改築推進委員会を設置し、これまでに6回の推進委員会を開催して検討を重ねてまいりました。

このたび、庁舎を移転改築することとし、その候補地を宇和町神領515番、4,262平方メートル及び516番、4,229平方メートルの2筆、合計8,491平方メートルと決定し、2名の地権者と買収金額合計1億528万8400円で土地売買仮契約の締結が完了しました。

つきましては、西予市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、決定くださいますようお願いいたします。

なお、配付しております議案の別紙につきましては、全て議決事項ではありますが、個人情報が含まれておりますので、取扱いには十分御留意いただきますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

〔山住総務部長登壇〕

○山住総務部長

議案第67号「西予市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定について」提案

理由の御説明を申し上げます。

本市では、過疎地域における産業の活性化を図るため、市内において、毎年1月から12月の間に取得価格2000万円を超える製造の事業等の用に供する設備を新設又は増設した者に対し、申請により、過疎地域自立促進特別措置法及び西予市過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例に基づき、その年ごとに取得したものに対する固定資産税の税額について、翌年度から3箇年度課税免除を行ってきたところでございます。

今回の条例制定は、過疎地域自立促進特別措置法が期限を迎え、新たな過疎対策として、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が公布、施行されたことに伴い、引き続き、西予市の産業振興促進を図るため、新法に基づく条例を制定し、製造業・旅館業・農林水産物等販売業・情報サービス業等を行う事業者に対し、資本金5000万円以下の事業所で500万円以上のものを1年の間に取得した場合等の固定資産税に対し、年度ごとに課税免除を行うとともに、旧法に基づく西予市過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例を廃止するものであります。

なお、この新法では、旧法の課税免除適用要件が見直され、業種において情報サービス業等を、また、設備投資の内容に修繕・改築・模様替えの要件がそれぞれ追加されるとともに、取得価格が2000万円以上のものから資本金の規模に応じ、最大500万円以上のものまでに引下げられることになりました。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井生活福祉部長。

〔藤井生活福祉部長兼福祉事務所長登壇〕

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

議案第68号「西予市手数料条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、行政手続のデジタル化における運営体制の抜本的強化の観点から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことによるものであります。

主な内容としましては、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行する主体として明確に位置づけられるとともに、当該カードの再発行に係る手数料の徴収事務については、同機構が市区町村長に委託して行う形に位置づけが改められることに伴い、個人番号カードの再交付手数料の規定を廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第 69 号「西予市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、災害援護資金の貸付けを受けた者が置かれている状況に鑑みた災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正を踏まえ、災害援護資金の償還免除等の判断のために必要な報告等に関し、所要の規定を整備するとともに、西予市災害弔慰金等支給審査委員会を設置するため、本条例の一部を改正するものであります。

主な内容としましては、償還金の支払猶予や償還免除を判断するに当たり、借受人から報告を求めることができる規定等を整備するほか、災害弔慰金等の支給において判定が困難な場合に、調査審議する合議制の機関の設置を明確にするものであります。

続きまして、議案第 70 号「西予市老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

西予市三瓶福祉センターは、合併以前より、高齢者に健康で明るい生活を営んでいただくことを目的として、健康相談の機会や憩いの場を提供するなど、三瓶地域の老人福祉の増進を担ってきたところでございます。

今回の改正は、平成 23 年度の三瓶支所の移転に伴い、三瓶福祉センターとしての機能は西予市三瓶保健福祉総合センターで補っておりますので、当該施設を廃止するとともに、所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

以上 3 議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

〔下澤政策企画部長登壇〕

○下澤政策企画部長

議案第 71 号「西予市卯之町駅前駐車場の指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。

当施設は、JR 卯之町駅前に 39 台分の駐車スペースを確保し、卯之町駅周辺の交通の円滑化及び周辺施設の利便性の向上を図ることを目的とし、令和 3 年 12 月の供用開始を目指し、PFI 事業により整備を進めているところでございます。

このたび、当施設の指定管理者の候補者として、株式会社西予まちづくりサービスを選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

選定に当たりましては、西予市卯之町駅前駐車場の設置及び管理に関する条例第 5 条に基づき、PFI 事業者を指定管理者の候補者とするものでございます。

なお、指定管理者の候補者の概要及び施設の運営方針等につきましては、添付の議案参考資料を御参照ください。

続きまして、議案第 72 号「西予市過疎地域持続的発展計画の策定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 1 項の規定により、西予市過疎地域持続的発展計画を策定するものであります。

国においては、過疎地域の対策として、昭和 45 年に過疎地域対策緊急措置法が制定されて以降、50 年以上にわたって過疎地域の産業基盤・生活環境整備等をはじめ、行・財政、税制上の特別措置など総合的な施策が講じられ、逐次、地域社会の活性化、自立促進が図られてまいりました。

平成 12 年 4 月に施行されました過疎地域自立促進特別措置法は、令和 3 年 3 月に失効しましたが、過疎地域においては、人口の減少や少子高齢化の進展等、他の地域と比較して厳しい社会経済情勢が長期にわたり継続しており、地域社会を担う人材の確保や地域経済の活性化、情報化など、過疎地域の課題解決のためには計画的に政策を推進する必要があることから、令和 3 年 4 月に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されました。

これにより、本市は引き続き過疎地域に指定されましたが、過疎対策事業債をはじめとする過疎地域の持続的発展のための財政上の特別措置を活

用する場合は、法に基づく市町村計画を策定することとなっております。

このため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、新たに西予市過疎地域持続的発展計画を策定するものであります。

以上2議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

議案第73号「令和3年度西予市一般会計補正予算（第6号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

はじめに、政府が6月18日に閣議決定しました経済財政運営と改革の基本方針2021（骨太の方針）における地方の一般財源の在り方と財政改革に関連した本市の令和2年度の決算、令和3年度普通交付税の算定結果について触れさせていただきます。

3年前の骨太の方針2018では、国・地方を合わせた黒字化の目標年度を2025年度とする新経済・財政再生計画が策定され、2019年度から2021年度を基盤強化期間と設定されました。この策定段階で、地方自治体の所有する基金残高の増加をもって地方財源を削減する議論が起りましたが、結果的には、地方の一般財源総額実質同水準ルールが継続されました。

今回の骨太の方針策定段階では、コロナ禍ということもあり、主立った議論はなく「財政健全化目標を堅持する。ただし、感染症でいまだ不安定な経済財政状況を踏まえ、本年度内に、感染症の経済財政への影響の検証を行い、その検証結果を踏まえ、目標年度を再確認する。」と定め、2022年度から2024年度までの3年間について、これまでと同様の歳出改革努力を継続することと記述され、従来の歳出改革努力を継続しつつ、コロナ禍からの経済の回復状況を見極めつつ財政再建を進める姿勢を示しています。

その上で、地方の財源については、「地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財

政運営に必要となる一般財源の総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。」と従来の方針が堅持されました。

地方財政改革等では、「感染症対策として実施された地方創生臨時交付金などの地方自治体の自由度が高い予算措置について、事業の用途等の比較検証を行うとともに、感染収束後、早期に地方財政の歳出構造を平時に戻す。」と記述されております。

特に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、地方自治体が地域の実情に応じてきめ細かに実施を行う地方の単独事業に充当ができ、本市においては、感染拡大の防止対策と感染拡大の影響を受けた地域経済・住民生活の支援、新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化に取り組んでいます。

令和2年度の事業実施計画の事業実績については、本議会に上程します令和2年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定の附属書類であります令和2年度決算における主要な施策の成果報告書において、議員の皆様へ説明を行い、市民の皆様へはホームページにおいて公表を行います。

本年度においても、令和2年度からの繰越しの事業を含めまして引き続き臨時交付金を財源としました事業に取り組んでいるところでありますが、今後、感染拡大状況、また、国の補正予算編成の動向によっては、臨時交付金の増額も予定されるところであります。

この交付金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律が適用される国庫支出金であり、本市にとって真に必要な対策を実施していかなければなりません。単なる臨時交付金の事業実施の対応策として、臨時交付金の消化を目的に、消費型の事業に頼るのではなく、同じ消費型であっても、市内農林水産物の販売促進、観光地の活性化につながる事業に取り組んでいかなければなりません。

また、新しい生活様式への対応として取り組んでいる事業は、単に、コロナ禍で起きている課題を解決するだけでなく、将来の生活様式を変える投資的な支出でもあり、業務の効率化と市民の皆様への行政サービスの向上につながるものでなければなりません。

今回のコロナ禍に対する各種の財政措置は全額国費対応となることが多くありましたが、あくまでも臨時的な財政措置であって、事業の終了後においては、事業の目的と事業内容を検証し、臨時交付金の使途について説明責任が果たせるように事業の進捗管理を行い、コロナ収束後においては通常の財政運営に戻していかなければなりません。

次に、本市の令和2年度の不用額、実質収支額ですが、平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興事業、臨時交付金を財源とした感染症対策等の事業に取り組む一方で、イベント関連を中心に予算に計上された事業で実施できないものが多くあり、補正予算にて減額調整を行ってまいりましたが、決算において多額の不用額が生じました。

不用額とは、歳出予算額から実際に支出した額と翌年度への繰越額を差し引いた残額のことを言い、実質収支額とは、歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた金額から翌年度への繰越財源を差し引いた金額のことを言い、この金額が決算剰余金となります。

不用という言葉からは必要でなかったものとの印象を受けますが、年度末での使い切り予算を行わず、経費の削減等により発生した不用額は翌年度以降に使えるお金であり、必要でないお金ではなくて、翌年度の事業実施のために必要なお金になります。

不用額の要因としましては、執行段階での事業費の精査と入札実績等によるもの、事務の改善や効率化の努力によるもの、不測の事態に備えるため等があります。

不用額の多い事務事業については、不用額の理由、予定した事業は実施できたのか等の調査を行いました。調査の結果、予定した事業は完了しており、市民の皆様への行政サービスへの影響はなかったと推察しております。

しかし、例年、多額の不用額が生じていますので、予算の執行管理を厳しく行い、本市の財政規模に応じた行政サービス・歳出水準となるよう努めてまいります。

最後に、地方の一般財源総額実質同水準ルールは、今後3年間、令和3年度の地方財政計画による一般財源総額と全く同じ金額が確保されるという意味合いではありません。本市の本年度の普通交付税の算定結果については、この後、担当課長

が補足説明にて説明いたしますが、令和2年度国勢調査の人口減少により影響はありましたが、新たな財政需要等により昨年度の算定額から増額となりました。

しかし、本市においては、地方債の元利償還額（公債費）の増加に対応する財政需要額を除けば、実質、普通交付税は微増であり、財政需要額の算定においての人口急減補正が段階的に縮減されていきますので、今後は減額が見込まれます。

内閣府が7月21日に開催された経済財政諮問会議に資料として提出した中長期の経済財政に関する試算では、地方自治体の公債費は逡減傾向であり、地方財政計画においての一般財源の総額は、公債費が逡減することを前提に決まりますので、本市のように公債費が右肩上がりとなる自治体は、今まで以上の財源不足が生じます。

今後においても、事務事業のスクラップアンドビルドの徹底により、歳入見合いの事業量と財政規模の実現を目指していかなければなりません。

市民の皆様並びに議員の皆様のご理解、御協力をお願いいたしますとあります。

それでは、今回の補正予算案でございますが、国・県補助事業において、内示による事業費及び財源の調整、突発的な施設の修繕等緊急的に対応する必要が生じた事業費を計上しました。令和2年度決算に伴う繰越金の調整を行うものであります。

その主な内容であります。予算の款別に御説明申し上げます。

総務費では、地域づくり活動センターの推進、公営塾の運営に要する経費を計上し、衛生費では、猫の不妊手術等の助成に要する経費を計上し、農林水産事業費では、里芋作付農家への支援に要する経費を計上し、商工費では、新型コロナウイルス感染症対策として、お歳暮フェアに関する経費を計上し、小学校費では、三瓶小学校体育館の外壁修繕に要する経費を計上いたしております。

また、地方財政法に基づき、令和2年度決算による剰余金の一部を財政調整基金へ積立てしております。

これらの経費の財源につきましては、それぞれの歳出に見合う国・県支出金、地方債等の特定財源を計上し、収支均衡を図るものであります。

これによりまして、歳入歳出予算の補正は、既

決いただいております歳入歳出予算の総額に、それぞれ9億313万9000円を増額し、歳入歳出予算の総額を323億9876万3000円と定めるものがあります。

また、地方債の補正では、臨時財政対策債等の限度額変更を行っております。

以上が今回の補正予算の概要でありまして、詳細につきましては担当課長から補足説明させていただきますので、よろしく御審議を賜り、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮財政課長。

〔宇都宮財政課長登壇〕

○宇都宮財政課長

それでは、予算書に沿って、歳出から補足説明を申し上げます。

予算書の12ページをお開き願います。

2款総務費、8項1目地域振興費、地域発「せいの地域づくり」事業131万1000円ですが、令和5年度からの地域づくり活動センターの運用開始に向けて、地区公民館が設置されていない三瓶町周木地区において、センターの設置箇所及び行政窓口の業務機能の検証を行うため、地域づくり組織が地域人材を雇用する経費に対しての交付金を計上するものであります。財源として地域振興基金を充てています。

地域づくり活動センター推進事業20万4000円ですが、三瓶町二木生地区でのセンターの設置箇所として、西予市地域づくり活動センター推進計画（案）において提案をしています二木生保育園の整備活用を検討するに当たり、アスベスト分析調査委託料を計上するものであります。

高校魅力化事業76万7000円、会計年度任用職員給与費（高校魅力化事業）173万2000円ですが、現在、県立宇和高等学校三瓶分校と野村高等学校で市が運営をしています公営塾の利用生徒数の増加に伴い、課題となっています公営塾の管理運営体制の充実と塾講師のサポート体制の確立を図るため、新たに地域おこし協力隊を任用する経費を計上するものであります。

13ページをお開き願います。

3款民生費、1項3目老人福祉費、養護老人ホーム三楽園建設事業49万5000円ですが、

現在、三楽園の建設に向けて、市道二及10号線の道路改良工事、配水管布設替え工事に取り組んでいるところですが、今回、建設予定地であります旧二木生小学校校舎等の解体工事を実施するに当たり、アスベスト分析調査委託料を計上し、事業の進捗を図るものであります。

14ページをお開き願います。

4款衛生費、1項4目環境衛生費、犬（ねこ）愛護事業35万円ですが、愛媛県動物愛護管理推進計画に基づきまして、猫の所有者への繁殖防止措置の徹底、地域における飼い主のいない猫対策の強化、処分頭数の削減を図ることを目的として、猫の不妊手術及び去勢手術に要する経費に対しての補助金を計上するものであります。財源として県補助金を充てています。

同ページ、6款農林水産業費、1項3目農業振興費、担い手育成支援事業42万8000円ですが、本年3月に策定されましたえひめ農林水産業振興プラン2021に基づき、令和7年度を目標年度とした野菜・花き振興計画の具体的かつ効果的な取組として、新たな農業振興作物、里芋「伊予美人」の作付の推進と生産拡大・産地化を図るため、収穫時の作業負担の軽減と労働力支援対策を目的とした収穫機械導入に対しての補助金を計上するものであります。財源として県補助金を充てています。

15ページをお開き願います。

7款商工費、1項2目商工業振興費、新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等経営安定支援事業1023万7000円ですが、新型コロナウイルス感染症拡大による市内事業者への影響の緩和と市内物産品の販売促進として、一般社団法人西予市観光物産協会が行いますせいの時間冬ギフト2021の掲載商品表示価格の25%を割引して販売するための補助金を計上するものであります。

17ページをお開き願います。

13款諸支出金、2項1目基金費、財政調整基金事業8億5163万4000円ですが、地方財政法第7条に基づきまして、令和2年度決算による剰余金のうち2分の1以上を積み立てるものであります。

主な歳入につきまして御説明を申し上げます。

予算書は8ページにお戻りください。

10款地方交付税、1項1目1節のうち普通交付

税であります。総務省におきまして、8月3日に本年度の普通交付税の交付額が決定され、同日閣議報告をされたところです。当市の算定結果は、新しく創設されました地域デジタル社会推進費と地方債の償還額の増加による財政需要額の増によりまして、前年度交付額に対して2億7963万4000円増額の109億8768万2000円の算定結果となりましたので、当初予算との差額1億8168万2000円を増額補正するものであります。

9ページをお開き願います。

15款県支出金、2項7目6節文化振興費県補助金であります。当市の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針に基づき、地域材を利用して整備を進めています。俵津文楽会館の倉庫整備事業に対して補助金の内示がありましたので、公共施設木材利用推進事業費県補助金300万円を計上するものであります。

18款繰入金、1項特別会計繰入金であります。令和2年度決算に伴いまして、育英会奨学資金貸付特別会計の繰越金の調整として2598万5000円を、国民健康保険特別会計の繰越金の調整として3448万3000円を特別会計から一般会計へ繰り出しを行い、一般会計において繰り入れを行うものであります。

10ページをお開き願います。

20款諸収入、5項4目3節民生費雑入4943万6000円あります。後期高齢者医療広域連合へ負担をいたしました令和2年度療養給付費負担金の確定によりまして返還金として受入れするものであります。

11ページをお開き願います。

21款市債であります。まず、7目教育債では、俵津文楽会館管理運営事業におきまして、県補助金の内示がありましたので、過疎対策事業債を同額減額するものであります。臨時財政対策債では、本年度の発行可能額5億7779万円と当初予算との差額1億521万円を減額するものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮教育部長。

〔宇都宮教育部長登壇〕

○宇都宮教育部長

議案第74号「令和3年度西予市育英会奨学資

金貸付特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、令和2年度決算による繰越金の確定によるものです。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算を、それぞれ2598万5000円増額し、歳入歳出予算の総額を3960万9000円と定めるものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井生活福祉部長兼福祉事務所長。

〔藤井生活福祉部長兼福祉事務所長登壇〕

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

議案第75号「令和3年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

事業勘定補正予算について御説明いたします。

今回の補正の内容につきましては、前年度決算による繰越金の確定に伴い、その一部を財政調整基金に積み立てるものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算に、それぞれ6896万7000円を増額し、事業勘定予算の歳入歳出予算の総額を50億6689万円と定めるものであります。

続きまして、議案第76号「令和3年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正の内容につきましては、前年度決算による繰越金の確定に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金を増額するものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算に、それぞれ1857万円を増額し、歳入歳出予算の総額を7億341万6000円と定めるものであります。

続きまして、議案第77号「令和3年度西予市介護保険特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正の主な内容につきましては、前年度繰越金の確定及び前年度国・県負担金等の精算による追加交付額の介護給付費準備基金積立て、並びに超過交付額の返還を行うものであります。

これによりまして、既決いただいております歳

入歳出予算に、それぞれ 5923 万 8000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 63 億 4269 万 6000 円と定めるものであります。

以上 3 議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

三瀬建設部長。

〔三瀬建設部長登壇〕

○三瀬建設部長

議案第 78 号「令和 3 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、前年度繰越金の確定に伴う財源の調整により歳入予算の組替えを行うもので、歳入歳出予算の総額に変更はありません。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山岡医療介護部長。

〔山岡医療介護部長登壇〕

○山岡医療介護部長

議案第 79 号「令和 3 年度西予市病院事業会計補正予算（第 1 号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金及び経費の補正を行うものでございます。

第 2 条の業務の予定量の補正では、主な建設改良事業の増額を行うものでございます。

第 3 条の収益的収入及び支出の補正につきましては、医業外収益を 30 万円増額し、総額を 41 億 5886 万 1000 円といたしております。支出におきましては、医業費用を 35 万 9000 円増額し、総額を 46 億 1146 万 1000 円といたしております。

第 4 条の資本的収入及び支出の補正につきましては、資本的収入額を 1355 万 2000 円増額し、総額を 3 億 5496 万 1000 円とし、資本的支出額では 1428 万 4000 円を増額し、総額を 4 億 9609 万 8000 円といたしております。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤議長

理事者の説明は終わりました。

暫時休憩いたします。（休憩 午前 11 時 09 分）

○佐藤議長

再開いたします。（再開 午前 11 時 25 分）

（日程 6）

○佐藤議長

次に、日程第 6、認定第 1 号「令和 2 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第 11 号「令和 2 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの 11 件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

三瀬会計管理者。

〔三瀬会計管理者登壇〕

○三瀬会計管理者

認定第 1 号「令和 2 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」御説明申し上げます。

お手元にお配りしております地方自治法に基づく令和 2 年度決算における主要な施策の成果報告書によりまして御説明させていただきます。

まず初めに、その概要を申し上げます。

資料は 1 ページをお開きください。

令和 2 年度は、西予市復興まちづくり計画の推進を最優先事項とし、①安心で安全なまちの再建、②日常の暮らしの再建、③産業・経済における生業の再建、④インフラ環境、まちなみの整備、⑤子育てや教育環境の再建の 5 つの分野で、平成 30 年 7 月豪雨災害からの復旧・復興事業を実施いたしました。同時に、第 2 次西予市総合計画及び西予市まち・ひと・しごと創生総合戦略の政策目標の実現に向けて、①人口減少のスローダウン、②安全・安心の実感、③四国西予ジオパークの推進、④産業振興・雇用創出、⑤地域力の活性化、⑥魅力あふれるまちづくり、⑦働き方改革・合理化の 7 つの分野で各事業を展開いたしました。加えて、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業を国と歩調を合わせ実施いたしました。

それでは、令和 2 年度の一般会計決算の状況とあわせまして、普通会計における財政指標等の状況について御説明し、主要な施策の成果につきましてもその概略を御報告いたします。

まず、一般会計の決算規模と決算収支について

御説明いたします。

資料は 11 ページをお開きください。

令和 2 年度の一般会計の決算規模につきましては、歳入決算額は 370 億 6403 万 8000 円、歳出決算額は 356 億 2613 万 9000 円、歳入歳出差引額は 14 億 3789 万 9000 円となり、翌年度への繰越財源 4 億 3637 万 1000 円を除きます実質収支は 10 億 152 万 8000 円となります。前年度の決算規模と比較すると、歳入では 10.6%の増、歳出では 12.4%の増となっております。

次に、歳入決算の概要について御説明いたします。

令和 2 年度の決算額は、前年度と比較し 35 億 5348 万 5000 円増加しております。

増額の主な要因は、新型コロナウイルス感染症対策に関連した国庫支出金の増などであります。

一般財源を見ますと、市税は 31 億 9836 万円で、固定資産税、軽自動車税が増となったことにより、前年度と比較して 1632 万 1000 円の増となっております。普通交付税は 107 億 804 万 8000 円で、前年度と比較し 1 億 8124 万 9000 円の増となっております。一方、特別交付税は 14 億 6719 万 1000 円となり 2 億 3803 万 6000 円の減となりました。

本市は、歳入の多くを地方交付税、国・県支出金、市債等に依存しており、特に地方交付税の動向が財政運営に大きく影響することになります。豪雨災害からの復旧・復興事業に加え、新型コロナウイルス感染症への対応が求められる中、柔軟な財政出動を行うためには、一定規模の基金残高の確保がより重要となります。

次に、地方交付税の状況について御説明いたします。

資料は 13 ページをお開きください。

普通交付税につきましては、前年度と比較して、全国総額ベースで 2.5%増、全国市町村分で 0.9%増、愛媛県内市町分で 0.4%増という状況の中で、本市では、令和元年度で併算定替えによる優遇措置が終了したものの、地域社会再生事業費の創設、公債費に係る算入額が増加したことにより、交付額は 1.7%増の 107 億 804 万 8000 円となりました。

特別交付税につきましては、前年度と比較して、全国総額ベースで 6.6%減、全国市町村分では 4.4%減となり、愛媛県内市町分では、主に災害

関連経費の算入減により 3.3%減、本市においては 14%減の 14 億 6719 万 1000 円が交付されました。

臨時財政対策債につきましては、前年度と比較して、全国総額の発行可能額で 3.6%減、本市においては 2.8%増の 4 億 5597 万 2000 円、これを含めた交付税総額は、前年度と比較して 4453 万 4000 円の減となりました。

次に、財政力指数の状況について御説明いたします。

資料は 14 ページをお開きください。

本市の令和 2 年度の財政力指数は 0.25 であり、県市町平均 0.43 と比較すると、本市の財政力は極めて脆弱な状況にあります。

今後の見通しにつきましては、基準財政需要額の算定に用いる国勢調査人口の切替えも行われませんが、人口が減少した自治体に対する激変緩和措置などにより、結果としてこの指数は横ばいで推移することが予想されます。

次に、市債の状況について御説明いたします。

資料は 16 ページをお開きください。

市債の発行につきましては、令和 2 年度の決算額は 36 億 7145 万 6000 円で、災害復旧事業債、旧合併特例事業債等の借入額減少により、前年度と比較し 27.7%の減、地方債残高は前年度と比較し 2 億 6311 万 4000 円減の 399 億 1624 万 6000 円となりました。

次に、歳出決算の概要について御説明いたします。

資料は 17 ページをお開きください。

令和 2 年度の決算額は 356 億 2613 万 9000 円で、前年度と比較し 12.4%の増となっております。

増額の主な要因は、総務費で特別定額給付金給付事業の増、商工費で新型コロナウイルス感染症対策関連経費の増、土木費で災害公営住宅整備事業の増、教育費でせいよ東学校給食センター建設事業の増によるものです。

性質別決算額では、人件費、扶助費及び公債費を合計した義務的経費は 128 億 2584 万円、前年度と比較し、会計年度任用職員給与費の人件費への移行及び公債費の増加等により 10.2%の増となっております。また、普通建設事業費及び災害復旧事業費を合計した投資的経費は 67 億 8083 万 3000 円となり、前年度と比較し 20.7%の減とな

っています。普通建設事業費の主なものとしては、防災行政無線デジタル整備事業、せいよ東学校給食センター建設事業などの大型事業、災害復旧事業費においては、野村保育所整備をはじめ、豪雨災害からの復旧事業となっております。

目的別決算額では、増額科目においては、主に総務費が 68 億 3619 万 8000 円となり、特別定額給付金給付事業等の増により 96.6%の増、商工費が 12 億 3120 万 4000 円となり、新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等経営安定支援事業などの増により 27.2%の増、土木費が 26 億 4986 万円となり、災害公営住宅整備事業等の増により 34.4%の増となっております。減額科目においては、主に衛生費が 22 億 3342 万 9000 円となり、災害廃棄物処理事業等の減により 13.5%の減、労働費が 1375 万 5000 円となり、雇用創造推進事業等の減により 32.6%の減、災害復旧費が 18 億 9872 万 5000 円となり、豪雨災害に係る事業費の減により 34.6%の減となっております。

資料は 37 ページをお開きください。

令和 2 年度においても、平成 30 年 7 月豪雨災害からの復旧・復興事業に引き続き取り組みました。令和 2 年度の復旧・復興予算は、当初予算及び補正予算により 29 億 9847 万円を計上し、令和元年度からの繰越予算を含めると、合計 69 億 1564 万円となっております。

復旧・復興予算の主なものは、民生費において、被災者見守り・相談支援事業 2060 万 7000 円、被災建物等解体・撤去支援事業 1040 万 2000 円、農林水産業費において、緊急自然災害防止対策事業 9706 万円、商工費において、店舗リニューアル補助金事業 1504 万 3000 円、土木費において、小規模住宅地区等改良事業 2 億 6995 万 6000 円、災害公営住宅整備事業 10 億 4612 万 5000 円、教育費において、せいよ東学校給食センター建設事業 5 億 4221 万 1000 円、災害復旧費において 45 億 5181 万 3000 円などとなっております。

令和 2 年度の歳出決算額は 34 億 9084 万 7000 円ですが、24 億 6796 万 3000 円を翌年度に繰越ししているため、実質的な不用額は 9 億 5683 万円となります。なお、繰越事業の財源としては、国・県補助金、市債等を充てております。

資料は 100 ページをお開きください。

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症への

対応として、数次の補正予算を編成し 49 億 5933 万 6000 円を計上いたしました。

感染症対策予算の主なものは、総務費において、特別定額給付金給付事業 36 億 9538 万円、民生費において、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業 5765 万 8000 円、衛生費において、新型コロナウイルス感染症対策事業 3355 万円、農林水産業費において、木材価格緊急対策事業 1920 万 8000 円、商工費において、新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等経営安定支援事業 5 億 7863 万 9000 円、教育費において、新型コロナウイルス感染症対策事業 6931 万円などとなっております。

令和 2 年度の歳出決算額は 47 億 2990 万 2000 円となり、1 億 6744 万 2000 円を翌年度に繰越ししております。なお、繰越事業の財源としては、国・県補助金を充てております。

次に、実質公債費比率の状況について御説明いたします。

資料は 20 ページをお開きください。

令和 2 年度の実質公債費比率は 10.5%で、前年度と比較して 0.8%上昇しております。元利償還金及び公債費に準ずる債務負担行為の額が大幅な増となったことが、比率上昇の主な要因であります。普通交付税の大きな伸びが見込めない中、市債残高が増加傾向であることから、今後も比率の上昇が見込まれます。

次に、健全化判断比率の状況について御説明いたします。

資料は 21 ページからになりますが、22 ページを御覧ください。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額が生じていないため該当ありません。実質公債費比率は、先ほど申し上げましたとおり、前年度と比較して 0.8%上昇の 10.5%、将来負担比率は、前年度と比較して 0.5%上昇の 72.9%となっており、いずれの指標も早期健全化基準を下回っている状況であります。

しかしながら、今後実質公債費比率については、一般会計における公債費の増加とともに、特別会計等の元利償還に対する繰出金の増加等により上昇し、将来負担比率についても、一般会計の市債残高の増加、特別会計等の公債費残高に対する繰出見込額の増加、充当可能基金の減少等により上昇することが見込まれ、財政全般にわたる慎重な

運営が求められます。

特に、多額の市債発行が続きますと市債残高も増加の一途となり、将来に大きな負担を残すこととなります。財政上可能な限り有利な市債を活用し、後年度の財政運営にできるだけ影響が出ないよう計画的な市債発行を行っているところであります。

次に、主要な施策の成果についてその概略を御報告いたします。

資料 2 ページを御覧ください。

政策別の施策といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業はあったものの、「しごとづくり」では、事業所の経営支援、創業支援等の商工業振興事業、持続的な農業経営の基盤づくり、森林環境の基盤整備、市産材の活用促進、漁港整備及び維持管理等の農林水産業振興事業、観光施設の活用と適正管理、ジオパークの普及推進等の観光振興事業を実施いたしました。

「ひとづくり」では、子育て支援の推進、学校教育の充実、健康づくりの推進、継続的な医療体制づくりの推進、火災・救急体制の整備、高齢者及び障がい者福祉の推進、セーフティーネットの確保と地域福祉の推進、生涯学習及び人権教育の推進、スポーツ及び文化振興事業を実施いたしました。

「まちづくり」では、市街地整備等の持続的な市域へのデザイン、市民協働の推進、防災・減災対策及び交通安全・防犯対策の推進、道路・橋梁等のインフラ整備及び維持管理、水道水の安定供給及び汚水処理の推進、自然環境・生活環境の保全、地域情報化と情報発信力の向上を図るための事業を実施いたしました。

「行財政」では、移住・定住の促進、公共施設マネジメントの推進、オフィス改革による効率的な仕事の推進等、持続的な行政経営への取組を実施いたしました。

なお、基本計画の主要な施策の成果に係る事業の概要につきましては、成果報告書の 46 ページから 99 ページに記載しておりますので、お目通しいただきますようお願いいたします。

以上、主要な部分の御説明となりましたが、よろしく御審議の上、御認定いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、令和 2 年度西予市特別会計の決算

について御説明申し上げます。

資料は 9 ページになります。

公営企業会計を除く特別会計の総額では、歳入決算額は 125 億 3697 万 1000 円、歳出決算額は 123 億 6534 万 8000 円、歳入歳出差引額は 1 億 7162 万 3000 円、実質収支も同額となります。

それでは会計別に御説明を申し上げます。

まず、認定第 2 号「令和 2 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について」御説明申し上げます。

資料は 103 ページになります。

令和 2 年度決算額は、歳入総額が 4332 万 6000 円で、前年度と比較しまして 469 万 3000 円の増、歳出総額は 1674 万 1000 円で、前年度との比較では 12 万 7000 円の増となり、形式収支、実質収支ともに 2658 万 5000 円となっております。

なお、令和 2 年度貸付人数は 20 人で、貸付総額は 759 万円、償還人数は延べ 870 人で、償還総額 2130 万 7200 円であります。

続きまして、認定第 3 号「令和 2 年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」御説明申し上げます。

資料は 104 ページをお開きください。

まず、国民健康保険特別会計事業勘定は、歳入総額が 52 億 861 万 4000 円、歳出総額は 51 億 3964 万 6000 円となり、形式収支、実質収支ともに 6896 万 8000 円の黒字となっております。この繰越額につきましては、その一部を財政調整基金に積み立てることとしております。

当会計におきましては、被保険者の減少や高齢化、医療技術の高度化などに伴い、今後も厳しい財政運営となることが予想されます。将来にわたって、国保の安定的な運営と財政の健全化を図るためにも、引き続き保険税の高い収納率を維持するとともに、ジェネリック医薬品の普及促進、健康の保持増進や保健事業の効率的な実施による重症化予防に取り組むことにより、国保会計の健全化に努めてまいります。

次に、診療所施設勘定について御説明いたします。

資料は 109 ページからになりますが、110 ページをお開きください。

市内 3 診療所の歳入総額は 1 億 4181 万 3000 円、歳出総額も 1 億 4181 万 3000 円となっております。

診療所勘定におきましては、一般会計から4197万3000円を繰り入れることにより収支均衡を図っている状況にあることから、引き続き、医薬材料費等の経費削減に努めるとともに、今後も医療体制の見直しを図るなど、地域の実情に応じた医療提供体制の確保に努めてまいります。

続きまして、認定第4号「令和2年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」御説明申し上げます。

資料は113ページになります。

まず、歳入総額は6億6663万6000円で、前年度と比較いたしまして4211万1000円の増、歳出総額が6億4806万5000円で、前年度と比較して3500万8000円の増となりまして、形式収支、実質収支ともに1857万1000円の黒字額を計上しております。

歳入につきましては、被保険者の保険料が3億9799万円、繰入金2億4622万1000円、後期高齢者医療健康診査の受託収入などの諸収入1076万9000円が主なものです。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金が6億1221万2000円となり、歳出全体の94.5%を占め、歳出のほとんどが実績額確定に伴う保険料、保険基盤安定分、広域連合の共通経費となっております。

続きまして、認定第5号「令和2年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」御説明申し上げます。

資料は116ページからになります。

介護保険特別会計事業勘定は、歳入総額が61億3097万5000円で、前年度と比較しまして1億2473万9000円の増、歳出総額は60億7399万3000円で、前年度と比較しまして7955万8000円の増となり、形式収支5698万2000円の黒字額を計上しております。

今後も介護サービスや介護予防サービス、介護予防・日常生活支援総合事業が、多様な事業者、または施設等から適正かつ安定的、継続的に提供されるよう指導・監理し、介護保険の健全運営を図ってまいります。

続きまして、認定第6号「令和2年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」御説明申し上げます。

資料は122ページからになります。

農業集落排水事業特別会計における歳入総額は3億4560万7000円で、前年度と比較いたしまして60万2000円、0.17%の増、歳出総額が3億4509万円で、前年度と比較いたしまして60万1000円、0.17%の増となりまして、実質収支が51万7000円となっております。

本事業につきましては、農業集落における農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の生活環境の向上を図るため、現在10処理場が稼働しており、機能診断調査の評価結果に基づき、適時・適切な施設の維持管理に努めているところであります。

以上、令和2年度西予市特別会計歳入歳出決算について御説明をさせていただきました。

よろしく御審議の上、御認定いただきますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

三瀬建設部長。

〔三瀬建設部長登壇〕

○三瀬建設部長

認定第7号「令和2年度西予市水道事業会計決算の認定について」御説明申し上げます。

公営企業会計決算書の18ページをお開きください。

まず、令和2年度の西予市水道事業の概要を報告いたします。

総括事項として、営業収益における給水収益につきましては、給水人口が減少した一方で、給水戸数の増加などにより、年間総有収水量が増加したことにより、前年度比1.4%の増となりました。

また、業務量につきましては、給水人口が前年度から375人減少し2万9393人、年間総有収水量は前年度比0.8%増の328万4201立方メートルとなりました。

次に、収益的収入及び支出の決算額について御説明いたします。

4ページをお開きください。

水道事業収益7億954万8269円に対しまして、水道事業費用は6億7584万1780円となり、前年度と比較しまして、収益は2.4%の増、費用についても2.2%の増となっております。なお、これらは消費税込みの金額であります。

次に、8ページをお開きください。

このことを損益計算書で御説明いたしますと、営業収益 5 億 7092 万 3992 円に対しまして、営業費用が 6 億 223 万 7331 円となり、差引き 3131 万 3339 円の営業損失となりました。

次に、営業外収益は、水道加入金など 7963 万 7530 円となっており、営業外費用は、企業債の支払利息など 2716 万 1921 円を支出しております。

以上によりまして、経常利益 2116 万 2270 円、当年度純利益 2154 万 9093 円となり、当年度未処理分利益剰余金が 1 億 458 万 1093 円となっております。なお、積立金と合わせた利益剰余金の合計は 5 億 4028 万 3676 円であります。

次に、資本的収入及び支出について御説明いたします。

6 ページをお開きください。

資本的収入につきましては、税込み収入総額 1 億 1008 万 2482 円となっております。その内訳は、負担金 1410 万 7233 円、補助金 8207 万 7249 円、出資金 1389 万 8000 円であります。

次に、資本的支出につきましては、税込み支出総額 2 億 9213 万 2237 円で、建設改良費として 1 億 9355 万 3560 円、企業債償還金として 9857 万 8677 円を支出しております。建設改良の主な工事は、三瓶給水区域の津布理浄水場整備事業、宇和給水区域の新城及び永長第 1 水源における井戸築造事業などであります。

また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する 1 億 8204 万 9755 円につきましては、当年度分損益勘定留保資金等で補填をいたしました。

そのほか、決算資料を掲載しておりますので御参照ください。

続きまして、認定第 8 号「令和 2 年度西予市簡易水道事業会計決算の認定について」御説明申し上げます。

公営企業会計決算書の 54 ページをお開きください。

まず、令和 2 年度の西予市簡易水道事業の概要を報告いたします。

総括事項として、西予市簡易水道事業は令和 2 年 4 月 1 日より地方公営企業法の全部を適用し、企業会計方式による経理処理へ移行しました。

初めに、業務量につきましては、給水人口は 4,785 人、年間総有収水量は 54 万 4784 立方メートルとなりました。

次に、収益的収入及び支出の決算について御説明いたします。

40 ページをお開きください。

簡易水道事業収益 1 億 3111 万 7460 円に対しまして、簡易水道事業費用は 1 億 3870 万 8109 円となっております。なお、これらは消費税込みの金額であります。

次に、44 ページをお開きください。

このことを損益計算書で御説明いたしますと、営業収益 5485 万 1209 円に対しまして、営業費用が 1 億 2748 万 8681 円となり、差引き 7263 万 7472 円の営業損失となりました。

次に、営業外収益は、市からの補助金など 7058 万 834 円となっており、営業外費用は、企業債の支払利息など 166 万 6213 円を支出しております。

以上によりまして、経常損失 372 万 2851 円、当年度純損失 723 万 5551 円となったことにより、当年度未処理欠損金 723 万 5551 円となっております。

次に、資本的収入及び支出について御説明いたします。

42 ページをお開きください。

資本的収入につきましては、税込み収入総額 560 万 1451 円となっております。その内訳は補助金であります。

次に、資本的支出につきましては、税込み支出総額 1304 万 1596 円で、企業債償還金を支出しております。

また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する 744 万 145 円につきましては、当年度分損益勘定留保資金などで補填をいたしました。

そのほか、決算資料を掲載しておりますので御参照いただいたらと思います。

続きまして、認定第 9 号「令和 2 年度西予市公共下水道事業会計決算の認定について」御説明申し上げます。

公営企業会計決算書の 88 ページをお開きください。

西予市公共下水道事業の概要を報告いたします。

西予市公共下水道事業は令和 2 年 4 月 1 日より地方公営企業法の一部を適用し、企業会計方式による経理処理へ移行いたしました。当事業は、野村処理区と宇和处理区の計 2 処理区で下水道整備

を実施しており、現在は、宇和处理区における管路整備工事を行っております。

業務量につきましては、接続人口が 5,777 人、年間総有収水量は 79 万 3321 立方メートル、水洗化率は 55.9%となりました。

次に、収益的収入及び支出の決算額について御説明いたします。

74 ページをお開きください。

下水道事業収益 5 億 700 万 4266 円に対しまして、下水道事業費用は 4 億 6502 万 4670 円となりました。なお、これらは消費税込みの金額であります。

78 ページをお開きください。

損益計算書で御説明いたしますと、営業収益 1 億 295 万 5220 円に対しまして、営業費用が 4 億 1208 万 8474 円となり、差引き 3 億 913 万 3254 円の営業損失となりました。

次に、営業外収益は、他会計負担金など 3 億 9043 万 9106 円となっており、営業外費用は、企業債の支払利息など 4347 万 9559 円を支出しております。

以上によりまして、経常利益 3782 万 6293 円となり、特別利益と特別損失を合わせまして、当該年度純利益 3884 万 9812 円となっております。

次に、資本的収入及び支出について御説明いたします。

76 ページをお開きください。

資本的収入につきましては、税込み収入総額 3 億 4707 万 9508 円となっております。その内訳は、企業債 6330 万円、出資金 2 億 322 万 3140 円、補助金 5963 万 3868 円、分担金及び負担金 2092 万 2500 円であります。

次に、資本的支出につきましては、税込み支出総額 3 億 2053 万 9546 円で、建設改良費として 1 億 1596 万 8406 円、企業債償還金として 2 億 457 万 1140 円を支出しております。建設改良費については、宇和处理区の管路整備に係る費用であり、主な整備地区は卯之町四丁目及び稻生地区であります。

また、翌年度繰越額に係る財源充当額を除いた資本的収入額が資本的支出額に対して不足する 416 万 38 円につきましては、繰越工事資金及び引継金で補填いたしました。

そのほか、決算資料を掲載しておりますので御

参照ください。

以上、よろしく御審議を賜り、御認定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山岡医療介護部長。

〔山岡医療介護部長登壇〕

○山岡医療介護部長

認定第 10 号「令和 2 年度西予市病院事業会計決算の認定について」御説明を申し上げます。

公営企業会計決算書の 122 ページをお開きください。

全国的な医師及び看護師の不足など、医療を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いております。また、当年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響も大きく受けた経営となっております。

そのような中、西予市民病院におきましては、内科、外科、泌尿器科及び整形外科の常勤医師及び必要な診療科等の非常勤医師を確保し、年間を通して入院・外来診療を行うことができました。

また、野村病院におきましても、内科、整形外科の常勤医師及び必要な診療科等の非常勤医師を確保し、年間を通して入院・外来診療等を行うことができました。

これらによりまして、両病院が連携して、公立病院としての診療機能や市内の二次救急体制の維持及び新型コロナウイルス感染症対応に努めてきたところであります。

今後におきましても、医師及び看護師等の確保に努め、医師会や関連機関とも連携し、西予市内の地域医療を維持していく所存でございます。

次に、123 ページの業務量でございますが、西予市民病院では、年間入院延患者数 3 万 598 人、外来延患者数 4 万 4221 人、野村病院では、年間入院延患者数 2 万 4969 人、外来延患者数 4 万 2554 人となっております。

次に、110 ページの収益的収入及び支出について御説明いたします。

病院事業収益 40 億 6295 万 6227 円に対しまして、病院事業費用は 41 億 4149 万 2148 円となっております。なお、これらは消費税込みの金額でございます。

その詳細につきましては、114 ページの損益計算書で説明をいたします。

医業収益 30 億 3843 万 8851 円に対し、医業費用は 39 億 64 万 9723 円で、差引き 8 億 6221 万 872 円の営業損失となりました。

その主な要因といたしましては、患者数減少に伴う診療収益の減、西予市民病院建設及び野村病院の大規模改修に係る減価償却費、医療スタッフの確保、増員に伴う給与費の増などがございます。

次に、医業外収益は 9 億 8758 万 5374 円で、うち 5 億 5200 万 7406 円が一般会計からの負担金及び補助金、1 億 3389 万 9613 円が国・県からの補助金でございます。

医業外費用は 2 億 2970 万 5752 円で、主に企業債の利息、控除対象外消費税として計上される雑支出及びスマイル保育園の運営費でございます。

以上によりまして、経常損失 1 億 433 万 1250 円、当年度純損失 8213 万 4391 円となり、当年度未処理欠損金は 5 億 5701 万 3025 円となっております。

続いて、112 ページの資本的収入及び支出について御説明いたします。

資本的収入の総額は 9 億 1689 万 6456 円で、内訳は、一般会計出資金 340 万円、一般会計負担金 2 億 1182 万 7456 円、企業債 6 億 3920 万円、補助金 6246 万 9000 円であります。

次に、資本的支出につきましては、税込み支出総額は 10 億 6456 万 2653 円で、これは医療機器の更新などの建設改良費 7 億 3324 万 4736 円、企業債償還金 3 億 2891 万 7917 円、奨学資金制度に係る投資 240 万円となっております。

これにより、資本的収入が資本的支出額に対して不足する額 1 億 4766 万 6197 円につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたしました。

149 ページから西予市民病院及び野村病院の決算資料を掲載しておりますので御参照ください。

続きまして、認定第 11 号「令和 2 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」提案理由の御説明を申し上げます。

令和 2 年度西予市公営企業会計決算書の 196 ページをお開きください。

令和 2 年度は、利用者が住みなれた地域で安心して生活できるよう在宅復帰支援や在宅療養支援に力を入れました。具体的には、令和 2 年 5 月から施設基準を基本型から在宅強化型に変更し、在宅復帰に向けたリハビリをより強化しているところ

でございます。また、サービスの高度化による介護報酬区分を算定することで経営の安定化を目指し、1 日の平均入所者数は、対前年度比 8.5 人増、率にして 10% 増となりました。利用者には選ばれる施設となるよう職員が一丸となって努力をしているところでございます。

業務量でございますが、年間施設（一般）入所延利用者数は 3 万 649 人、短期入所延利用者数は 2,047 人、短期を合わせた入所 1 日平均利用者数は 89.6 人、通所利用者数は年間利用者数 6,422 人、1 日平均利用者 21.5 人となりました。次に、182 ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出について、決算報告書で説明いたします。

施設事業収益 5 億 5926 万 281 円に対しまして、施設事業費用は 5 億 5630 万 2539 円となっております。これらは消費税込みの金額であります。

このことを 186 ページの損益計算書で御説明いたしますと、施設運営事業収益 4 億 9527 万 7238 円に対しまして、施設運営事業費用は 5 億 3858 万 3189 円となり、差引き 4330 万 5951 円の営業損失となりました。

令和 2 年度は営業損失を計上することとはなりましたが、施設基準の変更と利用者増に伴い、施設運営事業収益は前年度比 3958 万 6543 円の増収となりました。費用においては、在宅強化型への移行のためにリハビリ職員の増員と会計年度任用職員制度への移行に伴い給与費が増額となりました。また、新型コロナウイルス感染防止に必要な経費も増加しております。

次に、施設運営事業外収益は市からの補助金などにより 4455 万 8930 円となっており、施設運営事業外費用は、企業債の支払利息などで 1705 万 7251 円を支出しております。

以上によりまして、経常損失は 1580 万 4272 円、特別利益と特別損失を合わせますと、当年度純利益は 295 万 7742 円となり、当年度未処理欠損金は 3699 万 1280 円となりました。

次に、資本的収入及び支出について御説明いたします。

184 ページをお開きください。

資本的収入につきましては 4520 万 4793 円となっており、市からの繰入金を計上したものであります。

一方、資本的支出につきましては4586万2593円となっており、建設改良費及び企業債償還元金を支出しております。

事業の概要につきましては、191ページの貸借対照表及び195ページからの事業報告書等を御参照願います。

今後とも関係機関と緊密な連携を図り、効率的な施設運営と経費節減に努め、さらなるサービスの向上と利用者やその家族の生活支援をしてまいりたいと考えております。

以上、よろしく御審議を賜り、御認定くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤議長

理事者の説明は終わりました。

暫時休憩します。(休憩 午後0時24分)

○佐藤議長

再開いたします。(再開 午後1時30分)

認定第1号から認定第11号までの監査報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

正司代表監査委員。

〔正司代表監査委員登壇〕

○正司代表監査委員

決算審査意見について御報告申し上げます。

市長から地方自治法の規定に基づき審査に付されました令和2年度西予市一般会計・特別会計の決算及び西予市基金運用状況並びに地方公営企業法の規定に基づき審査に付されました西予市公営企業会計の決算について、慎重に審査を行い、去る8月17日に決算審査意見書を市長へ提出したところでございます。

以下、その内容について御報告させていただきます。

お手元の令和2年度西予市一般会計及び特別会計決算審査意見書の1ページを御覧ください。

第1 審査の対象は、令和2年度一般会計及び令和2年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計ほか4特別会計の歳入歳出決算です。

第2 審査の概要であります。

まず、審査の方法につきましては、市長から提出されました一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、その他政令で定められた書類について、関係諸帳簿及び証拠書類と照合し、計数の正確性、

予算の執行状況の確認を行うとともに、定例監査や例月現金出納検査の結果を参考に審査をいたしました。

次に、審査の期間ですが、令和3年6月29日から8月6日までの間実施をいたしました。

第3 審査の結果であります。

計数に誤りはなく、歳入歳出予算の執行及び関連する事務処理についても適正に行われていると認められました。

次に、決算の概要であります。

2ページの(1)決算規模のア、総計決算額を御覧ください。

アの総計決算額は、歳入が496億100万円、歳出が479億9148万円であります。ウの総計決算額の比較を見ていただきますと、前年度に比べて、歳入が36億1954万円、歳出が40億7399万円、それぞれ増加しております。

続いて、3ページの(2)決算収支状況を御覧ください。

一般会計及び特別会計の決算収支の状況は、合計欄に記載のとおり、歳入歳出差引額、いわゆる形式収支が16億952万円で、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支が11億7315万円であります。

一般会計と特別会計に分けてみますと、まず、一般会計の形式収支は14億3789万円で、実質収支は10億152万円、実質収支から前年度実質収支を差し引いた単年度収支は3億1781万円の赤字となっております。

次に、特別会計では、形式収支、実質収支ともに1億7162万円で、単年度収支は8370万円の赤字となっております。

なお、各会計決算審査の状況、意見につきましては、4ページ以降に記載しておりますので、お目通しいただき、詳細な説明は省略させていただきます。

次に、49ページをお開きください。

まとめでございますが、中ほど以降に決算の状況を踏まえ、今後の行政運営等御配慮いただきたいことにつきまして4点を挙げさせていただきます。

まず1点目は財政状況であります。

財政状況では、4ページの財政指標のとおり、公債費負担比率が18.4%、経常収支比率は

96.5%と悪化が進んでおり、また、財政力指数も0.25%と依然厳しい状況が続いております。これまでの行財政改革の推進とその努力は理解できますが、本市の将来を見据え、持続可能な財政基盤の確立と健全運営により一層力を注いでいただきたいと考えます。

2点目は不納欠損額であります。

一般会計の不納欠損額は493万9000円、特別会計の不納欠損額は723万1000円で、その大半は市税、保険税及び保険料となっております。毎年多額の不納欠損額が生じており、取扱いに当たっては、内容を十分に審査の上で、安易な欠損処分とならないよう留意していただきたいと考えます。

3点目は不用額であります。

一般会計では、前年度に続いて、当年度においても20億円を超える不用額が生じております。新型コロナウイルス感染症の拡大により実施が見送られた事業も多くありますが、災害復旧事業が全体の4割を占めている状況となっております。このような多額の不用額につきましては、徹底した予算管理に努めていただくようお願いいたします。

4点目は新型コロナウイルス関係であります。

新型コロナウイルス感染症の拡大が長期化し、地域経済への影響が大変憂慮される状況になっております。引き続き、個人事業主や中小企業などの零細な方々への切れ目のない支援と柔軟な対応を切に望むものであります。

以上、一般会計及び各特別会計決算の審査結果報告とさせていただきます。

なお、50ページ以降の西予市基金運用状況審査の結果につきましては、各基金の計数はいずれも正確であり、適正に運用されていると認められましたので報告させていただきます。

続きまして、令和2年度西予市公営企業会計決算審査意見書の1ページを御覧ください。

第1 審査の対象ですが、令和2年度は、従来の水道事業会計、病院事業会計、野村介護老人保健施設事業会計のほかに、簡易水道事業会計及び公共下水道事業会計を加えた5つの事業会計の決算であります。

第2 審査の概要であります。

審査の方法につきましては、市長から提出され

ました5つの事業会計の決算報告書、財務諸表、事業報告書及び政令で定められた書類について、これらの計数、経営成績、財政状況が適正な表示であるかなど、関係諸帳簿及び証拠書類と照合するとともに、定例監査、例月現金出納検査の結果も参考に審査をいたしました。

次に、審査の期間ですが、令和3年6月21日から令和3年8月6日までの間実施をいたしました。

第3 審査の結果であります。

いずれも法令に基づいて作成され、計数、経営成績及び財政状態についても適正に表示されていると認められました。

次に、総合意見について説明させていただきます。

6ページ、(2) 総合意見を御覧ください。

経営の状況ですが、5つの事業会計全体の純損失は、前年度の1億8936万6000円から2601万3000円に減少しております。

純損失の主な減少要因は、水道事業会計の給与等費用の減少、病院事業会計の補助金負担金などの医業外収益が増加したことによるものであります。

7行目以降を御覧ください。

各事業会計の経営分析結果ですが、財務比率の流動比率、当座比率、現金預金比率は、公共下水道事業会計を除いてよい方向で推移しておりますが、損益その他の比率の営業収支比率は、各事業会計ともに100%未満で営業損失が生じ経営が厳しい状況にあります。

公営企業は、経済性の発揮と公共の福祉増進を目的とされ、また、経営の安定と市民生活に対するサービスの向上が求められているところであります。決算書で経営成績や財政状態などを的確に分析し、分析結果を踏まえて、中長期的な視点に立った持続可能な経営に努めていただきたいと考えます。

当面、各事業会計におかれましては、今から申し上げます点に留意して取り組んでいただくよう望むものであります。

まず一つ目は水道事業の経営であります。有収率低下の一因と考える老朽化した設備の更新を計画的に進めていただくとともに、安心・安全な水道水の供給と財源確保のための適切な料金設定

についても取り組まれるよう望むものであります。

二つ目は簡易水道事業の経営であります。公営企業会計に移行してきたことに伴い、経営成績や財政状況を的確に把握し、経営の効率化や施設の維持管理に努めるとともに、各簡易水道事業間及び上水道事業との公平性も考慮し、適切な料金設定の検討を望むものであります。

三つ目は公共下水道事業の経営であります。簡易水道事業と同じく公営企業会計に移行してきたことに伴い、簡易水道事業と同様、経営成績や財政状況を的確に把握し、公共下水道への接続が低い水洗化の向上策に最善の努力を期待するものであります。あわせて、適切な料金設定についても取り組んでいただくことを望むものであります。

四つ目は病院事業経営であります。新たに導入した地域医療連携システム（せい坊ネット）を活用して、市内の民間医療との連携を一層推進するとともに、公立病院として安定した運営ができるよう、健全な病院経営に取り組んでいただきますよう望むものであります。

最後に、野村介護老人保健施設事業経営であります。住宅強化型の施設基準取得や入所利用者数の増加などで収益は向上してきていますが、短期入所及び通所リハビリの利用者数が低迷していることから、これらの通所利用者数の増加にも取り組むなど、引き続き利用者数の確保に努め、経営の安定化を図っていただくよう望むものであります。

なお、各事業会計の決算審査の状況は7ページ以降に記載しておりますので、お目通しいただき、説明は省略させていただきます。

以上、公営企業会計決算審査意見の報告とさせていただきます。

これで決算審査意見についての報告を終わります。

（日程7）

○佐藤議長

次に、日程第7、報告第9号「令和2年度西予市一般会計継続費精算報告について」から、報告第20号「西予CATV株式会社の経営状況について」までの12件を一括議題といたします。

理事者の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宗副市長。

〔宗副市長登壇〕

○宗副市長

報告第9号「令和2年度西予市一般会計継続費精算報告について」提案理由の御説明を申し上げます。

令和2年度において、せいよ東学校給食センター建設事業における監理委託及び本体工事、社会福祉施設災害復旧事業における野村保育所整備、監理委託及び本体工事の継続費に係る継続年度が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により継続費精算報告書を添えて御報告申し上げます。

続きまして、報告第10号「令和2年度健全化判断比率の報告について」提案理由の御説明を申し上げます。

令和2年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の健全化判断4比率を算定いたしましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により監査委員の意見を付し報告するものであります。

なお、健全化判断比率と申しますのは、市の財政運営が将来を含め、どういう状態であるのかを見るためのものでございます。

その比率でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、一般会計並びに全ての会計を通しての実質赤字額はございません。

次に、実質公債費比率は借入金返済の度合いを、将来負担比率は将来の財政運営を圧迫する度合いを見るものでございます。

いずれの比率につきましても、早期健全化の基準値を下回っており、現状では健全な財政運営状況であることを御報告いたします。

続きまして、報告第11号「令和2年度資金不足比率の報告について」提案理由の御説明を申し上げます。

水道事業会計、簡易水道事業会計、公共下水道事業会計、病院事業会計、野村介護老人保健施設事業会計及び農業集落排水事業特別会計につきまして、令和2年度資金不足比率を算定いたしましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付し報告するものであります。

この資金不足比率とは、公営事業の経営状況の悪化の度合いを見るものでありますが、一覧表のとおり全ての会計において資金不足を生じておらず、健全な経営がなされている状況であることを御報告申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山岡医療介護部長。

〔山岡医療介護部長登壇〕

○山岡医療介護部長

報告第 12 号「令和 2 年度西予市病院事業会計継続費精算報告について」提案理由の御説明を申し上げます。

令和 2 年度において、西予市民病院及び野村病院の医療情報システム整備事業の継続費に係る継続年度が終了しましたので、地方公営企業法施行令第 18 条の 2 第 2 項の規定により、継続費精算報告書を添えて御報告申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宗副市長。

〔宗副市長登壇〕

○宗副市長

報告第 13 号「西予市土地開発公社の経営状況について」、報告第 14 号「株式会社エフシーの経営状況について」、報告第 15 号「株式会社城川ファクトリーの経営状況について」、報告第 16 号「株式会社どんぶり館の経営状況について」、報告第 17 号「あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について」、報告第 18 号「株式会社グリーンヒルの経営状況について」、報告第 19 号「一般財団法人宇和文化会館の経営状況について」、報告第 20 号「西予 C A T V 株式会社の経営状況について」一括して提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第 221 条第 3 項で規定する市の出資比率が 50%以上の法人等については、同法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、毎事業年度に法人の経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出することが義務づけられており、本議会に 8 法人の令和 2 年度経営状況について報告するものがあります。

各法人の経営状況の詳細につきましては、担当部長から補足説明いたしますのでよろしくお願

い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

〔山住総務部長登壇〕

○山住総務部長

報告第 13 号「西予市土地開発公社の経営状況について」補足説明申し上げます。

令和 2 年度西予市土地開発公社の事業実績につきましては、完成土地売却としまして、さくら団地 4 区画を販売し 2809 万 7200 円の収入がありました。

令和 3 年度の事業計画につきましては、宇和町さくら団地で残り 31 区画、城川町高野子団地残り 6 区画、三瓶町いぶき団地残り 10 区画、宇和町みどり団地残り 12 区画、合計 59 区画の販売促進を行うことといたしております。

次に、令和 2 年度の収支報告をいたします。

収入の部では、事業収益 2809 万 7200 円、事業外収益 4 万 7800 円、繰越金 2419 万 6070 円、事業借入金 7000 万円の合計 1 億 2234 万 1070 円でございます。歳出の部は、販売費及び一般管理費 728 万 2418 円、事業外費用 18 万 9633 円、事業借入金償還 8200 万円の合計 8947 万 2051 円でございます。差引き繰越金といたしましては 3286 万 9019 円でございます。

詳細につきましては、お配りをいたしております資料をお目通しください。

以上で、西予市土地開発公社の経営状況の補足説明とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井産業部長。

〔酒井産業部長登壇〕

○酒井産業部長

報告第 14 号「株式会社エフシーの経営状況について」御説明を申し上げます。

同社は、森林の保全や林業の担い手育成など主な目的に林産物の生産、加工、販売及び農林業基盤整備に係る伐出、除伐、作業道開設と木質ペレット製造施設の指定管理者として素材生産森林整備事業に取り組んでおります。

令和 2 年度は積極的な技術研修による基幹林業労働者の育成とコスト削減に取り組み、素材生産

量 9,764 立方メートルと、前年度比約 158%増加いたしました。また、森林整備面積においても、前年値の 94 ヘクタールを上回り 118 ヘクタールとなりました。木質ペレット等木材加工品の生産及び販売額は、ペレット 274 トン、おが粉 422 立方メートルを生産、販売し、これを合わせた売上総額は約 1 億 1900 万円と、昨年比に売上総額が約 2200 万円の増額となり、当期純利益が約 1040 万円となりました。

雇用者数は現在 19 名で、事業目的に林業者の人材育成が位置づけられていることから、令和 3 年度は引き続き人材の雇用と育成、機械化による効率化及び林家向上等を目指すとともに、計画的な森林管理を行い、安定的な木材の生産と供給が可能となるよう地域の森林整備に取り組みます。また、西予市内森林の適切な整備と林業活性化に向けて、将来につながる経営の安定化と担い手の育成に引き続き努めてまいります。

なお、詳細につきましては、お配りしております資料を御覧ください。

次に、報告第 15 号「株式会社城川ファクトリーの経営状況について」御説明を申し上げます。

同社は、市内農林業の活性化のため、地元産品を使用した特産品の開発、生産、加工、販売を主な業務としており、指定管理者として、特産品センター、農産物加工センター、食肉加工センター、産地形成等促進施設の運営を行っています。

令和 2 年度売上高は約 4 億 7100 万円となり、昨年度に比べ約 1 億円の減少となりましたが、約 400 万円の当期純利益を上げることができました。

主な要因は、国の雇用調整金の活用によるもののほか、繁忙部署への機動的配置による業務の効率化に努めたことが利益率の向上につながったと考えております。

令和 3 年度につきましては、経営状況、消費者ニーズを的確に把握し、ネット販売の強化や小口取引先の開拓、委託による首都圏販路開拓などを進めるとともに、城川ファクトリーとしてのブランド力を高め、海外への輸出事業の拡大を図るなど、お客様の視点に立った商品サービスの開発を行ってまいりたいと考えております。また、公有財産の適正な維持管理に努め、産業振興、人材育成、情報発信等、常に新しいことに挑戦する姿勢のもとに、信頼される地域の中核企業として地方

活性化に貢献してまいります。

なお、詳細につきましては、お配りしております資料を御覧ください。

次に、報告第 16 号「株式会社どんぶり館の経営状況について」御説明を申し上げます。

同社は西予市指定管理者として、観光物産事業の振興による市内事業の所得の向上、地元雇用の創出による若者の定住、高齢者の生きがいづくり及び都市と農村の交流を目的にどんぶり館のふれあい市場、レストランなどの事業に取り組んでおります。

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、来館者は 45 万人にとどまり、売上高も昨年比約 2600 万円減の約 1 億 6300 万円となりました。あわせて、当期純利益につきましても、昨年比約 400 万円減の約 800 万円となっております。

現在、正職員、臨時、パート職員を含め 27 人で運営をしており、全員西予市からの雇用となっております。青空市場へ出荷する農家の方は 500 名の登録があり、100%西予市民、95%以上が西予市産の農産物となっております。特産市場についても 230 名の登録があり、80%以上が西予市の業者となっております。

令和 3 年度は、どんぶり館 2 号館としてオープンしたあおぞらと団体専用レストランジオキッチンをたくさんの方が御利用いただけるよう PR をしていくとともに、コロナウイルスの影響を注視しながら、地元産品の販売促進に力を入れてまいります。また、西予市の情報発信基地としての役割を担い、四国西予ジオパークの窓口としての施設づくりを目指し、魅力ある施設づくりに努めてまいります。

なお、詳細につきましては、お配りしております資料を御覧ください。

続きまして、報告第 17 号「あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について」御説明を申し上げます。

同社は西予市指定管理者として、明浜観光交流拠点施設、明浜ふるさと創生館、あけはまオートキャンプ場の 3 施設で、明浜地区の基幹産業であるかんきつ等の農林水産物を使った地域特産品の製品販売のほか、市民の健康増進、漁村と都市間の観光交流の推進、雇用確保を含めた地域振興を

担う経営管理を行っております。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、施設利用者数が約4万6000人と前年と比べて約1万4000人減少しました。あわせて売上高は前年度比90%の約1億4200万円となりましたが、持続化給付金の活用により、当期純利益は約300万円と黒字化することができました。

公益性の確保については、正職員、パート、季節雇用職員を含め34名を雇用しましたが、昨年度から3名の減となりました。引き続き、経営再建を最重点としながら、地域内人材を広く募集し育成に取り組んでまいります。

令和3年度は明浜町で最も多くの人手のあるかつばMATURIが中止となるなど、コロナウイルスの影響がありますが、感染状況に注意しながら経営改革を進めていきたいと考えております。

なお、詳細につきましては、お配りしております資料を御覧ください。

次に、報告第18号「株式会社グリーンヒルの経営状況について」御説明を申し上げます。

同社は、農産物の生産、加工、販売を主な業務とし、西予市指定管理者として、野村青汁工場の管理経営を行っております。

令和2年度の売上高は約9億6500万円と前年比82%にとどまりましたが、当期純利益は前年比106%となる約3500万円となりました。

今年度の売上げが前年度より大きく減少した要因としましては、コロナ禍の影響で、青汁製品原料を使った新製品の計画が進まず、在庫が増え、1月から3月の製造を減らしたことが大きな理由となります。

期末における雇用者数は37名で、高齢化が進んでいるため、若手人材の雇用育成が急務となっており、今後も積極的に求人募集を行い、人材確保に努める予定です。

なお、詳細につきましては、お配りしております資料を御覧ください。

以上、報告とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮教育部長。

〔宇都宮教育部長登壇〕

○宇都宮教育部長

報告第19号「一般財団法人宇和文化会館の経営状況について」補足説明申し上げます。

一般財団法人宇和文化会館は、本年4月から引き続き指定管理者として、芸術文化事業の実施と施設の管理運営を行っております。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により、緊急事態宣言が発出された影響を受け、4月から5月の間で約1箇月間、平成3年の開館以来、初めて長期休館する事態となりました。芸術文化事業につきまして、自主事業では、計画しておりました全ての事業を中止または延期せざるを得ない状況となり、年度内に実施することができませんでした。なお、準備を進めておりました谷村新司コンサートと梅沢富美男劇団公演の2事業は、令和3年度に延期とし、このうち、谷村新司コンサートにつきましては、本年6月に貸館事業に切り替えて実施したところであります。共催事業では、客席数を半分にするなど、感染防止対策を講じて2事業を実施いたしました。

続きまして、令和2年度の貸館業務につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことにより、年間利用件数574件、利用人数1万4600人であり、前年度と比較しますと、件数で71.9%、利用者数で46.6%となっております。

次に、収支の状況について御報告させていただきます。

事業活動収入合計4090万円、事業活動支出につきましては、合計4133万5000円でした。収入合計から支出合計を差引き、さらに投資活動の収支差額のマイナス310万円を合わせた当期収支差額はマイナス353万5000円になりました。前期繰越収支差額が603万円でしたので、次期繰越収支差額は249万5000円となっております。

今後も施設の適切な管理を行いながら、地域住民を巻き込んだ自主事業の展開や市民のニーズに合った取組を行い、さらに利便性を高めることにより、経営の安定を図ってまいりたいと考えているところであります。

以上、宇和文化会館の経営状況についての説明とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

〔下澤政策企画部長登壇〕

○下澤政策企画部長

報告第 20 号「西予CATV株式会社の経営状況について」補足説明を申し上げます。

西予CATV株式会社の事業は、光ケーブルを伝送路としたCATV事業であり、自主放送番組の制作や有線テレビジョンによる再放送などでございます。

令和2年度におきましては、訪問による営業活動にも力を注ぎ、新規加入者を増やしつつ、既存加入者への多チャンネル放送やインターネットサービスへの加入促進営業を展開した結果、令和3年3月末の西予CATVが提供するテレビ加入率は57.9%、前年は56.1%でありました。インターネット加入率は39.1%、こちらも前年は35.9%でありました、となり、ともに前年度と比較して増加しております。

その結果、令和2年度の売上高につきましては4億4035万560円、営業利益8121万5527円、経常利益8163万8851円、当期純利益5365万1451円となっております。現在、営業活動により加入者は増えておりますが、転出などによる解約、休止の件数が増加傾向にあることから、今後、事業の多角化により、新たな事業の柱を構築するため、新規事業について研究を行っているところでございます。情報通信技術の技術革新は目まぐるしいものがあり、業界を取り巻く環境だけでなく、業界そのものの環境が大きく変わろうとしています。

今後も変化を見極め、的確に対応し、市民に必要な情報やサービスを提供することで、明るく安心・安全なまちづくりに貢献し、企業としてさらに成長していけるよう促してまいりたいと思いません。

詳細については、お配りしております資料をお目通しいただきたいと思えます。

以上、西予CATV株式会社の経営状況の説明を終わります。

○佐藤議長

理事者の報告は終わりました。

(日程8)

○佐藤議長

次に、日程第8、意見書案第1号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を

求める意見書(案)の提出について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

議会運営委員長信宮徹也君。

〔信宮議会運営委員会委員長登壇〕

○信宮議会運営委員会委員長

「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書(案)の提出について」提案理由の御説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しております。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められております。

その財源確保のため、地方税制の充実、確保が強く望まれております。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、次の事項を確実に実現されるよう強く要望いたします。

1. 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2. 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含めて、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。

3. 令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年

度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4. 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

5. 炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見を提出するものであります。

なお、意見書案はお手元に配信のとおりでありますので御確認ください。

以上、提案説明といたします。

○佐藤議長

提案者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第1号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）の提出について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、意見書案第1号は原案のとおり決定いたしました。

ただいま議決されました意見書案の字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を

議長に委任願いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

異議なしと認めます。よって、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

（日程9）

○佐藤議長

次に、日程第9、発議第3号「西予市決算審査特別委員会の設置について」を議題といたします。お諮りいたします。

本案については、16名の委員で構成する西予市決算審査特別委員会を設置し、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

異議なしと認めます。よって、本案については、16名の委員で構成する西予市決算審査特別委員会を設置し、審査することに決定いたしました。

次に、選任第3号「西予市決算審査特別委員会委員の選任について」を議題といたします。

本案については、委員会条例第8条第1項の規定により、西予市決算審査特別委員会委員に1番和気数男君、2番宇都宮久見子君、3番信宮徹也君、4番宇都宮俊文君、5番加藤美香君、6番中村一雅君、7番河野清一君、9番山本英明君、10番竹崎幸仁君、11番小玉忠重君、12番源正樹君、13番井関陽一君、14番中村敬治君、15番二宮一朗君、16番兵頭学君、17番森川一義君をそれぞれ指名いたします。

ただいま選任されました西予市決算審査特別委員会委員の諸君は、直ちに委員会を開催の上、委員長、副委員長を互選し議長に報告願います。

暫時休憩いたします。（休憩 午後2時22分）

○佐藤議長

再開いたします。（再開 午後2時31分）

西予市決算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選結果について報告いたします。

西予市決算審査特別委員会委員長に宇都宮俊文君、副委員長に河野清一君、以上のとおりであります。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

9月3日は午前9時より一般質問を行います。
本日はこれにて散会いたします。

散会 午後2時31分

第 2 日

9月3日（金曜日）

令和3年第3回西予市議会定例会会議録（第2号）

- | | | | |
|------------------|-------------|-----------------------|-----------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和3年 9月 3日 | 明 浜 支 所 長 | 上 中 保 博 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 野 村 支 所 長 | 和 氣 岩 男 |
| 1. 開 議 | 令和3年 9月 3日 | 城 川 支 所 長 | 藤 川 忠 男 |
| | 午前 9時00分 | 三 瓶 支 所 長 | 片 山 勇 一 |
| 1. 散 会 | 令和3年 9月 3日 | 総 務 課 長 | 一 井 健 二 |
| | 午前11時39分 | 財 政 課 長 | 宇 都 宮 明 彦 |
| 1. 出 席 議 員 | | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
| 1 番 | 和 氣 数 男 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| 2 番 | 宇 都 宮 久 見 子 | 事 務 局 長 | 富 永 誠 |
| 3 番 | 信 宮 徹 也 | 議 事 係 長 | 三 好 祐 介 |
| 4 番 | 宇 都 宮 俊 文 | 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 5 番 | 加 藤 美 香 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり |
| 6 番 | 中 村 一 雅 | 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |
| 7 番 | 河 野 清 一 | | |
| 8 番 | 佐 藤 恒 夫 | | |
| 9 番 | 山 本 英 明 | | |
| 10 番 | 竹 崎 幸 仁 | | |
| 11 番 | 小 玉 忠 重 | | |
| 12 番 | 源 正 樹 | | |
| 13 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 17 番 | 森 川 一 義 | | |
| 18 番 | 酒 井 宇 之 吉 | | |
| 1. 欠 席 議 員 | | | |
| | な し | | |
| 1. 地方自治法第121条により | | | |
| 説明のため出席した者の職氏名 | | | |
| 市 長 | 管 家 一 夫 | | |
| 副 市 長 | 宗 正 弘 | | |
| 教 育 長 | 松 川 伸 二 | | |
| 総 務 部 長 | 山 住 哲 司 | | |
| 政策企画部長 | 下 澤 広 幸 | | |
| 生活福祉部長兼 | | | |
| 福祉事務所長 | 藤 井 兼 人 | | |
| 産業部長兼 | | | |
| 生活福祉部産廃処理施設担当部長 | 酒 井 信 也 | | |
| 建 設 部 長 | 三 瀬 計 浩 | | |
| 医 療 介 護 部 長 | 山 岡 薫 彦 | | |
| 会 計 管 理 者 | 三 瀬 功 | | |
| 消 防 本 部 消 防 長 | 酒 井 広 一 | | |
| 教 育 部 長 | 宇 都 宮 裕 | | |

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

開会 午前9時00分

○佐藤議長

おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○佐藤議長

日程第1、一般質問を行います。

質問者は通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

まず、5番加藤美香君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

おはようございます。

議席番号5番加藤美香です。

本日は、議長より一般質問を許可されましたので、通告に従いまして3点質問いたします。

1点目は、西予市の公共工事の入札についてお聞きいたします。

入札とは、国や都道府県、市町村等の地方自治体が公共事業の事業内容と契約事項を公示して、複数の業者の中から最も有利な条件を出したところに契約を発注するというございですが、全国的に公共事業の発注に関する不正等の報道がなされており、愛媛県においても同様の報道がなされております。

公共事業は市民の税金が投入され、入札は透明性、公正性のもと、経済的で質の高い施工が求められております。

そこでお伺いいたします。

公共工事において、西予市はどのような入札方法をとられているのかお聞きいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

皆さんおはようございます。

本日は、一般質問に当たりまして、早朝より傍

聴にお越しをいただきまして、心から感謝申し上げます。

9月に入りまして、朝晩は幾分過ごしやすくなってきた感じがありますが、日中はまだまだ厳しい暑さとなっております。体調にはくれぐれも御留意をいただきたいと思っております。

本日から土曜、日曜を挟んで3日間にわたりまして、8名の議員の皆様から一般質問をお受けいたします。

それぞれの御質問に対しまして真摯に回答させていただきたいと考えておりますのでどうぞよろしくお願いをいたします。

なお、市政運営の根幹に関わる質問には私が回答し、専門的分野などの質問につきましては各部長を中心として回答させていただきたいと考えておりますので、御理解をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

それでは、加藤議員からの西予市はどのような入札方法をとっているのかという質問についてお答えさせていただきます。

公共工事の中でも特に件数の多い建設工事につきまして御説明をいたします。

入札の方法につきましては、本市の契約規則及び要綱等に基づき、予定価格により決定をいたしております。予定価格が130万円を超え5000万円未満の場合には指名競争入札、5000万円以上1億5000万円未満の場合には事後審査型条件付一般競争入札、1億5000万円以上の場合には事前審査型一般競争入札により契約を行っております。

なお、工事の品質確保やダンプ等の対策といたしまして、最低制限価格を設定いたしており、最低制限価格以上の予定価格以下の中で一番安い入札価格が落札となります。また、予定価格が130万円以下の場合におきましては、入札によらない随意契約となります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

再質問させていただきます。

指名競争入札での指名選定方法はどのようになっているのかお聞きいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

指名業者の選定につきましては、建設工事請負業者選定要領によりまして、業者の格付及び指名業者数の条件設定が決まり、建設工事有資格者名簿に登録された者から、指名基準に基づき特定業者に偏らないように選定をいたしております。

建設工事有資格者名簿は、業者から建設工事入札参加資格審査申請書を提出したものを建設工事格付要領に基づき工種別に等級別格付を行ったもので、この名簿に登録された者から指名をすることになります。なお、一般競争入札もこの名簿に登録されている必要がございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

では、有資格者名簿登録の市内業者と市外業者の数をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

建設工事有資格者名簿の登録者数でございますが、市内業者81業者、市外業者は431業者の合計512業者となっております。

この名簿の有効期間でございますが、2年間となっております。現在は令和3年4月1日から令和5年3月31日までの有効となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

次の質問になりますが、令和2年度、昨年度の入札件数と平均落札率を工種別でお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

お答えをいたします。

土木工事が174件、平均落札率98.67%、建築工事が31件で98.57%、舗装工事が18件の90.19%、電気工事が11件の95.74%、管工事が8件の97.89%、水道施設工事が12件の97.72%、その他工事は10件の93.68%となっております。令和2年度の全体では264件、平均落札率は97.73%でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

再質問いたします。

令和2年度の入札件数は264件、平均落札率は97.7%と落札率が高止まりしておりますが、高止まりしている原因をお聞きいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

落札率が高い状態が続いている、この要因でございますが、それにつきましては様々あるかと思いますが、一つには、平成30年7月豪雨災害によりまして多くの災害復旧工事を早急に実施する必要があるため、平成30年11月から入札制度の特例措置を設け、全ての入札におきまして入札者が一社の場合でも入札を有効とさせていただいております。このため、競争原理が働きにくいといった影響が出ているものと考えております。

令和3年度には災害復旧工事はおおむね完了する見込みでございます。災害復旧工事以外の入札における一社入札の取扱いにつきましては、今後検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

今部長が説明されたことも一つの原因だとは思いますが、そのほかに西予市は予定価格の事前公

表をされているので落札率が高くなっているのではないかと考えられますが、その辺の市のお考えをお聞きいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

予定価格の事前公表につきましては、議員御指摘のとおり、予定価格が目安となりまして、競争が制限され、落札が高くなる傾向となる場合がございます。

ただし、制度以外の要因といたしましては、当市では多くの災害復旧工事を短期間に集中して発注いたしており、手持ち工事が多く、また、作業員の不足が生じているとともに建築資材単価等の高騰によりまして、業者の負担も増えていることも、この落札率が高い状態が続いている要因の一つではないかと推測をいたしております。

今後は、災害復旧工事の発注件数が減少いたしますし、また、資材等の物価変動の動向もでございます。今後の落札率の推移を見て、余り変化がないようであれば、入札契約制度の改善を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

西予市は予定価格の事前公表を採用され、他市では事後公表を採用されているところもございません。

予定価格の事前公表、事後公表のメリット及びデメリットをお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

事前公表、事後公表のメリット、デメリットでございますが、一般論としてお答えをさせていただきます。

事前公表を行うメリットといたしましては、入札に関する秘密情報を不正に入手しようとする働きかけの防止と全ての応札者が予定価格を超える入札を行うことにより再入札、また、取りや

め案件の発生件数を抑えることとなります。

デメリットといたしましては、事前公表の価格が目安となりまして、適正な競争が行われにくくなる。また、業者の見積り努力を損なわせるなどが挙げられます。

次に、事後公表のメリットでございますが、談合が行われにくくなり競争性が確保されます。また、適切な積算に基づく適正価格による工物品質の確保が挙げられるかと思えます。

デメリットといたしましては、職員に対しまして入札に関する秘密情報を不正に入手しようとする働きかけの恐れや入札の不調が増加するなどが挙げられます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

では、愛媛県内で事前公表、事後公表されている市町村の数をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

愛媛県内では、県をはじめ16市町におきまして、予定価格の事前公表を採用いたしております。事後公表を行っておりますのは、上島町、松前町、松野町、鬼北町の4町となっております。

予定価格の事前公表につきましては、法令上の制約がないということから、地域の実情に応じて市町の判断により実施されております。

市では、予定価格等を不正に入手しようとする働きかけをなくすには有効な手段の一つと考え、事前公表を採用いたしております。

今後、事後公表につきましては、県及び他の市町の動向を注視いたしまして、適切に判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

愛媛県は予定価格の事前公表を採用されているところが多いようです。

最後の質問になります。

入札及び契約の透明性、競争促進のため、公共工事の入札予定価格公表の仕方や入札監視委員会の設置などを含めた市の考えをお聞きいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

入札及び契約手続におけます公正性の確保と客観性及び透明性の向上を図るためには、議員がおっしゃられますように入札監視委員会などの第三者の監視を受けることが有効な手段とは考えております。

入札監視委員会の県内の設置でございますけれども、県をはじめ5市3町が設置済みでございます。検討中が1市、未設置が5市6町の状況となっております。

現在、市の入札におきましては、公正性及び透明性が確保されていると判断をいたしてございまして、入札監視委員会の設置は現在のところ予定をいたしておりません。

入札監視委員会の設置に当たりましては、効率的でない部分もございますので、状況に応じましては、監査委員などの既存の組織の活用などを検討したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

今回、入札についてお伺いしたのは、他市に比べて落札率が高止まりしてしまいましたので、その辺の事情についてお伺いいたしました。

西予市は、災害という特別な事情で高止まりしているようですので、今後も公正性及び透明性を確保しながら入札を行っていかれることを期待いたします。

2点目の質問に移ります。

2点目は昨年も質問いたしました森林環境譲与税についてお伺いいたします。

森林環境譲与税に関する法律が平成31年4月に施行され、令和元年度から市町村に森林環境譲与税が交付されております。

昨年9月の一般質問において、森林環境譲与税

はこれまでの様々な課題により、手入れのされてきていない森林において、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発の促進に關する費用に充てるとのことでございました。

そこでお伺いいたします。

昨年度、令和2年度西予市に交付された森林環境譲与税の額とその用途をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

ただいまのお尋ねにお答えをさせていただきます。

森林環境譲与税は平成31年4月1日から施行された森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、市町村においては、間伐等や人材育成、担い手の確保、木材利用の推進や普及啓発等の喫緊の課題に対応するため、森林整備及びその促進に関する費用に充てることとされております。

令和2年度の当市の交付額は6714万4000円で、全額を基金に積立てまして、そのうち5759万9000円を取崩し当該年度事業に充当しております。

内訳といたしましては、新たな森林管理システムへの取組として、意向調査や意向調査の結果をもとに環境林整備を行い、819万9000円を充当しております。また、令和元年度に続き、森林林業コンサルタント委託を行い、次世代森林産業推進協議会の運営や平成30年豪雨後に林野庁から提供いただきました航空レーザー計測のデータを活用し、西予市の森林資源や地形等の情報解析を行いまして3790万円を充当しております。そのほかに、担い手支援といたしまして、次世代森林産業体制整備補助金を創設し、認定林業事業体へ新規就労した者への支援や自伐林家への安全対策支援を行い326万円を充当しております。その他の事業で、バイオマスペレット等の購入補助407万円、森林GISシステムの整備319万円、木育推進事業として西予市内の小・中学校を対象とした林業教室、駅前複合施設ゆるりあんの木育スペースの木のおもちゃ設置等に要した経費98万円を充当しておるところでございます。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

昨年度の森林環境税の使い道について何点か再質問させていただきます。

昨年度西予市に交付された森林環境譲与税は約6700万円で、うち5700万円余りが使われており、その中で、森林の情報解析に3700万円余りが使われておりますが、解析は終了されたのでしょうか。また、その解析したデータを使ってどのようなことが分かるようになるのかお聞きいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

令和2年度において森林情報整備業務は完了をしております。

解析したデータは、林業課で整備している森林GISである森林クラウドシステムに登載することにより、実際の森林の杉、ヒノキの分布状況やどんな高さの木が何本生えているか、また、道の整備状況など、現状の森林簿情報より精度の高い情報を入手できるようになっております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

では、今後どのようなことに活用していかれるかもお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

意向調査の全体計画を策定することに利用するほか、森林経営計画で林業事業者が伐採の計画の策定や詳細な地形図が活用できるため、路網整備に活用していきます。

また、精度の高い森林情報を活用することにより、現地調査等の労力削減を図ることができると考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

今後は意向調査全体の計画などもされるようです。環境林整備も計画的に行われるとは思いますが、では、昨年度、令和2年度にされた環境林整備、切捨て間伐の地域と面積をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

宇和町田之筋地区と下宇和地区において10.77ヘクタールを実施いたしました。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

もう1点再質問させていただきます。

担い手支援に320万円余りが使われ、認定事業者へ支援されておりますが、現在の事業者の数と支援内容をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

市内の認定林業事業者は森林組合を含め5社となります。

支援内容につきましては、西予市次世代森林産業体制整備事業補助金として、市外から移住し市内の認定林業事業者体に就職する者に移住仕度金、住宅支援金、定住支援金を補助する移住者支援事業、また、市内在住で市内の認定林業事業者体に就業する者に就業支度金、就業6箇月を経過後に就業一時金を補助する新規就労者支援事業により、林業労働力の確保の環境を整えているところでございます。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

認定事業者への支援以外に、林業従事者全体へ支援を広げていただくことをお願いしたいと思っております。

次の質問になりますが、本年度、令和3年度に西予市に交付される森林環境譲与税の額と用途をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

令和3年度の当市への交付額は6714万4000円の予定で、全額を基金に積立て、取崩して当該年度事業に充当いたします。

令和3年度の主な用途は、新たな森林管理システムの取組としまして、昨年実施しました森林資源量解析データ等を活用して、意向調査の全体計画を策定し、それにのっとり意向調査を進めてまいります。あわせて、環境林整備につきましても順次実施していく予定としております。また、森林林業コンサルタント委託による協議会運営及び昨年度行った森林情報の解析をもとに、西予市独自の森林ゾーニングを行い、今後の林業施策に活用をいたします。その他の担い手支援、バイオマスペレット等の購入補助、森林GIS整備、また、木育推進事業につきましては、将来へ向けた重要な人材育成の観点から、引き続き実施していくこととしております。

今年度は以上の事業を計画しており、基金4517万8000円を充当することとしております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

令和3年度の使い道として再質問させていただきます。

昨年完了した森林情報解析データを活用して意向調査の全体計画を作成するということがございましたが、本年度中に完了されるのかお聞きいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

既に全体計画に着手しておりますので、本年度中に完了をいたします。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

では、その全体計画が策定されれば、今後、環境林整備、切捨て間伐はどのような方向で行われるのかお聞きいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

環境林整備を実施していく森林と災害を防止し森林の多面的機能の回復を目的とした森林に意向調査を実施するため、今後10年間は災害発生率の高い間伐遅れの森林について実施していくこととしております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

今後は計画的に災害発生率の高いところから環境林整備を実施されるということですが、本年度の環境林整備の地域と面積をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

意向調査を行った野村町溪筋地区で経営管理権集積計画を策定し、それに基づき環境林整備を実施することとしております。

面積につきましては、経営管理権集積計画策定により確定いたしますので、現時点では面積の確定をしておりません。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

もう1点再質問させていただきます。

昨年完了した森林情報の解析をもとに森林のゾーニングを行うということでしたが、具体的な説明をお聞きいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

森林情報解析から得た成長量や地形、また林相区分をもとに、今後どのような森林としていくかに重点を置き区分するもので、人工林の中で皆伐再造林を行う森林、針葉樹と広葉樹を混植整備していく森林、現在は人工林であるが天然林としての更新に導いていく森林、もともと天然林をそのまま維持していく森林、この4つの区分を考えております。このゾーニングにより、どのような施策をすべきかの指標としていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

最後の質問になりますが、令和元年度から森林環境譲与税が交付され、令和元年、2年、3年と、基礎となる森林情報整備などが行われてまいりました。令和6年度には満額の1億円余りの森林環境譲与税が交付されると聞いております。

今後の森林環境譲与税の使途及び予算配分、また、新規の取組をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

御質問の森林環境譲与税の今後の使い道でございますが、主たる事業を森林経営管理制度事業とし、担い手確保育成、環境林整備、そして新たに皆伐再造林を含む森林の更新を3つの柱としていきたいと考えております。もちろん、森林林業施策では、木材の流通や林材業事業体の強化、公共施設等の木造・木質化も検討事項でございますが、森林環境譲与税の目的を鑑みますと、西予市の森林の健全化が最優先であると考え、森林環境譲与税の使い道としましては、さきに申し上げました3本柱を中心として推進をしてまいります。

また、現在行っております木質バイオマスペレット事業、ICTまち・ひと・しごと創生事業、木育推進事業につきましては引き続き実施してい

くこととしております。

次に、御質問のありました配分につきましては、この貴重な財源を有効活用ができますように、さきにも述べました事業を柱として、大枠ではございますが、森づくりに5割、人づくりに3割、地域づくりに2割と考えております。

また、新規の取組につきましては、森林資源構成の平準化が必要と考えております。

市内の森林で伐期を迎える46年生以上の人工林が82%を占めており、資源の偏りが見られます。将来にわたって適寸の材を確保するためには更新が必要となってきますので、先ほど3本柱の一つと申し上げましたが、皆伐再造林を含む森林の更新に取り組んでいける体制整備を行い、令和6年度頃からの実現に向けて、各方面と調整を図っていきたいと考えております。

参考としまして、令和6年度から西予市に交付される森林環境譲与税は満額となり、1億656万9000円と試算されております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

今後は、担い手確保育成、環境林整備、新規に皆伐再造林を含む森林の更新を中心に事業を取り組んでいくということでございましたが、再質問させていただきます。

新規の取組、皆伐再造林を含む森林の更新についてもう少し具体的な説明をお聞かせいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

森林の持続的な活用のためには、商品である木材の多様性が重要です。

先ほどお答えさせていただきましたように、伐期を迎えている森林が82%を占めているのは、森林においても少子高齢化の状況であり、次世代に持続可能な森林資源を残すことができなくなります。

その課題解消には、切って植えてを行い、循環型の森林を造成していかなければなりません。そのための取組が皆伐再造林、また、針葉樹林を広

葉樹林へ、針葉樹と広葉樹の混植というように森林の更新を今後行っていくこととなります。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

この森林環境譲与税を使った取組は始まったばかりで、森林整備及びその促進に関する事業に使われることとなっております。

西予市は面積の75%が森林で占められ、愛媛県内屈指の林業地ですので、地域の実情に合った森林林業施策を考えていただき、日本一の林業地を目指していただくことを期待いたします。

それでは3点目の質問に移ります。

3点目は、宇和地区の小学校の再編についてお伺いいたします。

平成21年に策定された西予市小学校再編計画で、宇和地区を3校に統合するとしておりましたが、平成29年に見直しを決められました。そして、本年度宇和地区の小学校再編に向けて検討委員会を設置し、新たな方針を議論することになっております。

そこでお伺いいたします。

なぜ、本年度、令和3年度に検討委員会を設置するのが適当と判断されたのかお聞きいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

松川教育長。

○松川教育長

御答弁申し上げます。

宇和町地域の小学校の再編につきましては、平成21年10月に策定しました西予市小学校再編計画は見直すこととし、見直しの時期は教育委員会において検討していくこと、そして見直しに当たっては別途検討委員会を設置することといたしておりました。

今年度、西予市宇和町地域小学校再編検討委員会を設置し、既に2回の委員会が開催されたところであります。

お尋ねは、なぜ今年度に検討委員会を設置し検討を開始することが適当と判断したのかということですが、今回改めて、将来の宇和町内の児童数の推移を試算しましたところ、本年5月

1日現在の児童数は848人ですが、5年後の令和8年度には750人を割り込み、さらに令和20年度には600人を割り込むことが予想されまして、これに合わせまして複式学級が生じる可能性のある学校が複数見込まれるという状況になりました。統合後5年目を迎えました皆田小学校におきましては、子どもたちも良好な学校生活を送っておりまして、統合の成果も見えてきたところでございます。

また、宇和町小学校を除いては、いずれも校舎建築後35年以上が経過し、今後の整備を検討する時期も近くなってきている状況もでございます。

一方では、現下の学級編制人数の状況やその方向性、教科担任制に向けての対応、GIGAスクール構想によるICT機器の導入と対応、また、コミュニティースクールの取組の状況等々、子どもたちを取り巻く教育環境の大きな変化の中で検討の必要性がある時期と考えます。

平成28年度、29年度に小学校区単位で実施しました説明会では、将来はともかく、今は再編の必要性は感じていないとの御意見が多く、再編に向けての機運の高まりも感じられないという状況でありました。

現在におきましても、機運の高まりに大きな変化は生じていないととらえてはおりますが、先ほど申し上げましたとおり、今後の児童数の推移や施設の状況、現在の皆田小学校の状況、また、教育環境の変化等を総合的に勘案した結果、現在が協議を行う適切な時期であると判断し、検討委員会を設置しまして検討をお願いしたところでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

再質問いたします。

5年後には児童数が減り、複式学級になる学校が増えるということでしたが、現在の宇和地域の各小学校の児童数、また、5年後の児童数の詳細をお聞きいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

令和3年5月1日現在、宇和町地域全体の児童数は848人です。この内訳は、多田小学校が45人、中川小学校が131人、石城小学校が61人、宇和町小学校が450人、皆田小学校が81人、田之筋小学校が80人となっております。

5年後、令和8年度の児童数予測でございますが、宇和町全体の児童数は727人、この内訳は、多田小学校が32人、中川小学校が118人、石城小学校が55人、宇和町小学校が377人、皆田小学校が63人、田之筋小学校が82人となっており、今後5年間において宇和町地域児童数全体で121人が減少するとの見込みであります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

では、今回立ち上げられました検討委員会の構成メンバーと諮問された内容をお聞きいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

検討委員会の委員は25人で、この内訳は、保護者の代表として各小学校PTA役員7人、学校職員の代表として各小学校長6人、地域の代表として各代表区長が8人、市議会議員1人、学識経験者2人、一般公募1人の構成となっております。

また、諮問内容につきましては、宇和町地域における小学校の規模、配置等の基本的な考え方及び再編に向けた具体的な方策等について検討委員会に諮問をいたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

では、検討委員会で具体的にどのようなことを協議していかれるのかお聞きいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

西予市宇和町地域の子どもたちにとって望ましい教育環境は何かということを念頭に検討委員会に諮問しました宇和町地域における小学校の規模、配置等の基本的な考え方及び再編に向けた具体的な方策等について、協議・検討いただくことになると考えておりますが、あわせて、学級編制人数の状況や方向性、教科担任制の対応、ICT機器の導入をはじめとする教育環境の変化、また、コミュニティスクールの取組、スクールバスの運行や通学路、また、地域の歴史や文化・伝統とともに地域の人々に支えられてきた児童を今後地域がどのように育てていくのかなど、再編に係る様々な諸課題についても検討いただきたいと思いますと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

現在6校ある小学校をどういうふうにも再編するか協議を進められるわけですから、協議の内容をホームページや広報に載せていただき、住民の方と情報共有ができるような形で進めていただきたいと思います。

最後の質問になりますが、答申の時期はいつごろになるのかお聞きいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

検討委員会を年度内に5回程度開催をいたしまして、年度末に答申をいただく予定としております。ただし、委員会の協議の状況に応じて回数が増えることもあると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

年度末、来年3月には答申をするということでしたが、答申後の取組をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

検討委員会からいただいた答申をもとに、西予市宇和町地域小学校再編計画の案を作成いたしまして、その後校區別住民説明会やパブリックコメントを実施いたしまして、保護者や地域住民の方々の御意見も十分反映し理解を得た上で、西予市宇和町地域小学校再編計画を策定するよう進めたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

平成21年に作成された西予市小学校再編計画により、宇和町以外の小学校は再編されております。宇和町は平成29年に見直しになり、今回新たに検討委員会を立ち上げ協議されるわけですから、どうして宇和町が見直しになったのかを協議するときに考えていただき、早い時期に協議の内容を広く住民の方に知っていただけるような体制をつくり、子どもの教育環境を第一に考えながら学校再編を進めていかれることを期待いたします。

以上、一般質問を終わります。

○佐藤議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前9時48分）

○佐藤議長

再開いたします。（再開 午前10時05分）

次に、11番小玉忠重君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

小玉忠重君。

○11番小玉忠重君

おはようございます。

議席番号11番小玉忠重です。

議長より一般質問の許可がありましたので一般質問を行います。

早いもので、平成30年7月豪雨災害から3年が過ぎました。今年も各地で大雨が降って災害が発生しております。西予市の豪雨災害の復旧・復興は進んではおりますが、まだまだ復旧・復興ができていないところもあります。

大きな災害がありました野村地区の住民の方の関心が高いものを取上げて、まだできていないと

ころについて質問をいたします。

まず、公営住宅についてお尋ねします。

災害公営住宅の入居状況はどうなっているのか。また、定期借地の整備状況はどうなっているのかお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

お答えをいたします。

先ほど議員からもございましたが、今年で発災から3年が経過をいたしました。市におきましても被災をされた方々の日常生活を取り戻すべく、住まいの確保に全力で取り組んでまいりました。多くの皆様の御協力により復興が進んでいることに感謝を申し上げます。

御質問いただきました災害公営住宅の入居状況及び定期借地の整備状況でございますが、まず、災害公営住宅につきましては、野村地区太田団地に戸建て型17戸を建設し、うち13戸が入居しております。また、消防署裏の野村中央団地には、集合型3棟24戸を建設し、うち20戸が入居しております。両団地で8戸の空きがある状況ですが、8月から一般募集を始めましたところ4世帯の応募がございまして、今後入居予定となっております。また、残りの4戸につきましては随時入居を受け付けている状況でございます。

次に、定期借地でございますが、13区画を整備し、うち11区画で借地契約を完了しております。そのうち7区画において8月末に住宅が完成をし、残り4区画についても順次建設が進められている状況でございます。

今後も応急仮設住宅から全世帯が早期に退去することができるよう生活再建を支援してまいります。なお、空き区画につきましても、現在建設を検討されていらっしゃる方がいらっしゃいますので、今後建設をされる予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

小玉忠重君。

○11番小玉忠重君

野村地区の太田団地で4戸、消防署裏の野村中央団地の集合住宅で4戸の空きがあるとのことで、

8月からの一般募集で4世帯の応募があり、今後入居されるようではありますが、まだ4戸が残っておりますので、これをできるだけ早く活用していただきたいと思っております。

また、定期借地は11区画で借地契約が終了しているようであり、そのうち7区画においては8月末までに住居が完成し、残り4区画についても順次建設が進められているようであります。残り2つの空き区画についても活用できるようお願いたします。

次に、野村地区の仮設住宅の解体予定についてお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

お答えをいたします。

応急仮設住宅を建設しております愛媛県に解体のスケジュールについて確認を行ったところ、野村地区仮設住宅の供与期間については、令和4年7月5日までとなっていることから、今後退去後、速やかに解体に着手される予定となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

小玉忠重君。

○11番小玉忠重君

仮設住宅が建っておところは野村運動公園でありますので、運動公園が元の使用ができるように、野村でいいましたらソフトボールリーグ戦なんかはここでやっておりますが、できるだけ早く通常の利用ができるようお願いいたします。

次に、西予市復興まちづくり計画についてお尋ねします。

のむら復興まちづくりデザインワークショップを開催し、自治会や各種団体の代表、公募による市民、東京大学や愛媛大学の先生や学生、野村高校の生徒が野村地区の将来像について話し合い、のむら復興まちづくり計画が策定されました。その具体的内容をお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

のむら復興まちづくり計画についての御質問をいただきました。

平成30年7月豪雨災害で、野村地区は甚大な人的・物的被害が発生いたしました。災害を乗り越え、誇りを持てる西予市を目指すため、平成31年3月に西予市復興まちづくり計画を策定しており、その計画の中で、野村地区の復興方針の一つとして「市民、行政、学識者等との協働による未来へ躍進する復興の実現」が掲げられております。

地域の発展につながる復興まちづくりの在り方につきましては、住民と行政、大学等がともにアイデアを出し合う場を設け、野村地区の将来像を描いていくことが位置づけられております。

その具体的な取組として、愛媛大学・東京大学の協力を得ながら、のむら復興まちづくりデザインワークショップを開催してきたところです。

議員にも御参加いただいております、のむら復興まちづくりデザインワークショップは、多様な主体が参画しての話し合いにより、住民意向を酌み取りながら方向性を定めることとしており、これまで13回の話し合いを積み重ねながら、これまでの野村を守り、新しい野村をつくる計画としてきたところです。

計画の内容につきましては、肱川の右岸側に自然と憩いのエリアと三嶋神社周辺エリア、左岸側に乙亥・まちなかエリアとレクリエーションエリアの4つの河川沿いの空間を整備する計画で進めております。工事は右岸側からの着手となりますが、国の補助金等財源措置が必要になることから、着実に事業が推進できるよう予算確保に努めてまいります。また、事業推進に当たり重要となる公園の維持管理につきましても、市民に愛され、使われながら育つ公園を目指し、それぞれのエリアにおける利活用、住民や地域の関係団体を主体とした維持管理、役割分担についてワークショップで意見交換を行ってきたところであります。

このワークショップに欠かせない存在が、愛媛大学の学生と野村高校の生徒たちです。

野村の将来を夢描く地元高校生による復興まちづくりの青写真が提案され、それをもとにみんなで議論し、議論の内容を大学生が取りまとめるといった、まさにまちづくりの基本であるソフトあつてのハード整備が実践され、市民が主役となった復興が野村で進められております。

現在、三嶋神社周辺エリアにおいて、この園地の利活用を想定している野村高校生が、菜園共創プロジェクトとして、この春から試行を始めました。園地の本体工事に着手する前から、今の熱量を継続していこうと試みているものです。今年は、河川沿いの景観形成や人が集うイベントの実施を考えまして、ヒマワリやコスモスの植栽をしたり、秋には、小学校や保育園児らと収穫祭ができるようサツマイモを植えたりしています。

野村高校生が自分たちのまちに誇りが持てるよう話し合い、提案し、行動を起こしております。

これからも多くの皆様の協力のもとに、本プロジェクトを共に進めてまいりたいと考えておりますので、御指導、御協力をよろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

小玉忠重君。

○11 番小玉忠重君

災害復興に関わった高校生が高校を卒業しても、野村の復興に関わりたいという生徒もおりますので、この子どもたちの活躍に期待したいと思っております。

次に、肱川の河川整備についてお尋ねします。

肱川の水の流量の確保は、大半は河床掘削によって行われるようであります。ただし野村大橋付近では地形が袋とじのようになっておりまして、引き提により川幅を広げる計画と聞いております。

そこで、野村大橋の架け替えが計画されております。平成2年6月定例会においても野村大橋の架け替えについて一般質問を行いました。その後の進捗状況はどうなっているかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

お答えをいたします。

御質問をいただきました野村大橋の架け替えにつきましては、事業実施主体が愛媛県でございますので、西予土木事務所に進捗状況等について確認をしたところ、次のとおり回答がありました。

現在、本橋、そして仮橋の設計及び取付け擁壁の構造決定、施工計画検討、警察との交差点協議

がおおむね完了し、構造設計計算及び実施図面作成中でございます。

今後の予定といたしましては、橋梁の占有者であるNTT、西予市との移設計画について調整を行う予定です。

また、本橋、仮橋の施工に伴い、移転等が必要となる地権者への説明や用地境界の確定を済ませ、家屋等の補償物件調査並びに丈量図を作成しているところでございます。補償金の算定が完了した箇所から順次、地元地権者との用地交渉に入るよう計画をしております。

用地交渉におきましては、愛媛県のみならず、野村地区河川整備促進協議会や西予市との連携の中で、スムーズな事業推進に向けて協議を重ねてまいりますので、御協力のほどをよろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

小玉忠重君。

○11 番小玉忠重君

先ほど、「令和2年」と言うべきところを「平成」と言ったそうですので訂正いたします。

次に、川幅を広げることによって、石久保橋の架け替えも計画されているようですが、これについてお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

お答えをいたします。

石久保橋の架け替え計画の状況につきましては、令和2年12月より調査設計を行っております。護岸工事や県が行います野村大橋の架け替え工事との調整が必要なことと技術的にも専門性の高い工事でありますので、委託工事として、愛媛県で実施してもらうよう進めております。これにより、調査設計の完成後、橋梁詳細設計からは愛媛県で進めていただくこととなります。

今後のスケジュールにつきましては、河川事業の進捗と並行して協議を進めてまいります。

現在、架け替えの場所について選定を進めており、今後、事業着手に向けて、占有許可や上下水道管の移設計画など事務作業を進めていく予定で

ございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

小玉忠重君。

○11 番小玉忠重君

次に、野村ダムの洪水調節機能について、お尋ねします。

今年も日本中至るところで豪雨災害が起きており、雨の降り方が線状降水帯のように集中して降っております。野村ダムも事前放流により洪水調節がなされており、今のように事前放流をまめにやってくれば、平成30年7月豪雨はなかったのではないかという市民の声もあります。野村ダムの放流警報についても改善がなされております。

洪水調節機能の向上に係る計画は進んでいるのか、お尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

御答弁申し上げます。

野村ダムの洪水調節機能の向上に係る計画につきましては、国により効果的な進捗管理がなされていると認識をいたしております。国の事業計画でございますので、詳細な内容につきましては答弁を差し控えさせていただきます。これまで国から示された内容について、答弁をさせていただきます。

野村ダムの洪水調節機能につきましては、利水者の御理解、御協力を得て、これまでの治水容量350万トンに加え、事前放流により治水容量の一部250万トンを治水に活用させていただくことになっており、今年の出水期におきましても運用をいただいているところでございます。

さらに、昨年令和2年5月には、利水者と調整した上で、治水協定を締結いただき、さらに事前放流容量として約160万トンを確認いただいているところでございます。

野村ダムの洪水調節機能の強化につきましては、今後における集中豪雨に対し、河川計画高水流量とダム放流の密接な操作や有効治水量を最大限に確保するに当たり、コンジットゲートなどによります時間当たりの事前放流能力の機能拡大を図る

ことが有効であると推察されるため、ダム機能の改修を図ることを市といたしましても強く要望をしております。

そのような中、国におかれましても、令和元年度予算に調査費を計上いただき、前向きに御検討をいただいているところでございますが、本年5月31日に国土交通省四国整備局より、野村ダム施設改良工事の概要について発表されたところであります。

その発表の内容ですが、ダム放流能力を増強するために、ダム堰堤の低い位置を削孔し放流管を設置する改良工事を行うものであり、これによりまして、ダムの水位が低い段階から洪水調節が可能となり、さきに述べました事前放流容量として確保する約160万トンを含めて、事前放流により確保したダムの洪水調節容量をさらに有効に活用でき、平成30年7月豪雨と同規模の洪水を安全に流下させるものとなっているところでございます。

今年度、設計に着手、次年度以降に工事に着手するというところでございまして、甚大な被害を起こした平成30年7月豪雨と同規模の降雨を安定的に流下させるよう、ダム改良事業及び、下流域の河川改修工事の早期実現につきましては、国・県とも連携して、早期実現に努めてまいりますとともに、国におきましては、計画の進捗など時期をとらえて、市民の皆様への周知も行っていただくことをお願いいたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

小玉忠重君。

○11 番小玉忠重君

野村ダムの放流によって災害を受けた方は、いまだに不信感を持っておられますので、野村ダムの洪水調整（調節？）が1日も早くできることをお願いしたいと思います。

次に、道路の状況についてお尋ねします。

令和2年6月定例会において、被災した道路の解除見込みについて一般質問を行いました。その後の進捗状況についてお尋ねします。

まず、県道宇和野村線の通行止めの解除の見込みはどうかお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

お答えをいたします。

野村町栗木地区において、大規模な地滑り災害により通行止めとなっております主要地方道宇和野村線について、実施主体であります県西予土木事務所に確認をしたところ、次のとおり回答がございました。

まず、状況につきましては、昨年度までに、工事用道路の設置及び地下水排除ボーリング工事が完了し、その後、頭部にある不安定土塊を撤去する排土工事を進めております。あわせて、地滑りを抑止するアンカー工及び鉄筋挿入工の工事契約を締結し、施工の準備中でございます。

次に、御質問のございました通行止め解除の見込みにつきましては、昨年6月時点では、本年12月末から片側交互通行にて交通開放ができるよう計画しておりましたが、現場が大規模地滑りにより変動している斜面地での排土工事であること、また、本年に入りまして梅雨期間が統計開始以来最長の日数となったことや8月の長雨の影響により作業の中断を余儀なくされ、土砂の掘削・搬出が計画していた工程どおりに進んでおりません。これにより、当初予定をしておりました令和3年12月末に解除するのが困難な状況となっております。

現在は、現場の安全を確保しながら効率よく施工できるよう工程の精査を進めているところであり、片側交互通行の開始予定時期が確定次第、県のホームページや西予市の広報誌に掲載するなど、連携して公表・周知を予定しております。

なお、工事の完成、並びに通行規制の全面解除は、地滑りの変動状況を確認しつつ、安全確保を最優先し、予定どおり令和5年3月末の完成を目指して取り組んでおりますので、市民の皆様には大変御不便をおかけしますが、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

小玉忠重君。

○11 番小玉忠重君

県道宇和野村線は、野村地区民が大洲市や松山方面に行くのに必要な道路でありまして、現在は

城川町を回ったり、溪筋に迂回しなければなりません。不便を来しておりますので1日も早い解除を望むものであります。

次に、市道阿下釜川線及び栗木川平線の災害復旧の見込みについてお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

お答えをいたします。

ただいま御質問のございました両路線とも、平成30年7月豪雨により被災をし、平成30年10月から令和3年3月まで、地滑りの兆候を確認するため、観測業務を継続して行っておりました。

また、並行して平成31年1月からは、被災状況を踏まえた検討資料をもとに愛媛県を通じて国土交通省と協議を進め、現在、復旧工法を確定する最終段階に入っております。

しかし、御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、首都圏への往来が制限をされ、県と国土交通省との最終協議が一時中断をしている状況でございます。

今後の予定としましては、国土交通省との最終協議終了後、地滑り災害対策事業として、災害査定を本年度中に受検をし、速やかに事業に着手したいと考えております。

地域住民の方の安心・安全を1日でも早く取り戻せるよう取り組んでまいりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

小玉忠重君。

○11 番小玉忠重君

いずれも生活道路であり、住民は不便を来しておりますので、1日も早い通行止め解除をお願いしたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○佐藤議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時32分）

○佐藤議長

再開いたします。（再開 午前10時50分）

次に、13番井関陽一君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

井関陽一君。

○13 番井関陽一君

おはようございます。

議席番号 13 番井関陽一でございます。

本日は早朝よりの傍聴、誠にありがとうございます。

議長より発言の許可をいただきましたので一般質問をさせていただきます。

まずは、野村支所庁舎の改築についてですが、7月27日に起工式がなされ、いよいよ建設が始まります。町民の方々からどのような建物になり、どのような組織が入るのかという質問をよく受けております。そこで、今回は、野村町民の皆さんに知っていただくことも兼ねまして質問させていただきます。

今月の広報せいよに完成予想図が掲載されましたが、建物の外観や入所する組織などについて、具体的に御説明願ったと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和氣野村支所長。

○和氣野村支所長

お答えいたします。

新しい支所の外観や入所する組織について具体的に説明をとの御質問ですが、新庁舎を建設するに至った経緯を先に説明させていただきます。

現在の野村支所は昭和43年に建築したもので、既に50年以上が経過し、老朽化が著しく耐震基準も満たしていないことから、新たに改築する方針としておりました。

庁舎の整備につきましては、野村公会堂跡地において、平成30年度に実施設計、翌年度に着工の予定でしたが、平成30年7月豪雨災害により、市内、特に野村町内で甚大な被害が発生したことから、災害からの復旧・復興を優先するため、事業を2年間延期させていただきました。

その後、愛媛県水防協議会において、洪水浸水想定区域図が作成され、新支所建設予定地で1メートルから3メートル未満の水深ということが示されたことにより、令和2年度において、かさ上げ等浸水対策のため1階を駐車場とし、鉄筋コンクリート2階建ての設計を3階建てへと再設計いたしました。

また、自然豊かな野村町らしさを大切にして、ミルクとシルクの白色と豊かな大地をイメージするカラーとし、温かみのある木目調ルーバーを配置することで、自然採光を取り入れ、明るい室内といたします。さらに、バリアフリーに配慮し、2階まで車両用スロープを設置し、できるだけ内装を木質化するなどの工夫を凝らし、このたびの着工となりました。

改築に当たっては、野村支所改築検討委員会からいただいた答申に基づき、まずは、有事の際の地域拠点として防災機能を持ち合わせた支所であり、さらに西予警察署野村交番、東宇和農業協同組合野村支店、愛媛信用金庫野村支店が庁舎内に配備されることで、警察と連携した安心・安全で多機能な住民サービスの提供が可能な支所となります。

先ほど議員もおっしゃられましたが、完成予想図は広報せいよ9月号の19ページにも掲載しておりますので御覧いただきたいと思います。

あわせてお願いですが、工事中は駐車場不足により御迷惑をおかけいたしますが、東宇和農協野村支店の駐車場を御利用いただきますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

井関陽一君。

○13 番井関陽一君

ありがとうございました。

今ほど答弁していただきましたように、本来ならもう少し先に早くできる予定でございましたが、7月豪雨によりまして、防災の関係上、どうしても1階を高くしなければならないということで、新たに検討委員会が策定されまして、そのことからまた答申がなされております。

その答申に基づきまして、その答申の内容についてどのように対処されているのかということをお聞きしたいと思います。

まずは、支所庁舎についてなんですけれども、会議室を避難所として利用するようという答申がなされております。また、雨天時には1階のフロアがイベント広場とできるように、照明を明るくするなどの対策をお願いされているようでございます。また、シンボルにふさわしいデザインとな

っているか、そして、今回オリンピックでも注目を浴びましたが、ボルダリングができるようなことも、遊びじゃないですけど、目玉としてできないかというようなことも答申の内容に書かれています。

こういったことに対しての対処はどのようなになっているのかお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和氣野村支所長。

○和氣野村支所長

お答えいたします。

改築検討委員会の答申について、支庁庁舎の会議室を避難所として利用するための対応はどの御質問でございますが、これまでの野村支所には、災害発生時において、行政、消防署、消防団及び関係機関などが一堂に会するスペースがなかったため、新しい支所の会議室は災害発生時の現地対策本部とさせていただき予定で避難所としての利用予定はありません。

野村地区の避難所は、これまでと同様に、野村公民館、状況に応じては、野村小学校、野村中学校とさせていただき予定です。

次に、雨天時のイベントができるように1階の照明を明るくするなどの対応はどの御質問でございますが、イベントの内容にもよりますが、雨天時には雨をしのげる場所として1階駐車場が活用できることから、72基の照明器具を設置し、最大照度392ルクス、平均照度が156ルクスとなり、わかりやすく言えば、商業施設の階段と同等の明るさになるよう計画しております。庁舎の柱はございますが、雨にぬれないでできるイベントスペースとして活用いただければと思います。

次に、シンボルにふさわしいデザインについては先ほど答弁させていただいたとおりですが、ボルダリングのできる壁の設置につきましては、安全性も考慮して設置は考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

井関陽一君。

○13 番井関陽一君

会議室は現地対策本部ということで、避難所としては公民館をとということでございましたが、今

回質問には上げておりませんが、避難所とセットとして考えるのがお風呂じゃないかなと思っております。野村町民の方々はやっぱりカロト温泉がなくなって非常に寂しい思いをしておりますので、その中で署名をつけて陳情もいたしておりますが、お風呂建設諦めているわけではございませんので、これは庁舎解体後になるとは思いますが、ダム発電とかそういったことも含めまして、協議のできる場を少し考えていただけたらと思っております。

次に、支所跡地、周辺について、お伺いしたいと思います。

バス停の設置、あるいは支所から乙亥会館、三島橋までの道路の拡幅、歩道の設置について、また、保育所、幼稚園から広場へのアクセス道路について、郵便局の利便性を考えるときの消防詰所が少し邪魔になるんじゃないかなということで、詰所の移転について、将来を見据えた中で、電気自動車の充電スタンドがあればいいんじゃないかなというようなことが答申の中に書かれています。

これらについての対処はどうなっているのかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和氣野村支所長。

○和氣野村支所長

お答えいたします。

支所跡地と周辺についての質問でございますが、バス停の設置につきましては、新しい支所正面1階入り口横に10人乗り生活交通バスの乗降場を配置しております。

次に、支所から乙亥会館や三島橋までの道路拡幅や歩道の設置についての御質問ですが、支所周辺整備事業につきましては、昨年度、野村地区都市再生整備計画を策定いたしまして、支所から三島橋付近は市道昭和線、乙亥会館までは市道徳城線として、本年度、道路改良に向けて基本計画を行っております。

まず、支所前の市道昭和線については、2車線両側歩道で計画をいたしております。次に、市道徳城線につきましては、2車線片側歩道で検討を進めている状況でございます。

どちらの路線も今は基本計画中ですので、地権

者の御協力次第になり、状況によっては変更することもございます。

次に、野村保育所から河川沿いの広場へのアクセスでございますが、市道昭和線には、国道441号交差点に信号機のある横断歩道が整備されており、安全に横断できること、また、先ほどの説明のとおり、市道にも歩道を整備する予定ですので、市道昭和線を主なアクセス道路として計画しております。

次に、郵便局への利便性を考えるときの消防詰所の移動についてですが、消防団野村分団第2部とも相談中ではありますが、現在建て替えの計画はございません。なお、市では古い詰所から順番に建て替えを予定しており、野村分団第2部の消防詰所建て替え予定は令和26年度以降となっております。

次に、電気自動車の充電スタンドの設置については、現時点では考えておりません。国の大きな政策の一つである地球温暖化対策に対する2050年カーボンニュートラルに伴う成長戦略の動向等を注視し、その上で、今後判断していきたいと現段階では考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

井関陽一君。

○13 番井関陽一君

ありがとうございました。

生活交通バスのバス停は設置というか、現在もあるようでございますが、このバス停の設置というのは、恐らく宇和島バスのバス停の設置のことだろうと思っておりますが、今のところは道幅も狭くバスがUターンできるところもないということでございますが、今後、支所が新しくなった段階では、このバス停の設置等も業者と相談しながら設置ができたらいかなと思っております。

そしてまた、道路の拡幅につきましては地権者もございますので、先ほど答弁いただきましたように、今後の課題となってくるとは思いますが、こういうときじゃないと新しい設置というのはなかなか難しいんじゃないかなと思っておりますので、ぜひとも御検討願ったらと思っております。

郵便局の近くの消防詰所の移転につきましては、令和26年ということでございますので、なかな

かここまで待っているとどうかなという気はしますが、この辺はおいおいと考えていただけたらと思っております。

ただ、充電スタンドにつきましては、私はできるんじゃないかなと思っておりますので、今、電気自動車を買われる方徐々に増えてきておりますので、近い将来を考えた場合、ぜひとも充電スタンドの設置については御検討願ったらと思っております。

それでは次の質問に移らせていただきます。

次に、総合型スポーツクラブ関連について質問させていただきます。

総合型スポーツクラブは、現在、野村、宇和、三瓶に存在しているんですが、城川、明浜には存在がありません。今できていないのが現状です。

なぜできていないのかをお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

総合型地域スポーツクラブは、人々が身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子どもから高齢者まで、様々なスポーツを愛好する人々が初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できるという特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブです。平成7年度から育成が開始をされまして、現在、全国で3,594の総合型スポーツクラブが結成をされており、当市においても、先ほど議員からもおっしゃいましたが、平成15年度に文化の里スポーツクラブ、平成20年度に三瓶スポーツクラブ、平成22年度にのむらスポーツクラブが誕生しております。それぞれの地域においてスポーツの振興やスポーツを通じた地域づくりなどに向けた多様な活動を展開していただいているところであります。

御質問のありました明浜、城川に総合型地域スポーツクラブがない理由についてでございますが、平成19年3月に西予市スポーツ振興計画を策定いたしましたし、当初は旧5町での設立を目指しておりましたが、人口の少ない明浜町や城川町ではスポーツ協会やスポーツ推進委員協議会との構成員

が重なってしまい、人的負担が懸念され、市のスポーツの推進に係る新たな組織体制をつくる必要性の是非が問われたという経緯もあり、現在、市内に3つのスポーツクラブとなっているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

井関陽一君。

○13 番井関陽一君

今月号の広報せいよにも、スポーツをやってみませんかということで、スポーツクラブのことを話題として取上げていただいております。

そういった中でございますが、城川、明浜におきましては人口が少ないという中で、なかなかその人材確保も難しいんじゃないかなということまでできていないということではございますが、理解するところもでございます。

そしてまた、このスポーツクラブの意義というものも今問われているんじゃないかなと思っておりますが、そういった中で、このスポーツクラブが登録・認証という形が今後とられようとしております。

本来なら、コロナがなければ今すぐにスタートをしなければならぬ状況になっていたわけなんですけども、コロナの状況の中、令和4年度から準備を始めて、令和5年度にはスタートということじゃないかなと思うんですが、この登録・認証制度について市の認識とスポーツクラブへの指導の体制はどうなっているのかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

御質問の登録・認証制度についてお答えをいたします。

まず、登録・認証制度は、平成29年3月に策定をされました国の第2期スポーツ基本計画におきまして、住民が種目を超えてスポーツをする、支える仕組みとして、総合型地域スポーツクラブが持続的に地域スポーツの担い手としての役割を果たしていくため、クラブ数の量的拡大から質的な充実に重点を移して施策を推進することを目的に導入されることとなったものです。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、先ほど議員からもありましたとおり、本制度の運用時期は延期とされまして、移行期間は令和4年度の1年間となり、令和5年度からの本運用となる予定です。

本制度の導入によるメリットとしましては、市民にとって、例えば、市内3つのスポーツクラブいずれかの加入検討の際に、活動内容がより見える化されることによる選択性向上と安心感の醸成、スポーツクラブにとっては、登録・認証を受けているという事実が信用性の担保となり、国・県独自の補助制度の助成を受けやすくなるということが考えられます。あわせて、公に認証された総合型地域スポーツクラブとして、市民の認知度・信頼性の向上につながり、より一層地域課題の解決に向けた取組が可能となります。

以上の理由から、教育委員会としましては、既存の総合型地域スポーツクラブが、これまで以上に、地域住民により自主的・主体的に運営され、地域課題の解決や持続可能な運営体制の構築、活動に見合った財源確保の一助になることが期待できるよう登録・認証制度運用開始に備えた情報提供や協議など積極的に推進したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

井関陽一君。

○13 番井関陽一君

ありがとうございました。

登録・認証制度に向けた情報の提供や協議をやっていただけるということでございますので、ぜひとも、私今、野村クラブの理事をやっておるわけなんですけども、認知度・信頼性の向上に努め、市民の皆さんがスポーツを通して健康寿命を延ばすことやジュニア世代の人がスポーツに興味を持っていただき、健やかに成長できるようなことに対して努力をしてみたいと思いますので、ぜひとも御指導のほどよろしくお伺いしたいと思います。

次に、部活動の考え方についてお伺いしたいと思います。

部活動を指導する先生方の負担が大き過ぎるということで、部活動休養日が設けられていると聞

いております。また、令和5年度からは段階的に地域に移行するという事を聞いております。

そこでお伺いいたしますが、部活動の現状と令和5年から実施されようとしている学校部活動と地域部活動という言い方がどうかはわかりませんが、学校部活動、地域部活動の考え方についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

西予市の中学校5校におきます運動部活動の現状でございますけれども、現在、明浜中学校は男子1種目、女子2種目、宇和中学校は男子10種目、女子9種目、野村中学校は男子5種目、女子4種目、城川中学校は男子2種目、女子3種目、三瓶中学校は男子3種目、女子3種目で、それぞれ平日、休日ともに、各中学校の教員により部活動指導を行っているというところでございます。

一部の部活動では、外部指導者として地域住民に部活動指導についての協力を依頼し、令和3年度は12名の外部指導者がそれぞれの中学校で部活動の技術指導を行っております。

また、教育委員会では、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築することや教員の業務負担軽減の観点から、西予市の学校に係る運動部活動の方針を策定いたしまして、運動部活動が地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されるよう進めております。

その中で、部活動休養日につきましては、週当たり2日以上休養日を設けることとしており、水曜日と土日のいずれか1日を休養日としております。また、練習時間は平日が2時間程度、休日は3時間程度の練習時間とすることとしておりまして、各校これに基づき部活動を行っているところであります。

学校部活動と地域部活動の考え方につきまして、国の状況を説明いたしますと、平成31年1月25日中央教育審議会におきまして、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方針についてという答申がまとめられたところであります。

その中で、学校の業務だが必ずしも教師が担う

必要のない業務の一つとして部活動が挙げられ、部活動の設置・運営は法令上の義務ではなく、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるとされています。

これを踏まえ、令和2年9月国の学校における働き方改革推進本部の議事の中で、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について、生徒にとって望ましい部活動の環境の構築と学校の働き方改革も考慮したさらなる部活動改革の推進を目指し、その第一歩として、学校と地域が協働・融合した部活動の具体的な実現方策とスケジュールが示されたところであります。

令和3年度から全国各地で多様な実践研究を着実に進め、令和5年度から休日における部活動の段階的な地域移行の全国展開につなげていく旨の方針が打ち出されています。

本市においても、全国各地の実践研究の実証結果や国の動向を見極めながら、教育委員会が主体となり、部活動の地域移行を推進していくための協議を開始し、令和5年度からの休日における部活動の段階的な移行に向け、計画的に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

井関陽一君。

○13 番井関陽一君

ありがとうございました。

現状、週2日以上休養日をとり、平日は2時間程度、休日は3時間の練習がなされているということで、また外部指導者も12名ほどおられるようでございますが、先ほど言っていましたように、中学校5校全ての部活動の数からいうと、指導者の数は、このまま移行していくには数が足りない状況だと思います。

また、スポーツクラブ、スポーツ協会などと協力して段階的に移行できるように計画したいとの答弁であったと思いますが、実際に受け皿になる組織、これが問題になってくるんじゃないかなと思います。

受け皿となる組織の指導者育成をどうするのか、学校との関係はどうなるのか。どういうんですかね、塾化という言葉がふさわしいかどうかわかり

ませんが、専門的になり過ぎて、部活動をプロスポーツ化じゃないですけど、お金がないとそこに入れないというような形の塾化しないようにするにはどうしたらいいのか。

また、運営委員会をつくるのであれば、生徒を含めた中でやっていかなければならないのじゃないかなというような、いろいろな問題がこの受け皿としてはあるんじゃないかなと思いますが、受け皿についてどのように考えておられるかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

部活動を地域移行する際の受け皿といたしましては、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、スポーツ協会、青少年健全育成に係る社会体育の団体、教員OB、地域の個人の方々を想定しております。

先ほどもございましたが、教育委員会が主体となり、関係諸団体等と連携をいたしまして、地域部活動を推進していくための協議を開始し、令和5年度からの休日における部活動の段階的な移行について、西予市の実情に応じた生徒にとって有意義な取組となるよう計画的に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

また、指導者の育成につきましては、現在、野村スポーツクラブへ委託をしておりますジュニアスポーツ活動サポート事業の中で、市民を対象としたコーチング研修を企画するなど取組を進めているところでございます。

今後、国の部活動の地域移行への動きを受けて、県や競技団体主催の研修会や交流会への参加、また、県内プロスポーツ団体を活用した指導者向け研修会の実施等、必要に応じた措置を講じてまいりたいと考えております。

地域部活動が塾化しないようにするためにはという御質問もございました。

各競技の指導者が一方的な方針により活動するのではなく、学校との連携を密に行い、生徒の意見や多様なニーズを把握するとともに、生徒の主体性を尊重しつつ、各活動の目標、指導の方針を検討・設定することが必要と考えております。

また、勝つことのみを目指すのではなく、生徒

が生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を育むこと、発達の段階に応じた心身の成長を促すことも重要と考えております。

費用負担の在り方については、現時点においては、指導者への謝金等が想定をされるところでありますけれども、費用負担を理由に部活動への参加ができなくなる生徒がないよう十分に検討していきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

井関陽一君。

○13 番井関陽一君

ありがとうございました。

この部活動の地域移譲につきましては、令和5年からということで、今からいろいろなことが進んでいこうと思うんですけども、指導者を育てることが一番大事なことになってくるんじゃないかなと思いますので、コーチング研修ということも先ほど言われましたが、そういったことをどしどしとやっていただきまして、令和5年以降スムーズに部活動が生徒たちの負担のないように移行できるようにお願いしたいと思っております。よろしく御指導をお願いいたします。

それでは最後の項目となりますが、林業と畜産業について質問をさせていただきたいと思っております。

午前中一番最初の加藤議員の質問とかなりだぶるところがあると思うんですけども、御容赦願ったらと思います。

森林経営管理法が平成31年4月に施行されまして、適切な経営管理がなされていない森林、経営管理を市町村や林業経営者に集約する森林経営管理制度というのがスタートしております。

先ほど言われましたように西予市で環境林整備を行ったのは10.77ヘクタールということでございましたが、どの程度の面積に対して意向調査をなされたのか。また、その中で西予市に委託を希望された面積はどの程度あったのか。また、経営可能と判断された森林につきましては、民間への再委託、これはどうなっているのかお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

井関議員の質問にお答えをしたいと思います。

西予市では、令和元年度から2年度にかけてモデル的に意向調査を実施いたしました。

対象は今までに森林経営計画を策定している地域で、経営計画を策定する中で不同意とされた森林について意向調査を送付するという方法で行いました。2箇年での意向調査は566.35ヘクタールに対して行い、市への委託希望があった森林168.38ヘクタールを現地確認し、10.77ヘクタールにおいて経営管理権集積計画を策定し、市の森林整備事業として環境林整備を実施しております。

森林経営管理制度における西予市の方向性としたしましては、採算が見込まれる森林は、従前から実施しております林業活性化プロジェクトや森林経営計画を活用し、林業活性化センターで林業事業体の集約化を推進しております。

また、採算が見込めず、森林所有者に林業経営の意欲がない森林のうち、森林整備の遅れから多面的機能が低下している森林について、市との委託契約である経営管理権集積計画を策定し整備することとしております。そのため民間への再委託は行っておりません。

今年度以降につきましては、年度内に全体計画を策定し、施業の遅れている気象災害に弱いところを選定し、森林の多面的機能の回復のために間伐等の施業を行い、災害に強い森林づくりに努めていきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

井関陽一君。

○13 番井関陽一君

意向調査を実施した面積は566.35ヘクタール、市に委託希望があったのが168.38ヘクタールという答弁でございましたが、その中で10.77ヘクタールのみを環境林整備をしたということでございますので、残りの150ヘクタール近所、これはどのようになっているのか再質問させていただきま

す。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

残りにつきましては、現地調査の結果、今は手を入れなくてよい山林、また、採算がとれる山林と判断しまして、その旨を記載し結果を送付しております。

採算がとれる森林につきましては、林業活性化プロジェクトを推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

井関陽一君。

○13 番井関陽一君

意向調査で市への委託希望があった森林の中でも、手を入れなくてもよいとか、あるいは経営ベースにのるんじゃないかなという森林のほうが多いということで、森林活性化プロジェクトに移行するというので、これ西予市の特徴じゃないかなと思うんですけども、その森林活性化プロジェクトがあるがゆえに、いうたら民間再委託しなくてもこの経営のプロジェクトの中にのせていけばいいんじゃないかなということで、これはある種再委託のような形じゃないかなと理解をいたしております。

そういった中で、先ほど加藤議員のときにもありましたが、担い手の育成についてはいろいろ行われているようでございますけども、担い手を育成するとともに、今後、その事業体をもう少し増やしていくというような考えがあるのかないだけちょっとお伺いさせていただいたと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

昨年度から新設しております新規就労支援策の拡充、木育事業による若年層のPRや就業機会の創出を図ってまいります。また、労働安全講習等により、安心して働ける職業となるように取り組んでまいります。その中で先ほど議員から言われました事業体の育成というのは本当に大切な事業の一つであろうと思っております。

林業課全体で考えて事業体がつくれるように、今5事業体がございますが、新たな事業体ができるように今後計画をしていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

井関陽一君。

○13 番井関陽一君

ありがとうございました。

先ほどの答弁の中で、気象災害に弱いところから環境林整備を行えるようにするという旨の答弁があったと思いますが、具体的にどのような森林整備をされるのか、災害に強い森林整備をされるのかお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

最近の気象災害の結果を受け、災害に強い森林整備が必要だと感じておるところでございます。

西予市においても、平成30年西日本豪雨災害で深刻な林地災害が発生しております。発生した災害につきましては、公共災害事業や治山事業において、発災箇所への施設復旧や谷止工、間伐などによる森林整備を実施し、再発防止に努めておるところでございます。

森林整備の具体的な内容といたしましては、間伐遅れの森林へいきなり強度間伐を行いますと、風や雪に弱くなる可能性がございますので、3割弱程度の間伐として、林内に光を行き渡らせ、植栽木が健全に育つことで根がしっかりと張り、土砂の流出を防ぎ、下草の繁茂を促進し、森林の保水機能を回復していきます。

また、林内の残存木についても、地形を考慮した処理により流出を防ぎ、森林整備全体において、常に災害に強い森林づくりを意識した事業実施となるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

井関陽一君。

○13 番井関陽一君

間伐の割合を3割程度にして、下に光を当て、低小木ができるようにして保水力も上げるといような話もありましたし、また、残存木が流出しないように対応したいということでございましたが、本当に残存木が流出して二次災害といえます

か、ダムができて、そこで大きな被害になるというような事例が全国でいろいろ出ておりますので、そういうことに留意してやっていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

林業最後の質問ですが、これはちょっと林業というより農業のほうになるかもしれませんが、有害鳥獣対策として、今までいろいろワイヤーメッシュ等による防護柵等もかなりやってはこられたんですけども、年数がたち、そろそろ再施工しなければならぬ時期に来ているんじゃないかなと思っております。また、住宅の近くまで、今までだったら全然来ていなかったところに対しても被害が及んできております。

そういうところで新たに柵を設けなければならぬところも出ておりますので、ワイヤーメッシュも鉄材の高騰や、また、今年からはメッキをしたものじゃないと使用できないというようなことで、距離が伸びなくなってきております。そういう中でございますが、これ林業のところでは質問しておりますので、植樹に対する被害のことが中心になるかもしれませんが、私が意図していたのは農業のほうへの質問でございますので、内容が合うかどうかわかりませんが御質問いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

井関議員お尋ねの農業に対する被害対策としては、国・県・市による補助事業を活用し、平成21年度から令和2年度までに、ワイヤーメッシュ柵や電気柵などを総延長で604.5キロ、防鳥ネットを195アール整備しておるところでございます。また、林業被害につきましては、ニホンジカの植栽木への食害や成木の樹皮はぎなどがあります。

その対策として、国や県の造林事業では、食害防止チューブや鳥獣侵入防護柵設置など鳥獣害防止施設整備に対する支援がございます。

このような被害防除を促進する守りの対策のほか、有害鳥獣捕獲を推進する攻めの対策もあわせて進めてまいりたいと考えております。

令和2年度はイノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、タヌキ、アナグマにつきまして、それぞれ過去最高の捕獲数となるなど、一定の成果を上げて

きております。

これら防護と捕獲の対策を推進し、有害鳥獣による被害が減少するよう努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

井関陽一君。

○13 番井関陽一君

有害鳥獣対策につきましては、本当に毎回こう言い続けることによって、これを忘れられることなく次々と策を打ってほしいなという意味合いを込めまして質問させていただいておりますので、令和2年度は過去最高の捕獲数になっているということで、本当それだけ増えているともいえると思いますので、ぜひとも今後ともこの対策をよろしくお願ひしたらと思います。

最後の質問です。

畜産農家の減少について、特に酪農家の減少がここ数年加速的に減ってきております。この状態が続きますと、先ほどのイノシシの被害等とも重なるわけなんです、田畑の耕作を主に担っていただいているのが酪農家だと思っております。これがなくなりますと本当に西予市の風景が一変するんじゃないかなということで、特に里山におきましては、民家のすぐそこまでイノシシが来るということで、夜はもう外に出れないんだというようなこともお聞きしております。庭先の畑にイノシシが来て作物を荒らすということで、夜出とったら、自分がまくられるんじゃないかなということで、怖くて外に出れないというような話も聞きますので、こういった状況を少しでもなくすためにも酪農家数の減少をとめる必要があるんじゃないかなと思っております。

この畜産農家の減少対策について西予市のお考えをお伺ひしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

畜産業においては特に飼料価格の高騰により厳しい経営環境が続いております。また、高齢化などによる離農や廃業により農家数全体が減少している中で、特に酪農業は、家畜の飼育管理に加え、

朝晩の搾乳作業など労働負担が大きいことから、繁殖和牛経営に切り替える高齢農家もあり、平成28年度の53戸に対して、令和3年度は40戸と5年間で13戸も減少しております。

しかしながら、西予市は県内でも中心的な酪農地域であることから、生乳生産量の出荷実績は、現在も県内全体の約50%を占めており、本市の地域経済において重要な主産業の一つでございます。

畜産農家は家族経営が主体であり、持続可能な経営を実現するためには、単に規模拡大に頼るのではなく、生産基盤の維持や収益性の向上を図ることが重要であることから、市といたしましては、既存施設の改修や附帯設備の更新などを支援する畜産基盤施設再生支援事業を中心に対策を講じているところでございます。

次に、新規就農及び担い手の確保といたしましては、令和2年度に酪農技術習得を目的に、野村校畜産科卒業生1名を酪農ヘルパーとして雇用し、酪農家や先輩ヘルパー4名から技術を学びながら、酪農家の傷病時の対応や休日の確保などの働き方改革に向けた業務要員として日々活躍しており、将来の地域の担い手として、今後の新規就農に期待を寄せているところでございます。

また、JA東宇和、県酪連、酪農経営者協議会などの各種団体で構成する酪農を考える会が、遊休畜舎等を再活用したリース牧場や実習生の受入れを兼ねた研修施設等の計画を検討しており、この計画の調査・研究の機会においては、行政も積極的に参画するなど、引き続き関係機関との連携により畜産農家への対策を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

井関陽一君。

○13 番井関陽一君

今回は細かなことについて質問するろうという気はございませんが、今後、具体的な内容につきまして、よくもっと検討した中で御質問させていただいたらと思うんですが、何年か前に酪農団地について質問したことがありますが、今ちょっと中飛びになっているんですけども、先ほど言っていたように、酪農を考える会というのを中心に遊休畜舎のリースとか再利用、これはもと

より、現在稼働中の畜舎につきましても事業継承ができないかなというようなことも含めて、今後考えていきたいと思っておりますし、また酪農団地化をすることによって、今またカーボンニュートラルということが言われておりますので、畜産バイオマス構想とかももう一度考えるチャンスがあるんじゃないかなと考えておりますので、そういうことも含めまして、今後、行政も一体となって御指導願いますようお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○佐藤議長

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

9月6日は午前9時より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時39分

第 3 日

9月6日（月曜日）

令和3年第3回西予市議会定例会会議録（第3号）

- | | | | |
|------------------|---------------------------------------|-----------------------|-----------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和3年 9月 6日 | 明 浜 支 所 長 | 上 中 保 博 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 野 村 支 所 長 | 和 氣 岩 男 |
| 1. 開 議 | 令和3年 9月 6日 | 城 川 支 所 長 | 藤 川 忠 男 |
| | 午前 9時00分 | 三 瓶 支 所 長 | 片 山 勇 一 |
| 1. 散 会 | 令和3年 9月 6日 | 総 務 課 長 | 一 井 健 二 |
| | 午後 0時15分 | 財 政 課 長 | 宇 都 宮 明 彦 |
| 1. 出 席 議 員 | | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
| 1 番 | 和 氣 数 男 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| 2 番 | 宇 都 宮 久 見 子 | 事 務 局 長 | 富 永 誠 |
| 3 番 | 信 宮 徹 也 | 議 事 係 長 | 三 好 祐 介 |
| 4 番 | 宇 都 宮 俊 文 | 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 5 番 | 加 藤 美 香 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり |
| 6 番 | 中 村 一 雅 | 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |
| 7 番 | 河 野 清 一 | | |
| 8 番 | 佐 藤 恒 夫 | | |
| 9 番 | 山 本 英 明 | | |
| 10 番 | 竹 崎 幸 仁 | | |
| 11 番 | 小 玉 忠 重 | | |
| 12 番 | 源 正 樹 | | |
| 13 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 17 番 | 森 川 一 義 | | |
| 18 番 | 酒 井 宇 之 吉 | | |
| 1. 欠 席 議 員 | | | |
| | な し | | |
| 1. 地方自治法第121条により | | | |
| | 説明のため出席した者の職氏名 | | |
| | 市 長 管 家 一 夫 | | |
| | 副 市 長 宗 正 弘 | | |
| | 教 育 長 松 川 伸 二 | | |
| | 総 務 部 長 山 住 哲 司 | | |
| | 政 策 企 画 部 長 下 澤 広 幸 | | |
| | 生 活 福 祉 部 長 兼 | | |
| | 福 祉 事 務 所 長 藤 井 兼 人 | | |
| | 産 業 部 長 兼 | | |
| | 生 活 福 祉 部 産 廃 処 理 施 設 担 当 部 長 酒 井 信 也 | | |
| | 建 設 部 長 三 瀬 計 浩 | | |
| | 医 療 介 護 部 長 山 岡 薫 彦 | | |
| | 会 計 管 理 者 三 瀬 功 | | |
| | 消 防 本 部 消 防 長 酒 井 広 一 | | |
| | 教 育 部 長 宇 都 宮 裕 | | |

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

開会 午前9時00分

○佐藤議長

おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○佐藤議長

日程第1、一般質問を行います。

質問者は通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

まず、15番二宮一朗君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

改めましておはようございます。

公明党の二宮一朗でございます。

ただいま議長より許可をいただきましたので、今回通告しております4つの項目について質問をさせていただきます。

理事者の明快な答弁を期待して質問に入らせていただきます。

まず最初に、生活困窮者自立支援についてお伺いをいたします。

生活困窮者自立支援制度は、生活保護の手前で前向きな生活を続けていただくためできた制度であり、私自身は希望の持てる制度だと期待と注目をしているところでございます。事業開始のときにも質問をさせていただきましたけれども、年数を重ねまして、また、今回コロナ禍が長期化しているということもありまして、国として、今8050問題等の重要な問題としてとらえていること等を含めまして、今回改めて質問をさせていただきます。

まず最初に、自立相談支援事業についてお伺いをいたします。

相談窓口の受入状況について、どのようになっているのかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井福祉事務所長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

生活困窮者自立支援制度における相談窓口の受入れの現状についてお答えをいたします。

生活困窮者への自立支援制度につきましては、仕事や健康などに深刻な問題や不安を抱えた方々の第2のセーフティネットとして、生活困窮者自立支援法のもと創設された制度でございまして、西予市におきましても、平成27年度に西予市福祉総合相談センターを設置し、専門の相談支援員が生活や就労の相談に対応しております。

また、令和2年度からは、多様化そして複雑化する課題解決と福祉相談窓口の一本化を目的に、センターの相談体制の拡充を図ってまいりました。その上で、生活困窮者に対する様々な支援を包括的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の日常生活や社会的自立の促進を図ることを目的とする、まさに自立支援制度の主要部分であり、必須事業として位置づけられております。

近年、相談内容は多様かつ複雑で、厳しい課題が寄せられておりますが、引き続き、福祉事務所及び庁内各課、関係機関が連携し、情報の共有化を図りながら、相談者と一緒に考え、寄り添いながら、経済的自立、日常生活や社会生活の自立に向けた支援をワンストップで行ってまいります。

また、相談業務の現状としましては、コロナ禍において、生活困窮に関する相談や愛媛県社会福祉協議会の緊急小口資金や総合支援資金等の貸付への支援などの相談件数が増えております。相談窓口の中に、コロナの影響による自立支援相談窓口の機能を持たせ対応に当たっているところですが、相談件数の増加が顕著であり、今後の動向が心配されます。

そのほかにも心配されますのが、生活困窮に陥り、直面する問題の一つである住まいの確保でございます。住まいは生活の基盤であり、住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化は喫緊の課題であることから、生活困窮者自立支援制度に住居確保給付金の支給が、相談支援事業と同じく必須事業として位置づけられております。

当市におきましても、制度創設と同時に体制を整備しておりますが、一昨年度まで支給事例がなかったものが、新型コロナウイルス感染症の影響による住居確保給付金の支給対象者の拡大に伴いまして、昨年度は延べ19件の支給と増加してお

ります。コロナ禍の長期化により、今後さらに支援を必要とされる方が増加していくことが懸念されますので、周知の徹底や支援体制の整備を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

ありがとうございました。

今、御答弁を聞きますと相談内容が多様化をしていること、また、コロナ禍での相談件数の増加など、今対応いただいているということでありましたけれども、この相談内容から見えてくる課題について、もう少し詳しく、福祉事務所としてどのように考えておられるのかをお尋ねを申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井福祉事務所長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

相談内容から見える課題についてお答えをいたします。

相談支援の中で浮き彫りになってくる課題の中で挙げられるのが、相談内容の多様化、複雑化でございます。

高齢者や障がい者、児童等の福祉制度のどこにも該当しない制度のはざまにある人や、様々な課題が複雑に絡み合い、どこに相談したらよいのかわからない人もいらっしゃいます。また、相談を受ける中で、御自身が課題に気づいていなかったり、具体的な目標が持てなかったりするケースも多く、そのような場合には、課題の抽出に時間がかかり、支援のプランを立てても中断してしまい、解決に至るまでかなりの時間を要することもございます。

共に考える中で、本人の気づきを促すため、相談支援員の幅広い知識や気力、労力を要してしまうことも課題の一つでございます。

特に昨今顕著に見られますのが、経済的な困窮に加えて、社会的な孤立、地域からの孤立、人とのつながりが希薄というケースでございます。

議員ご指摘の 8050 問題もひきこもりの長期高齢化は親の高齢化につれて、複合的かつ深刻な

問題に陥る可能性が指摘されております。ひきこもりの背景には、家族や本人の病気、親の介護、離職、経済的困窮、人間関係の孤立など、複合的課題を抱え、地域社会とのつながりが断たれた社会的孤立の姿がございます。孤立が進めば、相談したくてもできない、支援を受けるすべを見つけれられない、自己肯定感が持てずひきこもるという負の連鎖が続いてまいります。

これらの課題に向き合うには、対象を限らない、断らないワンストップの相談窓口として、問題をいかに解決できるかというだけでなく、相談者の気持ちを聞き、相談者との関係をいかに保ち続けられるかということに重きを置き、どんな理由、どんな入り口からであっても手が差し伸べられる、まさに伴走型の支援を目指し、必要な支援につなげていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

この生活困窮者の自立支援につきましては、本当に福祉政策の中でも、最近やっと日が当たってきたというか、政府も目を向けていただきだしたというふうな問題の中で、今ご答弁いただいたような問題もたくさんあることは理解をしております。

この多様化することに対して、支援プランの作成をどのようにしているのか。また、実行をどのようにしているのか、その流れをお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井福祉事務所長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

支援プラン作成と実行状況についてお答えをいたします。

自立相談支援事業における支援の過程として、まずは、生活困窮者に陥っている状況を包括的に把握し、その中で対応すべき課題をとらえ、それらの背景、要因等を分析し、解決の方向を見定める必要がございます。

次に、その結果を踏まえた個々のプランの作成やまた、そのプランが本人の状況や設定した目標

に対して適切であるか、課題解決に向けた内容となっているか、プランが本人の意欲やモチベーションの喚起につながっているかといったことについて、共有する支援調整会議や支援の決定から提供の後に、支援の適切性や目標達成に向かっていくかなどを確認するモニタリングなどが行われ、それによりプランの評価や見直しを行い、最終に向けて進めていくのが一連の流れでございます。

西予市の相談支援事業の中では、相談者の話を丁寧に聞くことに注力し、複合的な課題に対して包括的な支援が行えるよう努めており、プランの新規作成件数は、令和2年度において4件であります。プラン作成という枠の中での支援がマッチするかどうかの見極めの中で判断し、本人の状況や環境の変化に応じて適切に支援ができるよう努め、プランを作成していなくても、経過を追い、面談をし、必要な支援を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございます。

部長の御答弁のとおり、御本人の状況は、環境の変化とかイレギュラーなことに対して、容易なことではないというふうに理解をしております。今後とも寄り添った対応をぜひお願いしたいなと思います。

次に、この事業当初、任意事業であった子どもの学習・生活支援事業についてお伺いをいたします。

家庭の状況で、子どもの学習意欲を奪ってはいけないなど、貧困の連鎖について、今までも質問をし、西予市においては、制度当初から取り組んでいただいていることに対して感謝を申し上げます。

その取組の現状についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井福祉事務所長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

子どもの学習・生活支援事業についてお答えをいたします。

この事業は、生活困窮世帯の子どもに対して学習支援や保護者への進学助言、生活習慣や育成環境の改善に関する助言等を行うものでございます。

西予市においては、平成28年度から取組み、これまでに延べ60回の学習支援を行っております。

しかしながら、昨年度の途中から希望者がおらず、事業が実施できていない現状がございます。その背景には、子育ての支援策の充実が図られ、放課後デイサービスや学童保育などの中で、ある程度の学習支援が行われているところがございますが、対象者が進学期を迎える時期になると教育の格差も広がってくることに鑑みまして、対象者の把握と支援につなげられる仕組みの構築に努めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

現在はないということでございますけれども、今も言っていただきましたように、今後、特に教育委員会、学校等とも連携をとりながら、ぜひ貧困の連鎖、家庭の事情によって学習ができないというお子さんがなくなるように取組みをお願いしたいなと思います。

続きまして、就労支援事業についてお伺いをいたします。

就労支援事業は現在任意事業というふうになっておりますけれども、相談の中で必ず必要になってきている事業ではないのかなと思っております。市としての取組状況についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井福祉事務所長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

就労準備支援事業の取組についてお答えをいたします。

就労準備支援事業は、直ちに就労が困難な者に対し、原則1年間までプログラムにそって、一般就労に向けた基礎能力を養いながら、就労に向けた支援や就労機会の提供を行うもので、生活困窮者の社会参画、就労への第一歩となる重要な事業であり、生活困窮者自立支援制度の中でも任意の

事業ではございますが、生活困窮者等の一層の自立促進が期待できる事業と位置づけられております。

西予市におきましては、事業化には至っていないものの、相談支援事業において行う相談の中で、就労の可能性や意欲、課題、背景を見極めつつ支援をし、自発的な求職が困難な方には、生活保護受給者等就労自立促進事業の支援者として、就労支援を積極的に行っているところでございます。

今後におきましては、事業化に向けて支援プログラムの構築や受入協力事業所の開拓などに取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

受入先の大半が民間の事業者だと思っておりますので、そう簡単ではないとは理解しております。当事者の方が少しでも前向きに生活できるために、一層の御努力をお願いしたいと思います。

それで今の就労準備支援事業なんですけれども、これは近い将来必須事業になるというふうな情報がありましたので、今回西予市はどうなのかなというところで質問をさせていただきました。

必須事業への準備状況についてはいかがでしょうか、お伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井福祉事務所長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

必須事業への準備状況についてお答えをいたします。

生活困窮者自立支援制度では、制度創設時からの自立相談支援事業及び住居確保給付金の支給の必須事業に加えて、任意事業として、就労準備支援事業や一時生活支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業等が展開されてまいりました。

その後、相談・家計支援・就労のそれぞれの事業を一体的に進めることが自立を促す支援として重要かつ効果的であることから、平成 30 年の法改正により、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施が任意から努力義務へ位置づけられて

おります。

国においては、自治体の必須事業である自立相談支援事業とこれらの両事業を一体的に行う場合の財政支援の拡充もされ、令和 4 年度における必須化には至らなかったものの、今後も事業の促進が図られるものと考えております。

西予市においては、努力義務とされております 2 事業につきましては、相談支援事業の一環で、家計の収支バランスへのアドバイスを行い、自立のための一番のかぎとなります就労については、伴走型の支援に注力し、ハローワークの窓口と連携した就労支援プログラムを活用しつつ、自立への後押しを行っているところでございます。

しかしながら、事業実施には至っていない現状でありますので、今後は、生活困窮者自立支援制度において、自立相談支援事業を中核に、任意事業の活用や他制度との連携により、本人の状態に応じたきめ細かい支援を実施することが重要と考え、諸課題を整理しながら事業実施に向けた検討を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

ありがとうございました。

今までの御答弁でも分かるように、この答えのないこういう案件に対して、対応しながら答えを探していくということは、大変容易ではないのではないかというふうに理解をしております。

県内の他市のほとんどでは、この事業を社会福祉協議会というところに業務委託をしているんですけれども、西予市と宇和島市は市直轄で行っているということに対し、私自身は敬意を表したいと思っております。

しかしながら一人ひとりの対応方法が違うこと、また、人によったら家から出ていくこと、それは難しいというふうな案件も少なくはないというふうに思っております。相談件数が増えてくると福祉事務所だけの対応に無理が生じてくるのではないかというふうに思いますので、就労支援や相談窓口事業と民間の力を借りることも必要だと考えております。

西日本の状況だけちょっと委託先を確認したと

ころ、愛媛県は先ほど言ったように、ほとんどが社協なんですけれども、中国や九州では、民間のNPOとか、コンサルティング会社とか、いろんなところを活用して事業を進めておりましたので、その西予市のお考えもお伺いしたいなと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井福祉事務所長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

事業の民間等の活用についてお答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、現在、生活困窮者自立支援制度で展開されております事業は、相談支援事業を中核に多くの事業を市の直営で行っております。

直営で行うことにより、各制度との連携や情報の共有化がしやすいという利点がございますけども、今後、重層的なセーフティーネットを展開していく上では、地域を包括的に支える社会福祉協議会や様々なノウハウのある民間企業等のお力をお借りすることも必要と考えておりますので、柔軟に事業が展開できるよう検討してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

よろしく願いいたします。

それでは次の質問に移りたいと思います。

2番目として情報発信の方法について通告をいたしております。

ホームページからの情報発信についてですけれども、ホームページに関しましてはこれまでも何度か改善が必要ではないかということをお伺いさせていただきました。令和2年9月議会では、災害対策本部からの情報の発信方法について質問をさせていただきました。

今年もこのお盆をはさんでの長雨のとき、ホームページを見ますと、ちょっと以前と違うバージョンになっていたように感じました。

そこで、前回の質問からどのように変化をしたのかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

それではホームページからの災害関連情報の発信について、その後の改善状況等についてご答弁申し上げます。

災害対策本部の設置状況、避難情報、その他災害対策本部の情報などで市民の皆様への影響が大きいものにつきましては、市のホームページ、ツイッターなどのSNS、暮らしのアプリなど、多様な手段での情報発信に努めているところでございます。あわせて、防災行政無線屋外拡声子局及び戸別受信機による発信、緊急速報メール及び県の災害情報システムを通しまして、各テレビ局に対し、避難所開設情報や避難情報のLアラート配信も引き続き行っているところでございます。

また、ライブカメラにつきましては、津波対策として市が設置をいたしております明浜町俵津、高山、田之浜、三瓶町朝立の4カ所のライブカメラの映像は、これまでと同様に西予ケーブルテレビの12チャンネルで配信をしているほか、また各機関が配信をいたしております各種情報、カメラの映像等につきましては、現在、ホームページで気象・河川・ダム・交通情報等のリンク集として、各機関のホームページへのリンクを掲載いたしております。

これらの情報につきましては、現在、市のホームページで公開をしておりますGIS版西予市総合防災マップにおきまして、一元的に管理ができないか検討を行っているところでございます。

引き続き、必要な情報が多様な手段により確実に伝達できるよう、情報推進室とも連携し、研究を重ねてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

近年の大雨等の状況では、屋外子局、防災行政無線もなかなか聞き取れないとかいうふうなこともたくさんあるんじゃないかなと思いますが、先ほど言いました今年の大雨のときの避難状況の発令の状況と、実際どれだけの人が避難されたのかということ、実績ですけれども、お聞かせいただ

きたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

ご質問いただきました今年現在のところまでの出水期におけます避難情報の発令状況と避難の状況でございますが、今年5月20日に明浜町俵津地区及び狩江地区、7月18日、8月8日、8月13日には市内全域にそれぞれ高齢者等避難を発令いたしており、その避難状況につきましては、いずれもその期間の最大値でございますが、5月20日は避難世帯はゼロ、7月18日は7世帯7人、8月8日は2世帯2人、8月13日は8世帯9人の方が、市が開設をいたしました指定避難所に避難されております。

また、昨年からの新型コロナウイルス感染拡大を受けまして、避難先として指定避難所だけではなく、安全な親戚、知人宅等への分散避難の呼びかけを行っておりますとともに、地域によりましては、地元の集会所等も自主的に開設をいただいておりますので、実際に避難された方はさらに多かったのではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

今回の大雨に関しては被害もなかったということで安心しておりますけれども、もう1点、先ほどの御答弁の中にもありましたSNSの発信状況ですけれども、これは前回も聞いたんですが、今もちょっと注視して見よるんですけれども、あまり活発ではないような、私は気がしておりますけれども、発信状況についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

先ほど答弁させていただきましたけれども、災害対策本部からの情報で市民の皆様への影響が大きいものにつきましては、市のホームページの掲載内容につきまして、その他フェイスブックでありますとかツイッターでも配信をするように努め

ておるところでございます。

その情報発信でございますが、ホームページからのリンクを基本に対応を災害対応時にはとっております。そのため、SNSによります多様な情報発信を行う際の手間でございますとか、また、作業に要する人員の確保等の問題も依然として残っております状態でございます。

この点に関しましても、情報推進室と連携し、研究を重ね改善に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

SNSは、今回ホームページからの質問なんですけれども、そういう有事のときには、例えば、職員個人がいろいろSNSで発信していくということも有効な手段ではないのかなというふうに思っておりますので、また今後御検討の一つに入れていただけたらと思っております。

続きまして、テレビのデータ放送の活用について質問をさせていただきます。

西予ケーブルテレビの行政チャンネルについての考え方をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

テレビのデータ放送機能を活用いたしました災害情報の発信につきましては、Lアラートが挙げられます。このLアラートとは、災害発生時に地方公共団体等が放送局、アプリ事業者等の多様なメディアを通じまして、地域住民等に対しまして必要な情報を迅速かつ効率的に伝達する共通基盤でございます。平成31年4月には全ての都道府県におきまして運用が開始されております。

近年の災害においては、速やかに避難情報の発令状況等を配信するなど、災害情報インフラとして一定の役割を担っております。災害時にテレビのデータ放送で配信される避難情報等は、このLアラートを通じて配信されているものでございます。

愛媛県におきましては、県の災害情報システム

を通じまして市町が配信する避難所開設及び避難情報等を自動連携いたしまして、配信するシステムが整っております。災害発生時の迅速な配信に寄与しているものと考えております。西予ケーブルテレビにおきましても、このシステムと連携した災害情報の配信に御協力をいただいております。

また、12チャンネルにおきましては地元ケーブルテレビならではの天気情報、またライブカメラ情報の配信を日々行っております。今後もさらに連携を深めまして大規模災害時の情報発信の在り方につきまして、検討、研究を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

最近、ケーブルテレビで行政情報等もたくさん今流れているような状況ですけれども、現在の行政情報とか、こういう議会の情報等も、今の番組と別の特化したチャンネルをつくれば、災害時にこのチャンネルにすれば情報が見れるというのが、日頃からのチャンネル設定をしてあればいいんじゃないかなと思うんですけれども、このケーブルテレビに行政チャンネルをつくるという考えはいかがでしょう。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

行政情報をお伝えする番組につきましては、現在、西予CATVの11チャンネルで放送を行っており、1番組15分の番組を毎日1回から3回程度放映しております。

また、西予CATVにおいても、防災情報をはじめ、市の様々な話題を取材し放映をいただいております。

以上のことより、西予市の行政情報番組及び西予CATVの番組で行政情報を補完していると考えているため、現時点で新たにチャンネルをつくる予定はございません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

現時点ではないということですが、県内でも四国中央市がコスモネットワークということで行政チャンネルをしておりますので、また今後見ていただいて、調べていただいて参考にさせていただければなと思っております。

次に、自治体広報情報提供サービスについてお伺いをいたします。

これは公明党の我々の会議の中で、他市の議員からの情報で知ったわけですが、普通のテレビに行政の情報をふだんから流しておくというふうなことで、先ほども言いましたようにふだんから流しておくことで市民の方が有事に情報を入手できるということではないかなと私自身は思ったんですけれども、今回の質問でしておりますホームページとかネットというのは、ちょっと高齢者はなかなか取っつきにくいというか、厳しいというのがありますし、いろんな情報のチャンネルを増やすというのは大事じゃないかなと思うんですけれども、この導入についてのお考えをお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

自治体広報情報提供サービスの導入につきましてご答弁申し上げます。

自治体広報情報提供サービスは、視聴者がテレビのデータ放送画面から情報を得たい自治体を選択し、暮らし関連の情報から災害関連情報まで、各種の情報を原則毎日24時間得ることができるというもので、テレビ愛媛におきまして2021年3月24日に情報提供が開始されまして、現在のところ県内では伊予市、松前町、砥部町の3市町におきまして、2021年4月1日から提供が開始されたと聞いております。

このサービスでございますが、視聴者が自身の知りたい地域の情報を選択し、リアルタイムで情報を得るメリットはもちろんのこと、自治体にとりましても、暮らし関連から災害情報まで、各種の情報を原則毎日24時間いつでも入力ができ、ほぼリアルタイムで情報発信が可能となります。

このことによりまして、平時から手軽な行政情報取得手段として認知もされるということで、緊

急時の確実な情報伝達につなげていけるものとは考えております。

当市におきましても、昨年5月にテレビ愛媛からこのサービスの提案をいただいておりますが、当市におきましては、既に同じ内容の情報発信をホームページ、SNS、暮らしのアプリ等で配信をしているといった状態でございますので、費用対効果も含めまして、先行自治体の状況、また、県内の市町の動向を見ながら、この導入につきましては検討を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

今までの過去の私の質問の中でも、FM局を開設したらどうかとか、災害時には移動通信局を開設したらどうかというふうなことも質問、御提案をさせていただきました。

先ほど言いましたように、情報の受け取り方、お一人おひとり違うと思っております。

今費用対効果という話がありましたけれども、私もいくらするのかなと思って伊予市の議員に聞きましたけれども、年間60万円ということでございました。高いのか安いのか、私は安いと思っただけですけれども、また今後、情報発信のチャンネルを増やすという意味でも再度お考えをしたらいいのではないかなと私は思うんですけれども、再度お考えをお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

議員のご指摘のとおり、防災情報を含めまして市が発信する情報につきましては、確実に市民の皆様へそれが伝達されるよう多様な手段を検討しているところでございます。

御提案をいただいております自治体広報情報提供サービスにつきましても、その手段の一つとして研究はしてまいりたいと考えております。

また、これまでの答弁のとおり、市からの防災情報の発信につきましては、防災行政無線、緊急速報メール、Lアラート、さらにはホームページ

やSNS、暮らしのアプリなどによりまして、災害に関する情報で市民の皆様への影響が大きいものにつきましては、多様な手段で配信するよう努めているところでございます。

しかしながら、なかなか市民の皆様への認知が低いという、上がってこないというところもあるかと思っておりますので、引き続いての情報発信手段や取得方法に関する周知、啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

よろしくお願ひいたします。

3つ目の質問に移りたいと思います。

地域づくり活動センターについてですけれども、昨年から、地域づくり活動センターについて、再三質問をさせていただきました。

今回の答申を経て、市政懇談会を行うということで、いろんな地域での市政懇談会の反応をお聞きしたいなと思っておったんですけれども、天候不順とかコロナとかということで延期ということで、2カ所ぐらいしか開催されてないようでございますが、その2カ所ですけれども、開催した地区の反応について、まずお伺いをさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

地域づくり活動センターをテーマとした市政懇談会の開催状況について御説明いたします。

市政懇談会は、8月4日の三瓶東地区を皮切りにスタートし、続いて8月11日に大野ヶ原地区で開催させていただきました。その後、順次開催を予定しておりましたが、大雨警報の発表の継続や県内の新型コロナウイルス感染症拡大による地域からの開催延期の依頼も重なりまして、市政懇談会の延期が続いております。

また、愛媛県にまん延防止等重点措置が適用されたことを受け、8月18日から9月12日までの間に予定しておりました市政懇談会を延期する決定をいたしました。

現在、三瓶東地区と大野ヶ原地区の2カ所で御説明させていただいたわけですが、それぞれにおいて、推進計画案でお示した拠点施設の設置箇所について様々な御意見をいただいております。

三瓶東地区では、地区内に複数の拠点を設置するという御提案や公民館分館制度の移行について、各区の理解を得るというプロセスを経てから進めてほしいという御意見などがございました。

大野ヶ原地区では、小学校をセンターの拠点として活用するのは難しいのではないかという御意見や災害や降雪を考慮したセンター職員の宿泊場所についての御意見などがございました。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

三瓶の分館制度については分科会をということでは議論をされてきた中で、私も何度か傍聴に行かしていただいたんですけども、分館制度については何かある程度理解をされてたんじゃないかなというふうに自分では思ってたんですけども、それともう一つの今回の各区の理解を得るプロセスを経て進めてほしいという市政懇談会での御意見に対して、市としてはどのように考えているのか質問をいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

公民館分館制度分科会では、16人の委員の方々により、約1年にわたって協議、検討が進められました。

会議を通じて、三瓶町地域以外の委員も分館制度に対する理解が深まり、分科会の協議の結果として、公民館分館が廃止となった後の区と市の対応について、5つの移行パターンとしてまとめることができました。公民館分館を地域の集会施設に移行するという考え方につきましては、2年前の市政懇談会の後、ほとんどの区に赴き説明をさせていただいております。

しかし、分科会を経て、議論をし、質疑応答を繰り返す中で、市としてもさらに学ぶこともあり、また、分館廃止後の移行パターンの説明も必要で

ございますので、地域の皆様に御理解をいただくため、改めて、センター推進計画が正式決定するまでのできるだけ早い時期に分館単位で各区に説明に伺いたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

もう1カ所の大野ヶ原地区の小学校をセンターの拠点として活用するのが難しいという御意見に対してですけれども、私もどうやって学校の中でするのかなとちょっと思ってたんですが、このことについての対応策があるのかどうかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

学校内で授業が行われている中で、学校関係者以外の出入りがあることについて、様々な運営の配慮が必要になってくることから、御心配の声をいただいているところです。

このことに関する現時点での考えといたしましては、センターは既存の公共施設を活用するという観点から、小学校内にセンターの事務所のみを設置することを考えており、その上で、授業中に学校関係者以外が事務所以外の校舎内に入出りできない対策を図ることが必要だと考えております。また、事務所機能以外でセンターの活動上必要な機能は集会所を活用することなども考えられます。

まずは、地域がセンターを拠点としてどのような地域づくり活動を取り組んでいきたいかといった御意見も伺った上で、学校、保護者、地域の皆様との協議を重ね、センターの設置箇所等について検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

今回答申ということで、答申を受けての懇談会の説明ということでですけれども、今回の推進計画は三瓶東地区における地域づくり活動センターの

拠点についてというところで、推進計画の答申の38 ページには分科会での意見を今後の参考とされたいというふうに書いてあったと思います。

前回の市政懇談会の内容を見ておりますと、ちょっとそれとかけ離れているというふうに私は感じたんですけども、どういうふうに思っておられるのかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

市民検討委員会から答申の提出を受けまして、地域づくり活動センター推進計画案では、市の案として、三瓶東地区における拠点の設置箇所を三瓶支所内に設置することとして提案しております。また、広報8月号にもお示ししましたが、第2案として三瓶文化会館内を提案しているところです。

答申にもあります公民館分館制度分科会での御意見も参考にさせていただきつつ、地域づくり活動センター拠点は、既存の公共施設、公民館等を活用するものとするとの基本的な考え方のもとに、活用できる公共施設をまずは検討したこと、三瓶文化会館を活用することに対する分科会での御意見が示されたことなどを総合的に検討した結果、このような提案をいたしました。

地域の皆様の御意見を踏まえた形でセンターの設置箇所を決定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

ちょっと今さらの質問かもしれませんが、1回1回の検討委員会とか、分科会を行った後、次までの間に市長と、こういう意見がありましたよとか、そういうすり合わせはできてたんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

当然のことながら本施策につきましては、市長に密に報告・相談を行い、指示を仰ぎながら取り組んでいるところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

私も全部傍聴したわけではありませんけども、議事録を見て感じたことですが、4月やったですかね、のときに、市としては、三瓶文化会館がいいと思ってるというふうに提案をされたように書いてありました。すると即座に委員の方からは反対をされておりました。その後が続いてなかったの、それまでの分科会の議論とか、三瓶東地区のセンター拠点を決めなければ前に進めないということは明らかだったように思うんですけども、何でそこで議論が進んでいかなかったのかなというふうに私自身は感じました。そこで進んでいけば、今回の推進計画の、もし文化会館が駄目なのであれば支所という話が出ていったんじゃないのかなと思うんですけどもいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

御質問いただきましたとおり、公民館分館制度分科会では、三瓶東地区でのセンター拠点の在り方についても御意見をいただき、答申にもそれが参考意見として示されたところです。

分館制度を議論する中で、議員御指摘のとおり、委員から分館制度を整理する前にセンターの設置箇所や設置数の議論を優先する必要があるのではないかと御意見がある中で、設置箇所の現時点の市の考えについて問われたことから、三瓶文化会館が適しているのではないかと、その時点での御回答をさせていただきました。

その三瓶文化会館案について、なぜ議論を深めなかったのかと申しますと、地域づくり活動センター市民検討委員会では、センター化における大筋の方針について御議論いただく場であり、個別具体的な内容については、推進計画案のもとに、地域の皆様の御意見を伺いながら進めていくことと考えていたためです。

また、三瓶支所案につきましては、率直に申し上げて、市民検討委員会が開催されているときには持ち合わせておりませんでした。答申を受け、その内容や分館制度分科会での三瓶文化会館案に対する御意見を踏まえ、今回第1案として提案い

たしました。

まずは、推進計画案にもお示しさせていただいておりますとおり、既存の公共施設を活用することを優先的に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

そこがちょっと認識が違うんじゃないかなと。行政側から進めるほうと、聞く市民としての立場からすると、何か今回の推進計画が議論ではなくて、もう決められてちょっと押しつけられてる的な感覚があるんじゃないかなというふうに私自身は思いました。

これも終わったことですので、今後は、先ほどもあったような前回の市政懇談会で出てきたような意見を踏まえて、しっかりと前に進めていただきたいなと思っております。よろしく願います。

それでは最後の質問ですけれども、えひめ南予きずな博について質問をさせていただきます。

私、新聞で知ったんですけども、えひめ南予きずな博が延期になったということについて説明をお願いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

新型コロナウイルス感染症拡大により、当初令和3年度に実施予定であった開催時期が見直しとなり、令和4年4月から12月までの期間に実施する運びとなりました。また、令和3年度は、持続可能な地域づくりにつながる仕組み・体制づくりをプロローグ的に実施し、集客イベントなどの本格実施は令和4年度に行われる予定です。

えひめ南予きずな博実行委員会事務局に確認しましたところ、令和3年度の事業規模は、全体事業費の45%を想定しているとのことであり、今年度は、野村町で西予市のシンボルイベントとして、がいなんよ大学inのむらが開講されているところでございます。今後、9月19日には高校生オンラインサミット、11月13日には京都大学

の先生によるオンライン防災講座の開催を予定しており、令和3年度の実績を踏まえた上で、令和4年度に本格実施される計画でございます。

つきましては、議員各位におかれましても、えひめ南予きずな博の成功に向けて、御協力を賜りますようお願いを申し上げまして答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

私もさっき言いましたように、延期のことは愛媛新聞で知ったんですけども、今、部長答弁のように今年度と来年度にまたがるということで、間延びして盛り上がりというのを心配するんですけども、市民の皆さんへの周知とかいうのを工夫する方法があると思うんですがいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

きずな博の延期に関しましては、7月20日発行の広報せいの8月号、18ページで周知をしたところでございます。

今後につきましては実行委員会事務局とともに相談の上、盛り上がりを醸成できるような方法で、適切なタイミングで市民に対して周知をしていきたいと考えております。

議員各位におかれましても、先ほども申しあげましたように、成功するように協力をいただきますようお願いを申し上げます。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

そのきずな博の関連事業についてなんですけれども、E-BIKEを南予各市町に、たしか2台ずつやったと思うんですけども、置いてという事業があるというふうに見て、これいいなというふうに私自身は思ったんですけども、この概要、時間が余りないので短く概要をお願いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

きずな博のプロジェクトの一環により、南予9市町のJ R駅周辺などに、各自治体2台ずつE－BIKEのレンタサイクルが設置されているところであり、西予市では8月1日からどんぶり館駅前店に設置しているところでございます。レンタル代金は1日3,500円となっておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から現在のところ利用実績がございません。

E－BIKEはスポーツタイプの電動アシスト自転車であるため、スポーツバイクのようなスピードを楽しみつつ、坂道や長距離などを楽に走ることができ、魅力があり、四国西予ジオパークとの親和性も高いと考えております。

今後は、きずな博実行委員会や愛媛県とも連携の上、利用促進について検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○佐藤議長

二宮一朗君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○15番二宮一朗君

残念ながら最後の質問だと思うんですが、今回のこのE－BIKE事業を見たときに、今までもちょっと感じとったんですけども、今回は県のきずな博ですけども、西予市ではジオミュージアムを建設中ということがあったり、ジオパークも前回も質問しましたけども、ジオパークになって結構長い期間がたちました。なかなかこう余り盛り上がってるような感じがまだしないというふうなことを私は常に考えております。

そして来年度開館を目指しているミュージアムの活用方法も質問したこともありますけれども、ミュージアムの基本計画には、「四国西予ジオミュージアムが、各ジオサイト及び施設への橋渡しを行うことで、周辺地域と相互作用をもたらす施設を目指します」というふうに書いてありました。今回、ジオパークや観光で来ていただき、広く何カ所も訪ねていただいたり、滞在日数を増やしてもらうためには、今回のE－BIKEという県の事業を活用して、もっとそれを広げて、レンタサ

イクルとかという事業として、市内各所に設けていけば、ジオの広がりや観光推進にもなるんじゃないかと私は思うんですけども、そのお考えをお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

二宮議員がおっしゃるとおり、E－BIKEとジオパークの親和性は高いものと想定しております。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響もございましたが、レンタサイクルを市内各所に設ける検討につきましては、どんぶり館駅前店に設置されているE－BIKEが今年度と来年度どの程度利用されるか、その実績を見ながら検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

前向きな御答弁だと私は理解をいたしましたので、県内各地では、そのレンタサイクル事業であったり、シェアサイクルというふうな事業をしている今治市のようなところもありますので、ぜひ参考にしていただいて、進めていただければと思っております。

以上で質問を終わります。

○佐藤議長

暫時休憩いたします。（再開 午前9時59分）

○佐藤議長

再開いたします。（再開 午前10時15分）

次に、18番酒井宇之吉君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

おはようございます。

議長より許可をいただいております2点について、一問一答で質問をさせていただきます。

今年の夏は長雨で低温でございました。その中で、一人で暮らしておりますと、この長雨というのは、コロナの中で一人でいるのは非常にし

んどいですよ。そしてまた、長い雨がお盆の間ずっと続いてたものですから、本当鬱になるんじゃないかならうかと思いました。

今朝のテレビで、パラリンピックが昨日閉会しました。その中で、マラソンで金メダルをとられました道下選手が「みんなの力があったから笑顔でいられる。」この言葉がありまして、私は、助け合うすばらしい感動をありがとう。そして、一人ではないよ。勇気を与えてくれてありがとうとお礼を申し上げ質問に移りたいと思います。

まず、市政の情報伝達手段について質問をさせていただきます。

市政の情報発信伝達手段にはどのようなものがあるか説明をお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

西予市では、現在広報せいよ、ホームページ、SNS、CATV、防災行政無線放送などにより、市からの情報をお知らせしております。

以上でございます。

○佐藤議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

先に議長が指名していただくより先に、もうせっかくでございますので、お許しをお願いします。

市政の情報手段にはまだまだいろんなものがあるんじゃないでしょうか。といいますのは先ほど二宮議員が質問いたしましたCATVの市政の情報チャンネルの質問がございました。

私もこの情報手段の情報チャンネルの充実は、これから必要ではないかと、このように思う一人でございます。

まず、いろんな形の情報伝達発信手段がある中で、今回は、防災行政無線について質問をいたします。

設置目的についてまずお尋ねしますが、防災行政無線は、市民にいち早く正確に、全員に情報を知らしめなければならないと考えるが、改めてその設置目的、設置方法についてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

防災行政無線の設置目的につきまして御答弁申し上げます。

西予市同報系防災行政無線につきましては、屋外拡声器や戸別受信機を介しまして、市役所から住民の皆様に対して、直接・同時に防災情報や行政情報を伝えるシステムであり、合併前の旧5町におきましても、それぞれアナログ式の防災行政無線を導入し運用を行ってきたところでございます。

しかしながら、設備の老朽化や市内全域の一元的な放送ができない、そういったことから、老朽化した設備の更新に合わせたデジタル化への移行並びに情報システムの一元化を図ることを目的に、平成25年度から計画的に更新整備を始めてまいりました。途中、平成30年7月豪雨災害の影響などもございましたが、今年度をもちまして整備が完了するところでございます。

整備に当たっての基本的な方針といたしましては、屋外の拡声機だけでは、屋内におられる方への情報伝達の確実性に課題が残ることから、戸別受信機を各世帯に1台無償貸与することとし、戸別受信機の配備が進んでいなかった野村地区から整備に取りかかり、また、津波対策の必要性の高い明浜・三瓶地区の海岸部と順に整備を進めてまいりまして、城川地区、そして最終の宇和地区の整備をもって完了となります。

年数はかかりましたが、整備期間中もアナログ無線機によります同時配信を行っており、広大な市域を有する西予市をカバーするため、随時設計も見直ししながら最適化を図ってまいりました。そういった点につきましては、評価できる点もあったのではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

情報システムの一元化ということで、今までもいろんな経緯がありまして、明浜の防災無線、有線、防災無線、それから野村町の農村有線、いろんな中で一元化が進められたわけでございますけれども、野村ダムの問題につきましてもいろいろ

ろございました。

情報が遅かったとかいろいろな意見はありましようけども、その轍を踏まないような形で、予想される東南海地震対策としては、生命・財産を守り、安心・安全なまちづくりには必ず必要で、充実した防災行政無線でなければなりません。全ての人に正確に早く情報が伝わるようにしなければなりません。

その中で、現在の整備状況についてお尋ねをいたします。

防災行政無線施設整備の経費、これまでの経緯、そして総予算、各町の進捗状況、また、難聴地域の対策等々、市民からのいろいろな要望、意見があったのであらうと思いますが、どのように対処しておるかお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

防災行政無線の整備状況などにつきまして御答弁申し上げます。

まず、その経費、総予算でございますけれども、現在完了していないという状況でございます。確定した額ではございませんが、工事費ベースで平成25年3月時点の当初計画では34億5324万7000円の概算見込みでございましたが、現状26億4651万9000円と見込んでおります。その他設計・施工監理費といたしまして1億1058万7000円の経費が発生をいたしております。

なお、デジタル化完了に伴いまして、年間の保守点検費用約715万円につきましては、デジタル化完了後は、年間387万円程度になると見込んでおり、約45%の経費削減が見込まれておるところでございます。

次に、旧町ごとの進捗状況でございますが、屋外拡声子局につきましては全て完了をいたしております。戸別受信機につきましては、令和3年6月時点で、明浜町82.5%、宇和町68.8%、野村町90.1%、城川町88.4%、三瓶町68.4%、全体では75.9%となっております。

戸別受信機につきましては、屋外拡声子局で十分に聞こえる、また、入院・施設入所など、長期不在の世帯もございまして、100%の設置率とはなっておりません。工事完了後も引き続き無償対

応による設置は行っておりますので、広報、チラシ、西予ケーブルテレビの行政情報番組などを活用した設置啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、防災行政無線が聞こえづらい地域の対応でございますが、最終の宇和地区の整備工事にあわせまして、堂所山中継局の改良なども行い、電波に関しましては市全域をカバーできる状況にあると考えております。

しかしながら、戸別受信機につきましては、広い市域の中で家屋の立地状況によりましては、設置後に受信しにくいなどの連絡もいただいております。こちらでも随時対応をさせていただいているところでございます。

あわせまして、防災行政無線放送をそれぞれがお持ちのスマートフォンアプリを通して聞くことができるコスモキャストを今年度から導入をいたしております。こちらの啓発も引き続き実施をまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、この災害情報が確実に伝達できるよう努めてまいりますとともに、緊急速報メールなども活用した情報発信の多重化につきましてもさらなる研究強化を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

約25億円超の起債が発行されておりますけれども、実質に市の生身の財源はどれぐらいかかる予定でございますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

生身ということ、いわゆる一般財源ということで理解してよろしいでしょうか。現在、工事の進捗がまだ完了しておりませんので、あくまでも概算ということになるかと思います。全体経費につきましては、現在まだその辺り十分な調査ができておりませんので、金額の確定が大体できましたら改めまして金額についてはお示しをさせていただきたいと思っております。今は細かい手元に資料ござ

いませので答弁は控えさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

答弁の中で、非常に宇和町、三瓶町が他の3町よりも20%ほど加入低いんですよね。特に三瓶町については、喫緊に東南海地震がそこにあるのにどうしてこんなに低いのか。

宇和町、三瓶町の事情があるんだったら、その点原因についてどのように考えておられますかお尋ねをします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

設置率の差があるその原因でございますけれども、先ほど御答弁申し上げましたが、それぞれの事情があるかと思えます。

まずは、屋外拡声子局が十分機能していて屋内にいても十分それが聞こえるといったことでその設置について必要を感じられない方、また、人口流出等もございますけれども実際住民票はこちらにありましても、市外におられたり、また長期の入院等で住宅におられない、そういった方々がいるといったことも設置率が低い原因であろうかとは考えております。これらに対しましては今後、その設置についての啓発は強く求めて周知等もして取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

先ほどの説明で、宇和町の場合はいろんな事情が、アパートとかマンションとか転勤族とか、結構いろいろおられる、いろんな情勢で分かるんですけども、三瓶町の場合は明浜町と大体一緒なんですよね、情勢は。地形も似てる、津波が来るのも大体想定されるのも似てる。それがどうしてこんなに低いのかというのが、先ほど説明があった諸般の事情というのが私にはわかりませんでしたので質問しましたが、もう一度お尋ねしますが、その点はどのように解釈いたしておりますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

なかなか設置率が伸びないといったところにつきましては、十分な啓発、その必要性についての理解がなかなかこちらのほうが周知もできてない分もあるかと思えます。

そういったことを十分踏まえまして、機会あるごとに、この設置の必要性については、地域住民の方々に御理解をいただくよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

スマートフォンのコスモキャストの利用ってのが、これから運用していくというような話がありましたけども、結局スマートフォンの普及促進がまず先であって、コスモキャストそのもの自体がどんなものかちょっと私にもわかりませんので説明を願います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

コスモキャストについて御答弁申し上げます。

コスモキャストは市が発信しております行政防災無線の定時放送の内容、また、緊急放送等につきまして、お手持ちのスマートフォンからその情報が流れるといったシステムでございまして、これは録音機能もございますので、後ほど再度確認することもできます。

また、音量も緊急放送等は大きな音量に切替わったりいたしますので、そういった災害時におきましては、その情報をすぐに把握することができる有効な手段と考えております。

なお、行政防災無線そのものは、当然、今後も戸別受信機の設置を進めてまいるところでございますけども、いろんな代替手段、多様化する中ではこのコスモキャストにつきましても、あわせて、その導入の推進を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

聞こえにくい場所だとか、そして、ここがどうかとか、屋外放送・個別の室内のやつがどうかとかいう要望とか、苦情だとか、難聴地域とか、そういうことがいろいろあると思いますけども、宇和地区の場合は、まだ完全にできあがっておりませんのであれですけども、各4町に支所長が総務課長を今兼任いたしておりますので、特に西予市広い地域でございますので、その地域ごとの特異性のあるような要望や苦情が上がってきたら、できましたら御説明を願います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

上中明浜支所長。

○上中明浜支所長

明浜支所でございますが、明浜支所にも防災行政無線の難聴地域の苦情等は受けておりましたが、いろんなアンテナの設置場所の変更などの改善対応によりまして改善が見られてるところでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和氣野村支所長。

○和氣野村支所長

お答えいたします。

野村支所へも連絡がちょこちょこ入ってきておりました。10時、それから15時の時報とかがあったほうがいいのかという御意見もいただいておりますし、それから、特に農林業をされておる方、時計を持たないので、それぞれの10時とか12時とか15時とか17時とかあったような御意見もいただいているところでございます。また、外に出られておりますので、今放送は1回だけの放送なんですけども、繰り返し放送してほしいとかいうような意見も支所に届いている状況でございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤川城川支所長。

○藤川城川支所長

城川支所におきましても、デジタル化に伴いましてかなり整備されております。住民の方からの苦情、そういったものは、今のところは耳に入っておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

片山三瓶支所長。

○片山三瓶支所長

三瓶支所につきましては、他の地区より時報の回数が少ないところもございしますが、10時、15時の時報もあればよいという御意見のほか、農作業をしていると時間がわからないので困るといった御意見をいただいております。また、定時放送につきましては、放送回数を減らすことができないかとの御意見もいただいております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

各支所長急な質問で御迷惑かけましたが、といえますのは、3番目の放送内容の現状について質問するに当たり、やはりそういう苦情というのを先に聞いてないといけなかなと思ひまして質問させていただきました。

非常にこの問題が今、先ほど支所長からございましたけど、定時放送の時報のチャイム、農業をやられる方、漁業をやられる方から定時放送が曖昧でいかないという苦情が私のところには上がっております。

そして各議員に聞きますと、そういう苦情が議員のところには上がっているということをお聞きしておりますので、定時放送、時報のチャイム、各種団体の連絡放送、雨になって中止だとか、どのようにしているか、町ごとに異なっていると思ひますけれども、現実はどこでどのように判断しているのかお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

防災行政無線のまず定時放送につきましては、市からの情報を市民の皆様へお伝えするために、出勤前を想定いたしました午前7時台と帰宅後を想定した午後6時台に行政事務連絡を行っております。具体的には、原則午前7時5分と午後6時30分に市内共通放送を流した後、地区ごとのお知らせを各地区から放送しております。

防災行政無線には、災害時などの緊急放送や、先ほど申しました市民の皆様へのお知らせ放送がありますが、放送できる範囲は、行政に関する業務の遂行上必要な通信等となっております。

これは電波法に基づく防災行政無線についての許可を西予市が受けているためとなっております。

そのため、行政に関する業務の遂行に必要な事項等に限定して放送を行っているところです。

次に、時報につきましては、昨年度各区長様にアンケートを実施し、本年4月より試験運用として正午と午後5時の2回実施しております。これまでは多い地区では1日5回の時報を放送しておりましたが、市内全域で防災行政無線のデジタル化への統一を進めていたこと、また勤務形態が変動的である医療・介護職の就業人口の増加など、市民のライフスタイルの多様化等に伴い、時報の放送時間に関するお問合せも慢性的に寄せられていたため、アンケートをとらせていただき、現在の試験運用となっております。

しかしながら、現在の1日2回の試験運用を開始して以降も様々な御意見をいただいております。特に、屋外で作業される方からの御意見をいただくことがあり、時報が市民の皆様のご生活の一部となっていると推察しております。試験運用開始から約半年が経過しておりますので、再度アンケートを各区長様等にお送りしており、その結果をもとに、年内には、今後の方向性を決定する予定としております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

この一般質問するにあたり、この問題を市民から、結構私や議員に言ってくるものですから、このような質問をしております。

私はそう言われますと、この説明にもありまし

たが、介護されてる方とか、そういう方の防音、そして生活にも邪魔だというような方も、はっきり言ってあるようでございます。ただし、先ほどもありましたように、一次産業に携わってる人たちは、今までやってたのにどうしてだと。そして、西予の歌をかけてた時期もあります。そしてサイレン等々昔ながらのやつをやったときもあります。その辺りをきちっとやっていただけないかということがありましたので、この全体的な情報伝達のことについて御質問をしたわけでございます。

そこでお聞きしますが、市民が一番注視しております時報及び定時放送等々につきまして、電波法の範囲、電波法に基づく防災行政無線の許可の範囲というのが一番具体的には問題になるんであろうと思いますけれども、この定義とか範囲について説明を願います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

防災行政無線で放送できる範囲につきましては、電波法により免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないとされております。

西予市は、公共業務用として許可を受けておまして、その範囲を西予市防災行政無線局管理運用規程第22条により定めております。具体的には、地震、台風、洪水、雪害及び火災等の災害情報で、市民に対し緊急に伝達を必要とするもの。人命、財産の保護、災害などの救援、非常時の連絡に関するもの。地方行政に関する業務の遂行で必要な事項。市が公共的団体等へ委託または共同して行う事業に関するもの。官公署その他の公共機関からの災害対策に関する情報。その他総括管理者が必要と認める事項として定めております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

なかなか市民にとっては、その範囲、言葉で、災害とかいうのは単純に分かるんですね。東南海地震だとか、そして、私がコロナもどちらかというところと災害の放送の範囲にあるんじゃないかという

ような感じがいたしておりますけれども、市民が生活する中で、一番この範囲の許可とか具体的にどれはどっちにいいのか悪いのかというのがやっぱりあるわけです。

例えば、サイレン、時報とかチャイムにつきましても、明浜町の場合は、吉田町が4回サイレン鳴らすんですよ。それで大体聞こえるから分かるけれども、試験的な形でやってたもんですから、ころころ変わるんだがどうしてだっていう質問が多かったんですね。それがあったので、こういう質問をいたしますけれども、例えば、地域行事がどの範囲まで入るのか、団体連絡協議会だとか、区長会の連絡だとか、地域行事、その辺りもどうしたらいいのか。例えば、地域の花火大会やるとか、地域の運動会やるとか、地域の盆踊りやるとか、いろんな形があります。そしてまた、先般の大雨のときには378号線が通行止めになった、解除になった。

このあたりの細かい指針は、その都度電波法に基づく範囲の中で適用されるのかどうかというのが一番の市民の知りたいところなんです。そのときに、支所長やその辺りに相談することになりますけれども、統括は災害本部だとか消防署とか、そういうことがあります。

その点につきまして、具体的に、今後、放送内容の現状についてでございますけれども、いいのか悪いのかを判断するときに、どこに頼めばいいんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

御質問いただきました放送内容の範囲というところにつきましては、やはり先ほど御答弁差し上げましたとおり、公共業務用というところで、具体的には行政遂行上必要な事項というところとの関係で個別に判断をせざるを得ないという状況でございますので、各支所、あるいは市役所情報推進室、こういったところにこういった放送ができるのかできないのかというのを個別に御相談いただきたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

後ほどに災害時の発生体制についてまた関連で質問させていただきますけれども、これからの放送計画、宇和地区が完全にでき上がったときには、全市に防災行政無線工事が完了した時期には、全市共通のモデルによって放送するのか、それとも、地域別、地区別、町別の状況に応じた放送するのか、その辺りを、そしてその判断はどこがするのか、どのようにするのか、計画をしておりますらお聞きをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

災害時の発信体制についてということ、まずその全体的な概要から説明させていただきます、個別地域への対応についてはまた、その中で御答弁をさせていただきたいと思っております。

避難情報や各種防災情報など災害時の情報発信体制につきましては、津波・警報・特別警報等の気象情報につきましては、気象庁から発表がされることとなっております。

地震に関する緊急地震速報、津波警報等津波に関する情報は、Jアラートの自動起動による防災行政無線による伝達、緊急速報メールを介しまして即座に住民の皆様へに伝達されるということとなっております。

次に、この気象情報をもとに避難情報など、住民の皆様がとるべき行動を発信するのが市町村の役割となります。

避難情報の発信につきましては、令和3年5月にこれまでの避難勧告が避難指示に一本化されるなどの改正が行われたところでございます。

レベル1、2の段階で、災害に対する心構えを高めることは当然でございますけれども、住民の皆様が避難を開始する情報として必要なのが警戒レベル3 高齢者等避難、レベル4 避難指示、レベル5 緊急安全確保となります。

気象台が出します気象情報をもとに、さらに情報収集を行い、危険性が高い地域を絞り込んで避難情報が発信できるように努めておるところでございます。

そこで、酒井議員御指摘のとおり、それぞれの地域においての情報発信はというような御質問か

と思いますけれども、西予市のように市域の広い地域におきましては、それぞれお住まいの地域によりまして気象現象が極端に異なるといった場合もあろうかと思えます。的確な避難情報発令に努めてはおりますが、前線に伴います豪雨のように気象予測が困難な場合もございます。そういった際には、市内全域に避難情報を同じく発令をいたしている、そういった状況もございます。

いずれにいたしましても、肱川流域タイムラインなど関係機関との連携を強化し、適切な避難情報の発令に努めてまいります。

一方で、市民の皆様におかれましても、先月、7月に配布させていただきました防災マップ等を活用いただきまして、身の回りの危険箇所でありますとか避難経路、避難場所の確認を平素から御家庭で話し合いを行っていただくなど、避難情報が発令された際に、適切な避難行動をとっていただきますようお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

私の質問が悪かったのかどうかわかりませんが、通告してましたこれからの放送計画と災害時の発信体制につきまして何か一緒になつとるような感じがいたしておりますけれども、この際よろしゅうございますので、災害時の発信体制についてお尋ねをいたしますが、津波、高潮、大雪、洪水など各町によって事情が違ふと思えます。そして、冷害も最近やっていますね、放送をね。時々、野菜に冷害があるとか、そういうのもやっておりますし、通行止めもあります。いろんな警報があるんですが、発信は今言ったように地区ごとに対応してもいいというような考え方があってございますが、実を申し上げましたら、先ほど説明がありました災害の中で、警報と特別警報なんかについて私は思うんですけども、野村ダムのように、まずサイレン鳴らしてもらってそれから放送してもらったらいいなということを耳にしたことがあります。火事の場合は、先にサイレンが鳴るんです。それからどこそこが火事ですよ、どこそこの消防署、消防出てくださいとあるんですけども、西予市でも、災害になって警報、避難が

非常になりますと、雨や風の音で聞こえにくいんですよ。4になったときぐらいはサイレンを鳴らしてから、そして、市民の注意を引いてからいろんな放送をかけるということは、これから考えておりませんか。

そして、これを指示するのは消防署であるのか、危機管理であるのか、地区の総務であるのか、その辺りを少し明確にさせていただいたらと思えます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

災害に関しましては、災害対策本部が設置されますので、その対策本部での協議、また、気象台等々からの情報を確認いたしまして対応することといたしております。

緊急放送に際しましてサイレンにするのかといったところでございますけど、そこにつきましては消防ともまた協議をしながら対応は検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

一般の明浜町のときの378号線の通行止めの放送があったんですよ。崩れてはないんですけど、何ミリ以上になったら通行止めするというのがあるらしいです。

そういうときでも、ただ放送するだけでは聞こえてない人もいる。そういうものも含めて、何らかの方法をこれからも対処していただきたいなと思えます。

避難指示が警戒レベル3になって、例えば4になるのいいのか、そしてサイレンを鳴らすのいいのか。要するに原則は正確に早く全員にわかっていただく、危機管理の意識を早く高めていただく、災害時にはそうであろうと思えます。

そして、これらの細かい情報につきましても、次には、避難情報だとか、地区ごとの対応が今度求められるわけでございますので、正確に早くやっていただいて、これは、そこへ来てる東南海地震に対応するためにも、余談でございますけれども、東南海地震が来るということで、30年以内

に70%とかいう案が出てきたりするものですから、西予市明浜町の土地価格は非常に実勢価格下がっております。その辺りも含めて、この問題も解決の一端になるのではないかと思ひまして、次の質問に移ります。

市の財産について質問をいたしますが、財産管理、市の財産におきましては、調書によりますと、土地及び建物、そして物品、これは車両、一般用、消防用・医療・介護器具も入るようでございます。そして有価証券、出資による権利、債権、基金があるようでございます。

その中で、土地及び建物について質問をいたします。

土地は615万立米あるようございますが、行政財産と普通財産の違い、内容について説明を願います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

行政財産と普通財産の違いについて御答弁申し上げます。

地方自治法第237条第1項におきまして、公有財産は行政財産と普通財産とに分類されているということが定められております。

その行政財産でございますけれども、地方公共団体におきまして、公用または公共用に供し、または供することを決定した財産をいまして、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいうとされております。

具体的には、行政財産はその使用目的によって細かく公用財産と公共用財産ということで分けられております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

行政財産も、それから普通財産も、物品・土地・建物あるわけでございますが、管理して利用価値の高い土地・建物、そして利用価値が低く放棄されている財産、放置に近い財産、そのような財産の把握をされてるかお尋ねしますが、行政財産は、内容につきましては、本庁、消防、その他

の施設、支所等、学校、公営住宅、公園、その他となっております。

そして、普通財産につきましては、山林、宅地、田、畑等となっておりますけれども、この辺りで、先ほど質問するように、利用価値の高い建物、行政財産につきましては大体分かるんですが、普通財産の中にも、その他の施設というのがあるんですが、その辺りの利用価値が低く放置されてる財産の土地、建物は把握をいたしておりますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

利用価値の高い土地・建物、また低い土地・建物ということでございますけれども、現在利用価値の高い土地・建物として当市で把握しておりますものは、有償で貸付けを行っているものになるかと思ひます。

令和3年度の当初予算におきましては、それら土地・建物につきましては198件、年間の貸付料が2645万円となっております。

また、市としての利活用が少なく、また、他団体への貸付け等も行っていない財産、その中で山林を除くものにつきましては、令和2年度末現在で、土地で47カ所、約5万4500平方メートル、施設におきましては、閉校となりました学校施設等を含めまして47施設、約2万3100平方メートルとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

ところで、具体的に質問しますが、明浜西中学校はどのような把握をされてるかお尋ねするのと、集会所につきましては行政財産に入るのか、それとも普通財産に入るのか、それともこれは入っていないのか、これについてお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

御答弁申し上げます。

旧明浜西中学校の施設につきましては、現在の

ところ普通財産という取扱いになります。

また、集会所の関係ございますけれども、こちらにつきましても、それぞれ設置段階におきましては行政財産の位置づけがされているものもございますし、また、一定期間が過ぎまして、現在は実質的に普通財産のような運用をされている箇所もございます。

これらにつきましては、所管は違いますけど、政策企画部の中で、その財産の区分等については今後検討をいたしまして、またその内容につきましてはお示しをし地域の方とも御相談をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

西予市には市外の市有財産があるようでございますが、内容、取得経緯、管理状況についてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

市外の市有財産につきましてお答えをいたします。

まず、市有林の現況でございますが、旧宇和町が愛南町の山林 30.43 ヘクタールを、旧城川町が鬼北町の山林 145.30 ヘクタールを財政基盤の強化を図ることを目的として議会の議決を受け購入をいたしております。

また、それ以外にも、土地は西予市の所有ではございませんけれども、宇和島市に 36.78 ヘクタール、これは造林の契約という形での所有になりますけれども、こちらも有しておまして、管理につきましては産業部林業課において行っております。

これら以外に八幡浜市内におきまして旧三瓶町所有の土地が 2 件ございます。1 件は八幡浜労働基準監督署庁舎及び公益社団法人愛媛労働基準協力協会八幡浜支部事務所敷地に供するというところで八幡浜市と西宇和郡旧 5 町で共同購入を行った土地でございます。もう 1 件は、八幡浜医師会館敷地に供するため、同じく八幡浜市と西宇和郡旧

5 町で共同購入を行いました土地を現在有している状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

城川町が買った経緯の山林で、数年前に伐採をしたという話がございますが、これの収入はどこに入るんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

伐採をいたしました収入につきましては市の一般会計、歳入に入れております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

ということは歳出も出るということで、管理をしてる森林組合に対して出と入りがあるはずなんです。それで結構です。

市外の市有財産があるということが、旧町ごとの合併前のいけば、負の財産に近いような、今ぐらい土地があつて財産が買ったときは値打ちが違うなというようなことになっておりますので、これも大変だろうと思っておりますけども、これからもどうするか考えていただきたいと思っております。

3 番目に、公示価格、予定価格など競争や払下げによる市有財産を売却する、非常に市長も三役の歳費を下げたまで、なかなか自由に使える一般財源が少なくなってるので、その一環として、市有財産を土地やそんなものを払下げしたり、売却する際の手続についてお尋ねをしておきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

市有財産の払下げを行う手順でございますけれども、まず、購入希望者から払下げ申請書を提出いただきまして、その後、払下げのための予定価格を設定いたします。この予定価格につきまして

は、税務課算出の固定資産評価額をもとに設定をし、または不動産鑑定士に依頼をして鑑定価格をもとに設定をいたしております。

なお、予定価格が 30 万円以下の場合、西予市契約規則の規定に基づきまして随意契約が可能となっております。

また、その土地が申請者しか利用価値のない土地であれば随意契約を行うことも可能でございますけれども、申請者以外の方も利用が可能な土地であれば、監理用地課におきまして一般競争入札を実施いたします。

入札におきましては、札入れの価格が一番高かった方を落札者といたしまして、その方と契約を締結する運びとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

非常に大きなまちが財源危機に陥ってるというような新聞報道もございます。そして、三役の歳費を削ったり、行く末は、職員や議員の歳費も削らないとやっていけないようにならないためには、やはり先に不要にしてる土地だとか、そういうものを売払いして一般財源にして新しい選択に向けていく、旧町ごとの要らない土地はある。ただし先ほどの説明でしたら、求めて、それから出してやるという方法論でございますけれども、もう少し簡単な形ができないかなという気がいたしております。

路線価や相続税価、そして固定資産税価とあるわけでございますけれども、実際のところ、現在の実勢価格そのもの自体が、先ほど言いました固定資産価格についての乖離が非常にひどくなっております。この辺りを考え合わして、管理もできてない、把握もできてないとは言わないけれども、それに近いような状態の土地、建物は、民の活性化のために、早く無償払下げするとか、固定資産価格の基本のものに該当しなくても、ある程度早く処分をして、そして民の活性化に求めるのが私は筋でないかと思いますが、それに対して対応ができましたら考えていただきたいなと思います。

そして、今、公債比率が上がったり、経常収支比率が上がっております。どこの地方公共団体も

そうでありましようけども、また、コロナがこれから将来財源をじわじわと締めつけてくるのではないか。西予市の財源も何らかの厳しい状態が入ってくる。そのための先の考え方をしておくすべが必要ではないかと思います。国勢調査によって人口減少あったけれども地方交付税はここいつとき下らないだろうという説明もありましたけど、この辺りも踏まえまして、土地はたくさんありますね、見てみますと。合併以前のところがあるようでございますので、その辺りを市の財源にするような考え方があるかどうかをお尋ねしまして私の最後の質問にしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

ただいまの酒井議員から土地の売却また、財政状況に不要な土地等を売却するののも一つの手ではなかろうかというお話をいただきました。

このことについては、そういう必要、そしてそれを必要とされる方、また、こちらからそういうものがありますよというセールス、そういうことも含めて、今後検討して、私どもの西予市の財源の拡充の一助にするという御提案はすばらしいものであると思いますので検討させていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

オリンピックも終わりました、そしてパラリンピックが終了しました。

冒頭申し上げましたように、助け合うすばらしい感動、これは社会であります。そして一人ではないよという、この勇気を与えてくださいましたパラリンピックに感謝をいたしまして質問を終わります。ありがとうございました。

○佐藤議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前 11 時 11 分）

○佐藤議長

再開いたします。（再開 午前 11 時 25 分）

次に、12 番源正樹君。

○佐藤議長

源正樹君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○12 番源正樹君

議席番号 12 番源正樹です。

佐藤恒夫議長より発言の許可がありましたので、西予市議会会議規則及び関連する申し合わせ事項に従い、通告書の内容について一般質問いたします。

今回は、新型コロナウイルス感染症対策、防災・減災、行政改革についての3点お尋ねします。

質問を通じて、我がまち西予の市政発展、住民福祉の向上の一助となれば幸いに思います。

まず、新型コロナウイルス感染症対策についてお尋ねいたします。

厚生労働省が公表している感染者動向を見ると、9月4日時点の国内累積陽性者数は155万3059人です。8月31日時点の年代別陽性者数は、40歳代が22万3371人、30歳代が23万6170人、20歳代が36万4662人、10歳代が14万1197人、10歳未満が6万8395人となっています。9月3日に愛媛県が7月1日から9月3日までの第5波における陽性者の属性分析等を発表されていますが、年代別によりますと、30歳代が16.5%、20歳代が25.8%、10歳代が14.4%、10歳未満が7.8%となっており、64.5%の割合を占めています。

病状が悪化しやすい方からワクチン接種が進められていますので、若年層の陽性者数が多いことは致し方のないことだと思いますが、これから感染拡大防止と社会経済再生を早期に成し遂げるためには、若年層への接種を進めていく必要があると考えます。

ワクチンには、感染・発症・重症化を予防する効果があり、多くの人がウイルスへの抗体を持つことで社会全体が守られる集団免疫の効果があるとされています。日本国内で使われているワクチンのうち、ファイザーとビオンテックが共同開発したワクチンは臨床試験で発症予防効果が95%、モデルナのワクチンは同じく予防効果が94.1%などとなっていて、このほか重症化予防についても高い効果が確認されています。

さらに、実際の社会でワクチンが使われるようになってからは感染そのものを防ぐ効果も確認されるようになってきました。世界の中で最も早いペースで接種が進んだイスラエルの状況について、

世界的医学雑誌に発表された論文によりますと、ファイザーのワクチンの2回目の接種を受けた後、7日目以降では発症予防効果が94%、重症化予防効果が92%だったほか、無症状の人も含めた感染予防効果も92%であったということです。

若年層の感染が顕著に多いにも関わらず、年代が下がるほどワクチン接種率が下がる傾向が見られますが、若年層への接種啓発への取組について答弁を求めたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

若年層に対するワクチン接種の啓発についてお答えをいたします。

当市におきましては、9月3日から満12歳から29歳の市民に接種券を送付し、9月10日から予約を受け付けることとしており、これにより接種の対象となる全ての市民の皆様のコロナワクチン接種が可能となりました。

本年5月中旬から65歳以上の高齢者の予約を開始し接種を進め、国からのワクチン供給量に合わせて段階的に年齢を下げながら接種券を送付してまいりましたが、議員御指摘のとおり、年代が若くなるにつれ予約のスピードが鈍くなり、予約率も減少傾向にあります。

9月5日現在の接種券発送数に対する年代別の予約率は、50代が64%、40代が57.3%、30代は43.7%となっており、年代が若くなるにつれて予約率が減少していることがわかりいただけるとと思います。

この主な要因といたしましては、副反応や疾患などで不安があり接種を迷っている、仕事の都合でなかなか接種できない、インターネットなどによる様々な情報によりそもそも接種するつもりがない、体質や病気等で接種できない、医療従事者や高齢者施設等従事者で既に接種済みであるなどが考えられます。

現在、愛媛県内では新型コロナウイルスの感染が拡大しておりますが、その感染者の多くは40代以下であり、特にワクチン接種が進んでいない20代以下の感染が目立っております。反面、ワクチン接種率の高い高齢者は感染者が少なく、重症化する例も非常に少なくなっている状況でご

ございます。

新型コロナワクチンについては、多くの専門家が副反応等のデメリットより感染リスクを抑制するなどのメリットのほうが大きいとの見解を示しております。

このように、ワクチン接種が推奨されているということを、市ホームページや広報誌などを通じて周知し、自分自身はもちろんのこと、家族や友人などへの感染を防ぎ、万が一感染したとしても重症化を防ぐため、積極的に接種を検討いただくよう啓発してまいります。

ただし、あくまでも新型コロナワクチンの接種は強制するものではなく本人の希望によるものであるため、このことについても同様に周知していく必要があるものと考えております。

市内の事業者の皆様におかれましては、従業員等が安心してワクチンを接種できるよう、また、ワクチン接種後に発熱や倦怠感などの副反応が発生した場合の療養などに対応できるよう、休暇を取得しやすい職場環境の整備に御配慮いただきますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

源正樹君。

○12 番源正樹君

1点再質問いたします。

ただいま答弁の中で、対象となる全ての市民の皆様が接種が可能となるとあったかと思えます。

ここで、ファイザー社製のワクチンについては、海外の臨床試験結果を踏まえて6月1日から、当初16歳以上であった対象年齢を12歳以上に引下げられ、対象者が拡大されております。

満12歳から15歳の接種について、接種する際に留意するようなことがあるのか、注意するようなことがあるのか、答弁を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

満12歳から15歳の子どものワクチン接種の注意点についてお尋ねがございました。

満12歳から15歳の子どものワクチン接種につきましては、原則接種の際に保護者の同伴が必要

となります。また、予診票に保護者の署名同意が必要となり、署名がなければワクチンの接種は受けられません。なお、中学生以上の場合、接種医療機関が認める場合には、保護者が説明書を読み、予診票に保護者が自ら署名することによって、保護者の同伴がなくてもワクチンを接種することができますが、当市におきましては可能な限り保護者の同伴をお願いしているところでございます。

このことにつきましては、接種券発送時に注意点等の説明書を同封し周知しております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

源正樹君。

○12 番源正樹君

ただいま答弁いただきました注意事項については、接種券とともに啓発文書を送られているということでしたので、十分お気をつけたいと思います。

接種対象となる全ての方の予約が今週金曜日9月10日から受付可能になるとのことでしたが、当市では各医療機関におけるワクチン接種の予約枠はほとんど平日であったかと思えます。対象となる小学校6年生、中高生の場合、平日にワクチン接種を希望される方もいらっしゃると思いますが、その際に学校の出欠等の扱いについてどのようになるのか心配されている保護者もいらっしゃるかと聞いております。混乱を防ぐために周知に努めていただければと思います。

次に、ワクチン接種をできない、接種されない方の権利擁護についてお尋ねをいたします。

接種については、接種を受けるよう努めなければならないという予防接種法第9条の規定が適用されています。

この規定は、いわゆる努力義務と呼ばれていますが、義務とは異なり強制ではございません。発症予防効果など、ワクチン接種の利点が副反応などの欠点よりも大きいことから、本人の意思と同意に基づき行われています。

しかしながら、体質や持病等の身体的な理由を含め様々な理由によりワクチンを接種することができない方、望まない方がいらっしゃいます。

そのような方に対し、接種の強制や差別、いじめ、不利益な取扱いを防ぐよう積極的に啓発する

ことが必要と考えます。そのような方の権利を守るための対応について答弁を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

ワクチン接種をしない方、できない方の権利擁護についてお答えをいたします。

当市におきましては、先ほど申し上げましたとおり、本年5月から新型コロナワクチンの接種を進めておりますが、医師の診断により接種できない方や1回目の接種でアナフィラキシーを発症し2回目の接種ができない方など、接種をしたくてもできない方や、副反応やアナフィラキシーなどの症例を調べた上で自ら接種を希望しない方などもいらっしゃると思われまます。

新型コロナワクチンの接種は強制ではなく、接種を受ける方の希望、同意がある場合に限り接種が行われるもので、決して職場などで接種を強制し、接種をしていないことを理由に誹謗中傷、いじめなどの差別的な扱いをすることは許されることではありません。

現在当市におきましては、感染拡大を防ぐため、感染対策について防災行政無線放送やホームページにおいて注意喚起しておりますが、その中で、コロナ感染者に対して絶対に誹謗中傷などを行わないよう呼びかけているところでございます。

ワクチン接種ができない、接種を希望しない方に対しても同様に、いじめ、誹謗中傷など差別的な行為が決して起こることのないよう、関係機関と連携し啓発に努めてまいりたいと考えております。

また、今後満12歳以上の子どもたちのワクチン接種が開始されますが、学校においてもワクチン接種に伴ういじめなどが起こらないよう、教職員やPTAなどの学校関係者の皆様に配慮いただくよう呼びかけてまいります。

なお、接種に関する権利擁護に関し相談がある場合には、市人権啓発課まで御連絡いただくか、法務省が開設しているみんなの人権110番などの相談窓口へ御相談ください。

市民の皆様におかれましては、ワクチン接種に対し正しい理解のもと、一人ひとりが思いやりの気持ちを持ち、お互いを認め合い、決して差別や

誹謗中傷などがないよう御協力いただきますよう重ねてお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

源正樹君。

○12番源正樹君

当市では、昨年の早い時期からシトラスリボン運動に賛同され活動に参加されていますが、それと同様にこのことの権利擁護についても啓発するよう取組をお願いしたいと思います。

それでは次に、防災・減災についての質問に移ります。

平成30年7月豪雨から3年、東日本大震災から10年、芸予地震から20年、少し古くなりますが、昭和南海大地震から75年となります。

先月8月11日から20日にかけて、前線停滞の影響で大雨となり、ここ宇和町では8月平年値の2.7倍となる379ミリの降水量がありました。3年前の豪雨災害時の気象状況と大変似ていると言われ心配をしましたが、市内においては大きな被害がなく安堵をしたところだと思えます。

我が国の国土は古来、山紫水明と言われ美しく豊かな自然に恵まれています。しかし同時に、地震、津波、台風、集中豪雨、土砂災害、干ばつ、豪雪など、多種多様な自然災害の脅威に常にさらされ、過去何度となく尊い人命や貴重な財産が奪われてきました。

私たちの生活は自然災害と共にあります。防災とは被害を出さないための工夫であり、減災とは被害の出ることは避けられないが、できるだけ軽減し短期化する試みであります。

防災の基本は自分の生命、財産は自分で守ることであると繰り返し指摘をされてきましたが、行政主導の防災対策に依存している面がまだまだ多くあるように感じられます。

防災・減災の取組を進めていくためには、行政としての不断の取組は当然ですが、同時に、市民の皆様に対して繰り返し粘り強く、防災意識の向上のため啓発を行う必要がございます。

防災・減災について、まず西予市国土強靱化地域計画に関してお尋ねをします。

令和2年3月に策定、同年8月に改定された地域計画の策定趣旨、基本目標、事前に備えるべき

目標について答弁を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

西予市国土強靱化地域計画につきまして御答弁申し上げます。

この計画は、国におきまして平成25年12月に制定をされました、いわゆる国土強靱化基本法に基づき決定をされました国土強靱化基本計画に基づき、令和2年3月末に作成を行い、令和2年8月に一部改定を行っているところでございます。

計画の基本目標とするところでございますが、国・県の計画との整合を図った上で、大規模な災害が多発する昨今におきまして、いかなる災害等が発生しようとも、人命の保護が最大限図られること、国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること、国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化、迅速な復旧・復興、以上の4つの基本目標を掲げ、より致命的な被害に遭わない強さと、速やかに回復するしなやかさを持った強靱な国土を目指していくというものでございます。

また、事前に備えるべき目標といたしまして、8つの目標を掲げておりまして、直接死を最大限防ぐ、救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者の健康・避難生活環境を確実に確保する、必要不可欠な行政機能は確保する、必要不可欠な情報通信機能・情報通信サービスは確保する、経済活動を機能不全に陥らせない、ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる、制御不能な複合災害・二次被害を発生させない、地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。これら8つの目標のもと西予市総合計画などの既存の諸計画との整合、調和を図りながら、主要な諸施策を位置づけ進捗の管理を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

源正樹君。

○12番源正樹君

次に、行政機能の確保についてお尋ねします。

ただいま答弁いただきました地域計画の中に必要不可欠な行政機能は確保するとありましたが、どのように取り組まれるのか答弁を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

行政機能の確保に係る取組でございますけれども、これは起きてはならない最悪の事態、リスクシナリオと言いますけれども、これに応じた強靱化の推進方針の中で掲げております。

警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱というリスクを回避するために、まず、警察機能の維持、そして治安の維持、また、市職員の被災や施設の損壊等による行政機能の大幅な低下というリスクを回避するために、業務継続計画、いわゆるBCPの作成と推進、庁舎の耐震化等、災害対策本部の機能強化、そして通信・情報共有システムの充実を掲げております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

源正樹君。

○12番源正樹君

ただいまの答弁の中で業務継続計画について触れられておりましたが、具体的にどのような内容なのかお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

業務継続計画について御答弁申し上げます。

BCP（業務継続計画）につきましては、地震などの大規模災害発生時、行政自らも被災し、人・物・情報などを利用できる資源に制約がある状況下にあっても行政機能を維持し、適切な業務執行を行うことを目的とした計画でございます。

優先的に実施すべき業務を特定するとともに、指揮命令系統確立のための職務の代行順位を定める、庁舎・職員の被害状況・安否確認、来庁者への対応を定める、本庁舎が被災し使用できない場合の災害対策本部統括指令室の代替設置場所について定める、これらなど業務の執行体制や対応の

手順、継続に必要な資源の確保などをあらかじめ定め、平成 30 年 3 月に策定をいたしております。

その後、平成 30 年 7 月豪雨災害も経験をする中で、当市のような地方自治体では大規模災害時に圧倒的に人的資源が不足するということから、BCPを補うものとして令和 2 年 7 月には他の地方公共団体等からの受援計画の策定を行い、各種業務マニュアルの策定も行ってまいりました。

しかしながら、職員及び組織自体に対する十分な周知・徹底が行われているとは言えず、今後も研修・訓練等を通しまして職員への周知、組織としての体制整備を図るとともに、計画の適切な見直しも行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

源正樹君。

○12 番源正樹君

市役所本庁舎が災害対策本部となりますが、ここが被災した場合ですが、代替となる設置施設はどこになるのか、もう 1 点お尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

本庁舎が被災等で利用できなくなった場合の災害対策本部統括指令室の代替設置場所の候補といたしましては、第 1 順位といたしましては西予市消防本部を、また、第 2 順位といたしまして城川支所の選定を考えております。

なお、城川支所の選定に当たりましては、原子力災害における複合災害も想定し、UPZ 圏外で庁舎の状況等を想定した上での選定といたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

源正樹君。

○12 番源正樹君

それでは次に防災情報についてお尋ねをしたいと思っております。

災害時に市が発信する情報は住民の生死にも関わる重要なものであります。一人ひとりが状況を的確に把握し、避難の判断を誤らないような仕組

みが求められます。

静岡県熱海市において 7 月 3 日に発生した大規模土石流により、大変大きな被害が発生しました。県と気象庁が前日 2 日に避難指示と同じ警戒レベルとされる土砂災害警戒情報を出していましたが、市は気象庁の降水量予測をもとに判断され、発生前に住民全員に避難を促す避難指示を出さなかったことが果たして適切であったのか、問題として報じられております。

災害時の避難情報の発表方法は今年 5 月、60 年ぶりに見直されたばかりです。避難勧告では住民に危険の切迫度が伝わらず、逃げ遅れる例が相次いだための措置です。

市が発令する避難に関する情報は大変大きな役割を担われています。

また、同時に、市民自らが居住地、在留地の危険性を十分に認識し、市が発令する情報や気象庁等による気象警報や防災情報に頼り過ぎるのではなく、土砂災害等の前兆現象等に注意を払う必要もあります。そのために、平時においては住民の防災意識を高める取組が必要であり、一つ的手段として防災マップを策定されております。

西予市総合防災マップ改訂版を 7 月に配布されていますが、主な追加事項、変更点について答弁を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

西予市総合防災マップの改定の内容についてお答えをいたします。

防災マップは平成 28 年度に作成いたしましたものを今回全面改訂したものでございます。令和 3 年 7 月に全戸配布をいたしております。

主な追加情報といたしまして、愛媛県において新たに指定をされました土砂災害警戒区域や高潮浸水想定区域等の情報、ため池ハザードの情報を掲載いたしました。

また、啓発資料につきましても最新の情報を掲載いたしております。地図に関しましても縮尺等に変更を加え見易く仕上げておりますが、市域が広いこと、また、地域によってはハザードが重なっており見づらいところもございます。

そこで、ホームページにGIS版も公開をいた

しておりまして、こちらは見たい箇所を拡大して、そのハザードを選べること、また、重ね合わせも可能となっております、こちらも啓発をしてまいりたいと考えております。

この防災マップは、日常におきまして各御家庭におきましてお住まいの地域の危険度、避難経路、避難所等を確認いただくとともに、自主防災組織等地域におきましても防災啓発の一助にさせていただければ幸いに存じます。

市といたしましても、マップの見方はもちろんのこと防災啓発の手段としての一層の周知、啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

源正樹君。

○12 番源正樹君

次の避難情報の発信についてですが、先ほどの酒井宇之吉議員の質問及び答弁と重なるところが多くございますので、割愛した上で次の避難所運営における感染症対策についてお尋ねします。

災害時には断水により手指の流水洗浄ができず、また、避難所など密集した環境下での集団生活等により、ノロウイルス等による感染性胃腸炎やインフルエンザなどの感染が拡大するリスクが高まります。

昨年からのこのコロナ禍により、その必要性がさらに高まっております。避難所で生活される方、ボランティアをはじめとする避難所等に入ったりされる方、自身が感染症にかからないよう、また人にうつさないよう、手指消毒や咳エチケット等の対策に努めなくてはなりません。

西予市における避難所における感染症対策について答弁を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

避難所での感染症対策につきまして御答弁申し上げます。

昨年からは猛威を振るっております新型コロナからの避難所における感染対策といたしまして、市内指定避難所にマスク、消毒液、非接触型体温計、フェイスシールド、ゴム手袋、防護衣等の基本的

な物品等をそろえるとともに、生活場所での感染症対策として、パーテーション・エアマットの配備、体育館等へは換気のための大型扇風機を設置しているところでございます。あわせまして、避難所におけます新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所運営方針を作成いたしまして、3密回避の場所割り等も行い、対応を行っているところでございます。

災害発生時におきまして一番避けなければならないことは、感染を恐れる余り避難行動がとれず被害に遭うことにあります。避難所だけが避難する場所ではなく、安全な親戚・知人宅等多様な避難手段がございます。ふだんから確認をしていたきたいと思います。

また、基本的な感染症予防グッズを非常持ち出し袋に入れておくなど、先ほど申し上げました総合防災マップにも掲載をいたしておりますけれども、各御家庭でも感染症対策にも御留意をいただきますよう、継続した啓発・周知に努めてまいりたいと考えておりますし、市民の方々もそういうふうにお取り組みいただきますようお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

源正樹君。

○12 番源正樹君

それでは次に行政改革に関してお尋ねいたします。

少子高齢化の進展による社会保障関連経費の負担増や生産年齢人口の減少に伴う税収の伸び悩み、公共施設の更新経費の増大は地方自治体共通の課題であり、新たな未来社会として国が抱える Society 5.0 や新型コロナウイルス感染症対策として示された新しい生活様式への対応など、地方自治を取り巻く環境は急速に変化しています。

このような環境変化を受け、総務省が設置した自治体戦略 2040 構想研究会がまとめた報告書では、スマート自治体への転換や公・共・私による暮らしの維持など、新たな自治体行政の基本的考え方が示されています。

今後、市民サービスを持続的かつ安定的に提供できる財政基盤の構築に向け、国が示す基本的考え方を踏まえ、ロボティクス等の新たな技術の活

用や行政基盤の標準化・共通化などによる事務事業の効率化と、P D C Aサイクルによって事業実施の根拠、手法及び効果について不断の検証を行い、事務事業の見直しに取り組む必要があります。行政に対して市民が必要とされるもの、求めるものはますます高度化、多様化、複雑化していくと思われます。

今後、持続可能な行財政運営を行っていくためには、選択と集中による事業の精査、見直し、積極的な歳入の確保に取り組む必要があります。また同時に、予算の多くを占める人件費の在り方について常に見直し、総人件費の抑制を図りつつ、社会情勢の変化に対応し、行政事務事業を持続的かつ安定的に提供していくためにも行政事務改革が必要だと考えます。

そこでまず、行政事務の効率化についてお尋ねをいたします。

令和2年度に国の事業採択を受けた愛媛県が幹事団体となり市役所の業務量調査を実施されていますが、その結果とそこから見えてきた課題について答弁を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

愛媛県では令和2年度に総務省の自治体行政スマートプロジェクトの採択を受けまして、今治市、宇和島市、新居浜市、四国中央市、西予市を検討グループとした市役所の業務量調査を令和2年6月から8月にかけて実施しております。

今後自治体における職員数が減少していく中で、住民生活に必要な行政サービスを提供し続けなければなりません。そのために、各市において共通する改善すべき業務を洗い出し、I C T等の活用により作業を効率化することで捻出された時間を利用して、企画立案など職員でなければならない業務により集中して取り組める環境をつくることを目的として調査を行ったものです。

この調査により判明した、各市に共通してボリュームが多く時間と労力がかかっている業務で、かつ改善が見込めるものとして、国や県から送られてくる照会への回答、市民または事業者からの申請及び届出に関する業務が洗い出され、その解決案が結果として示されました。

まず、照会回答業務につきましては、テンプレートを作成しできるだけ作業を定型化すること、情報を共有することで類似内容の調査を別の担当者及び他部署において行わないようにすること、ウェブアンケートを利用することなどが挙げられております。

次に、申請及び届出については、様式を見直し電子申請を活用すること、デジタル技術を活用し作業時間の改善や作業の自動化を図ることなどが挙げられております。

業務量調査によって洗い出された課題とその解決に向けては、引き続きこの7月に設立された自治体事務標準化推進協議会におきまして、愛媛県を主体として連携する北海道、千葉県、神奈川県、長野県、三重県、奈良県、岡山県、長崎県、鹿児島県とその市町で業務プロセスの効率化及び標準化、デジタル技術を活用した業務改革等、実務レベルでの研究を進めているところでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

源正樹君。

○12番源正樹君

最後の質問となりますが、行政のD X（デジタルトランスフォーメーション）についてお尋ねします。

昨年からの新型コロナウイルス感染症の猛威による影響なのか、今何か社会全体に大きな決定的な変化が起きていると、そのように感じられる場面が多くございます。

コロナ危機によって、生活においても仕事においても、直接の接触をできる限り回避することが求められ、会議や診療、様々な手続がオンライン化を迫られております。

政府のデジタル政策の司令塔となるデジタル庁が9月1日に発足しました。省庁の縦割りを排除し、他省庁への勧告権を持ち、官民のデジタル化の推進に向け行政手続の簡素化などに取り組まれます。

定額給付金のオンライン申請がほとんど機能せず、感染情報の共有などの連携で大きな遅れが生じ、感染者との接触を知らせるアプリにも不具合が相次ぎ、我が国におけるデジタル化の遅れが非常に目立つ状況です。

デジタル改革の主目的は国と自治体のシステム基盤の整備であり、インターネット上でデータを管理する政府クラウドを導入することではありませんが、今後、自治体でもデジタル改革を進めていかななくてはなりません。

自治体DXの目的は、自治体がデータを通じて市民の抱えていらっしゃる課題を一番よく理解し、計画的なデータ収集と分析サイクルを自治体運営に取り入れることであるとの指摘もなされております。

そこで、愛媛県市町DX共同宣言において、デジタル技術を効果的、積極的に活用し、誰ひとり取り残さないデジタルトランスフォーメーションに取り組むとございますが、西予市での取組について答弁を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

愛媛県市町DX共同宣言につきましては、県と市町が共同してデジタル技術を効果的、積極的に活用し、誰ひとり取り残さないデジタルトランスフォーメーションに取り組むこと、業務の標準化等を通して、行政運営の効率化や行政サービスの向上に取り組むほか、産学官の多様な主体と競争しながら、地域住民の暮らしの質の向上や、県内各地で育まれてきた個性豊かな産業の活性化などを促進するため、県民一人ひとりが笑顔で自分らしく生きられる愛媛づくりにチーム愛媛で取り組むことを、令和3年3月愛媛県及び県内全市町で宣言したものです。

具体的には、デジタルリテラシーの向上と高度デジタル人材のシェアリング、システムの標準化・共同化・クラウド化の推進、県・市町一体となったデータ利活用の推進、官民共創デジタルプラットフォーム「エールラボえひめ」を活用した官民共創とDX実証の推進、県市町DX推進会議による連携の深化が挙げられております。

あわせて、愛媛県デジタル総合戦略も同日に策定されており、行政のDX、暮らしのDX、産業のDXの3分野でDXを推進する計画となっております。

また、国におきましても自治体が着実にDXに取り組めるよう、自治体DX推進手順書が令和3

年7月7日付けで作成され、この中で自治体がDXを推進していくための手順が示されております。

西予市におきましては、これらを受けまして、愛媛県デジタル総合戦略の3つの分野を参考にDXを推進していくことを検討しており、現在主に行政のDXの分野について取り組んでいるところです。

具体的には、現在、新型コロナウイルス感染症対応、地域づくり活動センターへの対応を含めた新生活様式対応行政サービス構築事業を実施しております。面積が広く、高齢化、人口減少の進む西予市において、窓口のデジタル化・ワンストップ化による市民の皆様への窓口での煩雑さの緩和、オンライン会議システムを活用した公民館などからの距離にとられない相談業務など、西予市の特性に合わせた市民サービスの向上を図るための行政のDXに一部取り組んでいる状況です。

そのほか、西予市特有の様々な課題がある中、その課題をデジタル技術により解決、緩和できるものがあると考えております。

ただ、全ての仕組みをデジタル化するのではなく、市民の皆様とフェイストゥフェイスで行うことが重要な案件や相談等は従来どおりアナログな手法で行うなど、アナログとデジタルの使い分けや組合せで市民の皆様への利便性向上はもちろんのこと、西予市の身の丈に合った、西予市のニーズに合うものについてデジタル化を進めていくことが必要であります。

引き続き、自治体情報システムの標準化、共通化や業務のデジタル化の推進など行政のDXに取り組んでまいりますが、DXを推進するに当たり愛媛県デジタル総合戦略にも記載がありますが、住民本位の行政を実現することが、誰ひとり取り残さないデジタルトランスフォーメーションであると考えておりますので、引き続きそうした考えのもと進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

源正樹君。

○12番源正樹君

1点だけ再質問したいと思いますが、愛媛県においてはデジタル総合戦略、こういったものを策定されていますが、西予市においても同じような

計画を策定されるのか答弁を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

今後DXの推進に当たりまして、国の手順書、県の計画を参考にしておりますけれども、現時点では西予市版DX計画の策定につきましては、その要否も含めて検討しているところでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

源正樹君。

○12番源正樹君

愛媛県デジタル総合戦略では、5年後の目指すべき姿として、行政だけでなく、暮らし、産業のDXも掲げられているのはただいま答弁をいただいたとおりでございます。

社会経済の変革を成し遂げるためには、これらが一体となって取り組む必要があると強く思います。

行政分野においては、実験的に専門分野に精通した外部人材を短期的に登用するなどの、これまでの行政の在り方や組織の在り方について抜本的な見直しが求められると、そのように感じます。

DXを含む行政施策の推進には市民の皆様の理解と協力が必要不可欠であり、今まで以上に市民に伝える、市民に伝わる、市民生活を豊かで快適にするための取組を今後とも続けていただきたいと思っております。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

○佐藤議長

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

9月7日は午前9時より一般質問及び質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後0時15分

第 4 日

9月7日（火曜日）

令和3年第3回西予市議会定例会会議録（第4号）

- | | | | |
|------------------|---------------------------------------|-----------------------|-----------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和3年 9月 7日 | 明 浜 支 所 長 | 上 中 保 博 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 野 村 支 所 長 | 和 氣 岩 男 |
| 1. 開 議 | 令和3年 9月 7日 | 城 川 支 所 長 | 藤 川 忠 男 |
| | 午前 9時00分 | 三 瓶 支 所 長 | 片 山 勇 一 |
| 1. 散 会 | 令和3年 9月 7日 | 総 務 課 長 | 一 井 健 二 |
| | 午前11時18分 | 財 政 課 長 | 宇 都 宮 明 彦 |
| 1. 出 席 議 員 | | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
| 1 番 | 和 氣 数 男 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| 2 番 | 宇 都 宮 久 見 子 | 事 務 局 長 | 富 永 誠 |
| 3 番 | 信 宮 徹 也 | 議 事 係 長 | 三 好 祐 介 |
| 4 番 | 宇 都 宮 俊 文 | 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 5 番 | 加 藤 美 香 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり |
| 6 番 | 中 村 一 雅 | 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |
| 7 番 | 河 野 清 一 | | |
| 8 番 | 佐 藤 恒 夫 | | |
| 9 番 | 山 本 英 明 | | |
| 10 番 | 竹 崎 幸 仁 | | |
| 11 番 | 小 玉 忠 重 | | |
| 12 番 | 源 正 樹 | | |
| 13 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 17 番 | 森 川 一 義 | | |
| 18 番 | 酒 井 宇 之 吉 | | |
| 1. 欠 席 議 員 | | | |
| | な し | | |
| 1. 地方自治法第121条により | | | |
| | 説明のため出席した者の職氏名 | | |
| | 市 長 管 家 一 夫 | | |
| | 副 市 長 宗 正 弘 | | |
| | 教 育 長 松 川 伸 二 | | |
| | 総 務 部 長 山 住 哲 司 | | |
| | 政 策 企 画 部 長 下 澤 広 幸 | | |
| | 生 活 福 祉 部 長 兼 | | |
| | 福 祉 事 務 所 長 藤 井 兼 人 | | |
| | 産 業 部 長 兼 | | |
| | 生 活 福 祉 部 産 廃 処 理 施 設 担 当 部 長 酒 井 信 也 | | |
| | 建 設 部 長 三 瀬 計 浩 | | |
| | 医 療 介 護 部 長 山 岡 薫 彦 | | |
| | 会 計 管 理 者 三 瀬 功 | | |
| | 消 防 本 部 消 防 長 酒 井 広 一 | | |
| | 教 育 部 長 宇 都 宮 裕 | | |

議 事 日 程			保険特別会計歳入歳出決算 の認定について
1	一般質問		
2	議案第66号	消防本部署庁舎建設事業用地の取得について	認定第4号 令和2年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第67号	西予市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定について	認定第5号 令和2年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第68号	西予市手数料条例の一部を改正する条例制定について	認定第6号 令和2年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第69号	西予市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について	認定第7号 令和2年度西予市水道事業会計決算の認定について
	議案第70号	西予市老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定について	認定第8号 令和2年度西予市簡易水道事業会計決算の認定について
	議案第71号	西予市卯之町駅前駐車場の指定管理者の指定について	認定第9号 令和2年度西予市公共下水道事業会計決算の認定について
	議案第72号	西予市過疎地域持続的発展計画の策定について	認定第10号 令和2年度西予市病院事業会計決算の認定について
	議案第73号	令和3年度西予市一般会計補正予算(第6号)	認定第11号 令和2年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について
	議案第74号	令和3年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)	
	議案第75号	令和3年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	
	議案第76号	令和3年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	
	議案第77号	令和3年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)	
	議案第78号	令和3年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	
	議案第79号	令和3年度西予市病院事業会計補正予算(第1号)	
3	認定第1号	令和2年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について	
	認定第2号	令和2年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について	
	認定第3号	令和2年度西予市国民健康	

	本日の会議に付した事件		保険特別会計歳入歳出決算 の認定について
1	一般質問		
2	議案第66号 消防本部署庁舎建設事業用地の取得について	認定第4号	令和2年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第67号 西予市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定について	認定第5号	令和2年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第68号 西予市手数料条例の一部を改正する条例制定について	認定第6号	令和2年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第69号 西予市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について	認定第7号	令和2年度西予市水道事業会計決算の認定について
	議案第70号 西予市老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定について	認定第8号	令和2年度西予市簡易水道事業会計決算の認定について
	議案第71号 西予市卯之町駅前駐車場の指定管理者の指定について	認定第9号	令和2年度西予市公共下水道事業会計決算の認定について
	議案第72号 西予市過疎地域持続的発展計画の策定について	認定第10号	令和2年度西予市病院事業会計決算の認定について
	議案第73号 令和3年度西予市一般会計補正予算(第6号)	認定第11号	令和2年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について
	議案第74号 令和3年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)		
	議案第75号 令和3年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)		
	議案第76号 令和3年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)		
	議案第77号 令和3年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)		
	議案第78号 令和3年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)		
	議案第79号 令和3年度西予市病院事業会計補正予算(第1号)		
2	認定第1号 令和2年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について		
	認定第2号 令和2年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について		
	認定第3号 令和2年度西予市国民健康		

開会 午前9時00分

○佐藤議長

おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○佐藤議長

日程第1、一般質問を行います。

質問者は通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

まず、2番宇都宮久見子君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

おはようございます。

議席番号2番宇都宮久見子です。

議長より発言の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

今回は、両市立病院について、市役所職員対応についての2点を質問させていただきます。

まず1点目の両市立病院についてです。

西予市では、平成16年4月の市町村合併により、旧宇和病院、現在の西予市民病院と野村病院の2つの病院を持つことになり、経営が悪化した時期もありましたが、平成20年に策定した公立病院改革プランなどにより、以降は比較的安定した経営状態を保っていたようです。

しかし近年、急速な人口減少や少子高齢化の影響を受け、市立病院を取り巻く環境は大きく変わってきています。

平成29年3月に策定された西予市立病院2025年に向けたビジョン西予市立病院改革プランが、平成32年度に目指すべき姿の達成が困難であるという理由から、平成32年である令和2年3月に改定が行われました。

西予市立病院改革プランを踏まえ、質問させていただきたいと思います。

まず初めに、公立病院としての果たすべき役割をどのように考えるかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

ただいま宇都宮久見子議員からお尋ねのありました公立病院として果たすべき役割についてお答えいたします。

公立病院としては、先ほども言われましたけれども、西予市民病院、そして野村病院の2施設の運営を行っております。

両市立病院は、地域における公的な医療機関として、適正な医療の供給のため、他の病院や診療所、また開業医などの皆さんとともに、分担、連携、そして協力して地域医療、具体的には救急医療、災害医療、一般医療などを確保する役割であると考えております。

また、両病院とも、愛媛県へき地医療支援計画におけるへき地医療拠点病院となっておりまして、南予地区におけるへき地医療支援体制の中心的役割を担っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

今ほど役割について答弁をいただきましたが、公立病院の役割を果たすには安定した財政状況でないと果たせないと思いますが、病院事業の財政状況はどうなっているのか。先日、8月31日の本定例会開会日にも、令和2年度の決算報告として病院事業会計についても説明いただきましたが、改めて財政状況を伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

お答えいたします。

財政状況及び経営分析等については、決算書及び決算審査意見書のとおりであります。客観的な視点、経年比較や類似病院との比較で、公営企業の経営状況の見える化を進展させるため、総務省の取りまとめにより作成している経営比較分析表がありまして、西予市のホームページにも公表されているところでございます。

この中で一番着目されるのが、経常収支比率と医業収益比率であります。業務活動によって費用がどの程度賄われているか、収入を費用で割った指標でして、この比率が高いほど収益がよいことを表し、100%未満では赤字になっていることを意味しているところです。文字どおり医業のみの医業収支比率がよいことが望まれますが、国の財政支援も含まれている国の繰出基準による市の一般会計からの繰入金等も含めた経常的な収支による経常収支比率がどうであるかということが問題であると思います。

両病院を合わせました医業収益比率におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年度は77.9%で、前年度より5%下がっておりますが、国の補助金や財政措置を含めた市の一般会計からの繰入金により、令和2年度の経常収支比率は97.5%で前年度より2%上昇しております。このように、両病院の合算の比率は全国平均、令和元年98.2%に近い状況にありますが、今後の人口減少による患者数の減の見込みや人員不足による現体制維持が難しい状況にあることを含めると悪化することも想定され、さらなる経営改善が求められる状況であります。

これらのことから、現在、専門家の意見も取り入れて、西予市立病院改革プランにある個別病院ごとの経営改善にも取り組んでおり、両病院再編とあわせて、病床数や病院機能の見直しなどによる収益の確保と経費の削減による健全化を着実に実行していくことが重要であります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

補助金や繰入金などがある中で、簡単に幾ら収入があり出費が幾らであるので毎年の収支は幾らですという簡単な計算にはならない中で、両市立病院の比率は100%未満が赤字の中で全国平均98.2%に近い状態であるということでした。

少し安心しましたが、やはり今後の人口減少も見据えて、公立病院の役割を今後も継続できるよう財政的にも努力していただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、医療従事者不足というのをよく耳にし

ますが、医療従事者の確保や養成をどのように進めているのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

お答えします。

公立病院における医師、薬剤師、看護師のみならず、その他の医療スタッフ、調理員及び看護補助者についても、特に地方において人材の確保が困難な状況は全国的な傾向であります。

少しでも多くの人材を確保するために、応募の機会を増やし、近年は年4回の医療介護職の採用試験を実施しているところですが、特に看護師・薬剤師においては予定人員の確保が難しい状況が続いています。

具体的には、看護師においては、昨年度長期的な人員確保も含めた募集15名に対して採用5名、薬剤師については、昨年度募集2名に対して採用には至っておりません。今年度も同様に2回目までの試験を終了し、3回目の試験を11月に予定しているところですが、募集人員には達していません。

医師の確保につきましては、開設者である市長と院長及び関係職員が連携して愛媛大学医学部や愛媛県への個別の派遣要請活動を行っているところで、今年度4月から、愛媛大学医学部消化器腫瘍外科からの新規の常勤医師1名の派遣を受けたところですが、その後も多方面にわたり新規や増員の派遣に向けて、引き続き精力的に確保に努めているところでございます。

また、入職後も医師・看護師のスキルアップ、キャリアアップのための各種研修や他病院への実習参加ができるよう制度化し、医師の専門分野の実習や認定看護師などの各種資格の取得を進めて実績も上げております。

そのほか両病院での研修医の受入れや野村病院には愛媛大学医学部の地域医療学講座サテライトセンターがありまして、医学部学生の実習施設となっているなど医療従事者の養成も行っております。

また、市独自の看護学生の奨学資金制度を平成28年に創設しまして、現在までに延べ7名の利用があり、現在3名の看護師が入職して活躍して

おり、4名が学生として在学中であります。

そのほかに、現在PR動画の作成も始めておりました。病院の取組や地域の紹介など、ホームページやケーブルテレビなどで公開して情報発信にも努め、医療従事者の確保につなげたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

医師や看護師が不足しているということばかり耳にしますが、様々な努力をされているということで、今後も継続的な確保に努めていっていただきたいと思っております。

入職後のスキルアップ等もされているようですが、離職者も多いと耳にします。様々な理由があるにせよ、せっかく入職された方が離職してしまうのは残念に思います。

医療従事者が離職しないための工夫はされているのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

お答えします。

今年3月には近隣公立病院との格差是正及び処遇改善として、医療従事者の手当の一部改善を図りました。また、ここ数年間の定年退職時期を迎える職員が多くあったことに対しては、再任用に向けてのヒアリング等、職員数を維持するための取組などを行っているところでございます。

また、小さな子どもがいる看護師は希望があれば夜勤を免除しており、そのほかにも子育てと両立できる働き方を可能にするための事業所内保育と病児保育機能を併設したスマイル保育園を開設して運営しております。

事業所内保育所の定員は15名で現在利用は13名、一般地域枠の利用もありますが、そのうち現在職員枠内で7名の利用がございまして、今後年度内には1名増え8名となる予定でございまして、なお、昨年度ピーク時には18名中9名の職員枠の利用がございました。また、一般を対象にした病児保育についても、職員の利用もありまして、

どちらも効果を上げているところでございます。

また、医療職の中では、先ほども申し上げましたように、看護師の不足が深刻で、特に夜勤ができる看護師の負担が大きくなってございます。そういったことの負担軽減及び看護の質の向上のために、看護補助者の増員を行っているところでございます。

そのほか、看護師の夜勤時間が基準を超過することを防ぐため、西予市民病院においては10月から試行的に病棟の再編を行い、看護師の夜勤配置の変更を予定しております。また、野村病院におきましても同様に、現状改善に向けて現在検討しているところでございます。

これ以外にも、新人看護師養成のための1人の新人に対しての複数のプリセプター制度の導入や定期的な職員面談を行いまして、早期の問題解決を図るなど、現状で対応できる対策の一つひとつ行いながら、継続的な勤務環境の改善に取り組み、離職者の防止に努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

どの職場でもそうですが、勤務環境は非常に大切なことだと思います。現場の声を拾い、取上げられるような取組が今後ますます進んでいくことに期待します。

次に、令和4年4月を目標に、二次救急医療を西予市民病院に集約することについて説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

議員からいただきました最初の御質問で答弁いたしました、公立病院の重要な役割を安定的かつ継続的に担うことが公立病院改革の究極の目的であります。

その役割の一つが、市内の二次救急医療の維持であります。

公立病院を取り巻く外部の環境変化といたしまして、人口減少による患者の減少、そして過疎地域における医師、看護師をはじめとする医療従事

者の不足、それと厳しい財政状況によりまして、現状のままの両病院を維持することは困難で、適正な病院規模へサイズダウンする変革が必要であります。

そのことによりまして、現在2つの市立病院が隔日交代で実施している二次救急の受入体制が維持できなくなるため、野村病院で対応する平日・日中を除いた夜間365日及び休日の二次救急対応を西予市民病院に集約し、1箇所両病院の医療従事者が協力をしながら受入体制を維持することが必要となり、令和4年4月の実現を目標に計画を策定しているところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

現在、西予市民病院と野村病院の2つの病院が交代で二次救急を行っているのを、令和4年4月から野村病院で対応している平日の夜間と休日の二次救急を西予市民病院へ一本化するということは、特に野村町・城川町の方からすると、平日夜間・休日の救急について大きな不安もあるかと思えます。

二次救急の受入先を集約するということで、市民への説明会を行ったと伺っておりますが、どこで説明会を行い、どれくらいの人数が集まったのか、その中ではどのような意見が出されたのか伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

お答えします。

令和2年2月に市内の明浜、宇和、城川、三瓶、野村地区、そして惣川地区の6カ所において説明会を開催しまして、合計334名の参加があったところでございます。

その中で東部地区では、二次救急の集約により病院までの受診に時間がかかるので慎重に行ってほしいとの意見や、搬送された方が入院の必要がなかった場合に自宅へ帰る手段がないことへの対応等の意見がありました。また、西部地区では市民病院への交通の便が悪いことや両病院の診療連携等についての質問をいただいたところでございます。

そのほか、現状の医療従事者の生の声や近隣の二次救急の状況及び三次救急との分担・連携などを説明した中で、市民病院の医療従事者の業務の大変さを理解いただいたり、プランの見直しにおける救急集約についての必要性や一定の理解は得たと感じているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

出された意見を踏まえ、計画予定まで残り約半年間、間にどのように進めていくのか改めてお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

お答えします。

市内全体の一次・二次救急の維持、三次救急との連携は重要で、そのための両病院の協力による休日・夜間の市民病院への二次救急集約は必要ですが、実施に向けて市民の皆様の不安をできるだけ解消できるよう、今後の説明や理解・協力を得ることは必要であるというふうに再認識したところです。

これらのことは、日頃からの在宅療養者や施設利用者の体調変化の兆しがある場合、平時の早めの医療機関受診の啓発やお願いも含めまして、今後、市の広報せいやホームページ、ケーブルテレビでの広報や、必要がありましたら市民説明会などの開催などを行っていく予定であります。

また、遠隔地の救急搬送者が受診後、入院の必要がない場合の対応と交通の利便性を考慮した対策などについては、病院関係者及び関係機関と協議しながら改善できるよう進めるとともに、今年度から導入しました西予市地域医療情報連携システム（せい坊ネット）を活用しまして、本人に同意を得た患者情報を、両市立病院間や市内の診療所、三次救急医療機関などと共有することで、救急時の的確な患者対応、医療費の削減、医療サービスの向上にもつなげたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

誰しもが進んで病院にはかかりたくないですし、救急にお世話になることはないのが一番ではありますが、やはり集約と言われると不安や心配な気持ちになることは当然のことかと思えます。十分な周知と理解の上、市民サービスの低下にならないような方法を考えて進めていただきたいと思います。

次に、西予市立病院改革プランが令和2年3月の改定後の点検・評価をどのように行っているのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

お答えします。

平成29年3月に新市立病院改革プランを策定後、市の医師会、市議会、医療病院従事者等による西予市病院改革推進委員会を設置しまして、プランの点検・評価を行っているところでございます。

医療機能指標と経営指標24の項目について目標値を設定し、数値目標に係る点検・評価を行い、また具体的な取組に係る11項目について委員の皆さんに点検・評価を毎年行っていただき、プランの進捗状況の把握を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

プランの点検・評価の具体的な内容についてお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

お答えします。

西予市立病院改革推進委員会の委員による点検については、救急車の受入件数や人間ドック件数、病床数等の医療機能に係る数値目標と経常収支比

率、医業収支比率や1日当たりの平均外来患者数、入院患者数等の経営指標に係る数値目標が2025年の目標値に対してどの程度達成しているかを確認しております。

また、具体的な取組の内容につきましては、経営の改善、病床再編・ネットワーク化、在宅医療の充実、へき地医療等5つの視点で点検を行っております。

その結果を上部委員会の西予市地域医療対策検討委員会に報告しまして意見をまとめた上で、年度末に現在委員長であります西予市医師会の織田会長から、総評として市長に提言書を提出し、点検・評価として行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

提言を提出されているということで、今後も適正に点検・評価していただき、よりよい公立病院の姿が継続されることを期待します。

次に、公立病院ということで、利用者サービスも必要になってくると思います。

利用者サービスに関する質問に移りますが、まず、利用者の声をどのように集約、反映しているのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

お答えします。

市立病院では病院に対する意見や要望をお伺いするために院内に意見箱を設置しているほか、電話やEメール等でも、施設の改善、職員の対応など、日々たくさんの御意見、御要望をいただいております。その多くは要望とか注意といった内容ですが、感謝やお褒めの言葉もたくさんいただき、職員の励みになっているところでございます。

いただいた意見等につきましては、その内容によりまして、院内接遇の委員会、幹部会、運営委員会等で対応を協議しまして、その内容を職員が共有して改善を図っております。

また、回答の公開を希望される場合は総合受付ロビーに掲示しまして、多くの方に御覧いただい

ております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

意見箱などで集約されているそうですが、例えば、どのような意見や要望があり、どのように改善されたのか、事例があればお聞かせ願います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

お答えします。

一例ですが、西予市民病院では新型コロナウイルス感染防止のため、御入院の皆様と外部の方との面会を禁止している状況下で、スマートフォンのSNSを利用して家族との通話、面会をするため、Wi-Fi環境を整備してほしいという要望が入院病棟の意見箱に入りました。

また、西予市民病院ではスムーズな診療案内の実施と静穏な療養環境を維持するため、外来待合と入院病棟の共用スペースにテレビを設置しておりませんが、外来診察の待ち時間や入院病棟の談話室にテレビを置いてほしいという要望も複数寄せられました。

テレビの設置はスムーズな診療案内の実施と静穏な療養環境を維持のためお応えはできませんでしたが、入院病棟だけでなく外来待合においてもインターネットのWi-Fi環境を整備し、来院された皆様に御利用いただけるようにいたしました。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

Wi-Fi環境の整備の要望が反映されたということはすばらしいことだと思います。

このように、利用者の意見や要望から気づく点も多いと思います。それだけではなく、感謝やお褒めの言葉があると関係スタッフの方々の励みにもなると思いますので、引き続き周知と集約、反映に努めていっていただきたいと思います。

次に、現在、市立病院は現金での支払いしかできないと把握しています。キャッシュレス化が必要ではないかと考えます。

診療費等の支払いは、現状において電子マネーが使えませんので、クレジットカードが唯一の方法であると思われませんが、クレジットカードでの支払いが可能なのか、市立病院では導入の検討をしたことがあるのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

お答えします。

現在、市立病院の支払いは窓口での現金払いや口座振替のみであり、クレジットカードをはじめとしたキャッシュレスには対応できておりません。

病院の診療費や入院費は支払い当日に精算して支払い金額が確定するため、事前に準備する金額がわからず、高額な支払いになる場合は特に大変御不便をおかけしていると認識しております。

その点、クレジットカード等で決済できれば多額の現金を準備する必要がなく利用者の利便性が向上し、導入するメリットがあると理解しております。

一方デメリットとして、導入の初期費用だけでなく決済手数料が継続して発生するという病院経営上の問題があります。

こういったことから、今までにもクレジットカードでの支払いについて一部の方からのお問合せや御要望はありましたが、実現には至っていないところでございます。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

導入の初期経費や決済手数料が継続して発生するという経営上の問題があるとの答弁でしたが、通常の手数料は5%程度であるが、医療機関や薬局などは利率を低く設定されていることが多いとも聞いています。市立宇和島病院では、見積り競争をして手数料の率を決めているとのことでした。

このコロナ禍において、新型コロナウイルスの感染予防の観点からも、窓口の混雑による密や、

紙幣や硬貨を介しての感染リスク回避、利用者の利便性を考えるとクレジットカードの導入は必要と考えます。

改めて理事者の考えを伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

お答えします。

クレジットカード等のキャッシュレス決済等については、市立病院に限らず西予市行政各分野で全体的に具体的な導入計画が進んでいるところでございます。

市立病院もその計画・協議を参考にしまして、病院経営の視点もあわせて検討を進めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

利用者の利便性や今の時代の流れを鑑みた判断をお願いしたいと思います。

次に、現在は医薬分業も進み、病院で処方される薬を院外の調剤薬局であるかかりつけ薬局で受け取ることがほとんどだと思います。

そのためには病院の医師に処方してもらう必要があり、病院の支払いが終わってから自分のかかりつけ薬局にその処方箋を持って行ってから薬を処方してもらうこととなります。診察が長い時間かかった後にできるだけ早く薬をもらって帰りたいのに、また薬局で待たされるのは改善できないものでしょうか。

市立宇和島病院では、支払い窓口の近くに処方箋のファクスコーナーがあり、そこで無料で自分のかかりつけ薬局にファクスをしてもらえます。そうすれば、病院の支払いが終わってから薬局に着く頃には薬の調剤が終わってすぐに帰ることができます。薬局側も在庫していない薬が処方された場合でも速やかな対応が可能となります。

ちなみに厚生労働省も、かかりつけ薬局制度といい、一つの薬局に登録していただくことにより飲み残しの薬や残薬調整や重複投与を防ぐことができるかと推奨しています。年間数百億の薬が家庭

で眠ったままになっているというデータもあり、複数の病院から薬が出ている場合、薬の飲み合わせや重複していないかの確認もとりやすくなります。

かかりつけ薬局をつくる観点からも、市立病院でもそのようなサービスは必要と考えますが、理事者の答弁を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

お答えします。

市立病院の外来処方薬は医師が処方しまして院外薬局で調剤をしていただいております、どの薬局に薬の調剤を依頼するかは利用者の任意であります。医療機関の近くには、いわゆる門前薬局があり、受診する医療機関ごとに薬局を変えていらっしゃる方もありますが、議員が言われるように、自分のかかりつけ薬局・薬剤師を持つことは、薬を安全かつ効果的に使うために大切なことであり、国も推進しているところであります。

御質問の処方箋ファクスサービスですが、処方箋を受け取った後、調剤を依頼する薬局へ処方箋をファクス送信し、薬局まで移動している間に調剤を行うことができるため、調剤薬局の場所にもよりますが、利用される方の待ち時間が短縮されるメリットがあります。ただ両病院とも隣接の調剤薬局の利用が多いようですので、その場合の移動時間は限られるのではないかと思います。

処方箋のファクスサービスのコーナーを設置している医療機関は少なくありませんが、このファクスサービスは地元の薬剤師会等の病院以外の団体が運営主体となっていることがほとんどのようで、運営に必要な経費負担、担当者の派遣をその運営主体が行い、医療機関は場所を貸しているだけの例が非常に多いようです。

西予市立病院においても、処方箋ファクスサービスについて実施している他の公立病院と同様な条件で関連団体等から提案・要望がありましたら積極的に協議していきたいというふうと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

積極的に協議していきたいとの答弁をいただきましたので、今後、関連団体の方々と協議を前向きに進めていただければと思います。よろしく願いいたします。

次に、処方箋のQRコードについてお尋ねします。

院外処方してもらうための処方箋ですが、ほとんどの病院ではQRコードが印刷されていますが、市立病院の処方箋にはQRコードが印刷されていません。

QRコードが印刷されることにより、院外処方箋の内容改ざん検知や調剤ミスの防止につながります。薬は一般名、先発名、ジェネリック医薬品と様々で、患者さんの情報、薬の名前、錠数、単位、用法などの入力ミスを防ぐことができ、薬局側の入力時間も短縮され、酷似している薬の思い込み間違い入力も防げます。そのため、その分チェック時間が確保できるそうです。

そのようなQRコードがなぜ市立病院の処方箋には印刷されていないのか。今後、導入の見込みはあるのか、市立病院の考えを伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

お答えします。

議員御指摘のとおり、西予市立病院の処方箋にはQRコードを現在印刷しておりません。

QRコードが印刷されていれば、院外薬局での様々な人的ミスを防止することに役立ち、安全性が向上することは間違いありません。

ただ、調剤薬局にQRコードを読み込む機材が必要となりますので、どの程度利用されるか不明な部分もございますけども、導入について院外薬局の状況もお聞きした上で、病院側の経費面とあわせて検討していきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

市立宇和島病院をはじめ、市内の個人病院、皮

膚科、眼科、診療所など、QRコード入りの処方箋を採用している病院は多数あるようです。市立病院も早急な導入に期待したいと思います。

新型コロナウイルス第5波真っ只中の現在、このような長期間にわたり対応に追われておられます医療従事者の方々には心より感謝申し上げます。

処遇改善や勤務環境の充実、医療従事者の方々への対応が、ひいては利用者の方への質の上昇、サービスの向上と思われれます。今後とも、公立病院の果たすべき役割を考えていただけることを期待いたしまして、次の質問へ移ります。

次に、市役所についての質問に移ります。

まず、職員の任用形態はどのような種類があるのか、それぞれ何名か、お尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

任用形態の種類、また人数についてお答えをさせていただきます。

定員管理調査におけます令和3年4月1日現在の職員数は853人となっており、そのほか愛媛県からの派遣職員、任期付短時間勤務職員や再任用短時間勤務職員を含め、いわゆる正規職員数は873人となっております。

また、会計年度任用職員として任用いたしております職員は、フルタイムの職員が169人、パートタイムの職員が487人となり、会計年度任用職員全体では656人となっております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

大きく分けて、正規職員と会計年度任用職員に分かれるということですが、任用形態の違いで業務内容は異なるのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

正規職員と会計年度任用職員の業務の違いについて答弁申し上げます。

基本といたしましては、正規職員の業務につき

ましては、一般行政事務の相当の期間任用される職員をつけるべき業務、いわゆる本格的業務を担っております。

一方、会計年度任用職員の業務につきましては、本格的業務以外の業務、いわゆる補助的業務となっております。ただし、会計年度任用職員の業務におきましても、経験年数に応じまして業務の範囲を拡大したり、専門性の向上などによりまして部分的には正規職員と同程度の業務を担っていただく場合もございます。

また、保育士、学校校務員、給食調理員など、専門的な分野におきましては、一部本格的な業務をしていただいている場合もございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

例外を除いて本格的業務・補助的業務と業務内容に違いがあるようですが、それを市民の方が判断する方法があるのかどうかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

市役所におきましては、正規職員と会計年度任用職員の業務内容の違いを外見から判断できるものは特にございません。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

判断の方法はないということでしたけれども、例えば極端な話ではありますが、警察や消防でもラインが増えたり星の数が違ったりと役職を判断することが可能です。

それは見る側もそうですが、人の上に立つ上司という立場になればそれなりの重責を負うものかと思えます。

現在、判断する取組は行っていないとのことですが、例えば名札の色を変えれば判断する方法があれば、相談に行く側からしても受ける職員側にしても、心づもりが違ってくるのではないかと

思いますが、理事者の考えを伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

警察や消防の階級章は規程等で定められたものでございまして、その階級にあるものは着用の義務があるということで、同列にとらえることはできないと考えております。

当市では役職を名札に記載をいたしておりますので、対面の際には御確認をいただけるかと考えております。現状といたしましては、役職に応じて名札の色を変える必要まではないものと考えております。

ただし、簡易な申請手続などの対応を除きまして、相談等の対応時におきましては、役職、氏名を明らかにすることは礼儀として必要な場合もございます。接遇マナーとして心がけなければならないことだと考えております。

いずれにいたしましても、役職のいかんに関わらず、相談者への対応につきましては、職員として真摯に、また、親切、丁寧を心がけるとともに、特に役職に就く者にあつてはその職に応じた責任ある態度も必要であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

任用形態がどうということ、役職がどうということではなく、873名の西予市職員の方々がそれぞれの立場で市民へ対応していただくことが重要と考えます。市民の方がどう思われているのかはもちろんのこと、職員の方々の中でも一度協議していただければと思います。

次に、市民サービスに対する意見や要望の集約、反映はどのように行われているのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

市政に関する御意見・御提言は、本市ホームページの市民の声のページからお寄せいただくこと

ができるようにしております。また、手続や業務に関するお問合せは、ホームページのお問合せフォーム、メールを御利用いただく環境を整えておりますが、回答に時間を要する場合もあり、直接担当課にお問合せいただく、そういった方法につきましても掲載をいたしておるところでございます。

具体的に寄せられた意見としましては、職員の待遇、市民への対応の御意見についてありますが、そういった場合は事実確認をした上で指導等が必要な場合は、所属長もしくは総務課から適切に対処することといたしております。

職員個人への指導だけでは組織としての成長はないと考えておりますので、こうした問題が生じないように、正規職員に限らず会計年度任用職員も対象とし、市職員としての自覚を促し、資質向上を図るための研修も実施をしておるところでございます。

今後こうした研修を計画的に実施するとともに、所属長を中心とした業務改善に一層努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

様々な対応をされているということで安心しましたが、初めの病院での質問も同じ質問をいたしました。

病院では意見箱を設置し、回答の公開を希望される場合は総合受付ロビーに掲示されているそうです。ホームページの市民の声とあわせて、ネット環境がなかったり使えない方もいらっしゃるようですので、このような意見箱をおけば、より多くの市民の方の声が集まり、反映できるのではないかと考えますが、理事者の考えを伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

市に対する御意見、御要望等につきましては、引き続き市ホームページの市民の声にメールにてお寄せをいただきたいと思いますと考えておるところでございます。意見箱の設置につきましては現状とし

ては必要はないのではないかと考えております。

しかしながら、パソコンの苦手な方、あるいは直接電話までという方もおられるかと思えます。そういった方々も含めた市民の皆様からの多様な御意見、御提言をお受けすることができる手段としましては、議員御提案の意見箱の設置につきまして、市立病院の取組なども参考にしながら今後の検討とさせていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

悪いところがあれば改善すべきであるし、日々の業務の中で気づかない点も、別の視点で見ると発見することもあるかもしれません。悪い意見ばかりでなく感謝やお礼の言葉もあると思います。それは病院と同じく、働く上でのモチベーションも上がってくると思いますので、結局のところ市民サービスの向上と言えるのではないかと考えます。

今後ますます市民ファーストが進んでいくことを期待し、質問を終わります。

○佐藤議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前9時 53分）

○佐藤議長

再開いたします。（再開 午前10時 10分）

次に、1番和気数男君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○1番和気数男君

おはようございます。

本日は、たくさんの傍聴ありがとうございます。議席番号1番日本共産党和気数男、議長の許可をいただきましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

本日は、原子力災害の件について1件でございます。

まず最初に、伊方原発の3号機は13年後の2034年に運転開始から40年を迎える、いわゆる定年を迎えます。今後、延長、建て替えなどという議論が出てくることが予想されます。

福井県知事は、使用済み核燃料を一時保管する

中間貯蔵施設の県外候補地を確定することを条件にしておりますが、まだ見通しは立っておりません。

伊方原発は今後1・2号機の使用済み核燃料を乾式貯蔵施設に移す計画であります。3号機で稼働後の使用済み核燃料は、MOX燃料が含まれており、これは50年以上冷やさないと乾式貯蔵施設に入れられないというものであります。行き場のない使用済み核燃料は、3号機プールにとどまり続けるか、その先の行き場はありません。

延長、建て替えに対する市長の見解をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

御質問の伊方原発3号機の運転再開につきましては、その賛否についての発言は控えさせていただきます。

国のエネルギー政策の在り方に関しましては、脱原子力発電を基本とした再生可能エネルギーの活用に向けたエネルギー政策の転換を求めていく姿勢にあることは従来から変わっておりません。それが示されるまでの間は、原子力発電に向き合わざるを得ないと考えております。

四国電力に対しましては今まで以上に伊方原発の安全性の確保に最大限の努力を払っていただきたいと考えております。

当市といたしましては、引き続き、伊方原発をめぐる動向を注視しつつ、国、県、周辺自治体と連携して情報を共有するとともに、今後も原子力防災をはじめとする各種防災・減災対策の向上に邁進してまいりたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○1番和気数男君

次に、原子力災害における西予市住民避難行動計画について質問をいたします。

まず、対策本部の所在地、本部長、それから職員体制について、また、本部は放射能からの防護室なのかについてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

ご答弁申し上げます。

原子力災害におけます西予市災害対策本部体制につきましては、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法及び原子力災害対策指針に基づき、平成25年3月に作成いたしました西予市地域防災計画（原子力災害対策編）並びに西予市住民避難行動計画を基本といたしまして体制を構築いたしております。

西予市長を本部長としまして、災害対策本部設置基準によりまして、国・県と協議の上、災害警戒本部、または災害対策本部を設置し、本部運営を行うこととなっております。

なお、災害対策本部を設ける西予市役所5階でございますけれども、放射線防護対策施設としては国の優先順位から外れるため、放射線防護工事を施してはございません。

仮に原子力災害発生時に本部機能が喪失するおそれがある場合には、UPZ圏外にあります城川支所に本部機能を移転し、対応を行うことといたしております。

今後におきましても近隣市町の動向を見極めながら適切に対応し、住民の生命、身体を原子力災害から保護してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○1番和気数男君

再質問です。

対策本部の職員体制について、それから、対策本部機能が喪失する場合とありますがどのような状態なのか。これは避難指示が出たことも含むのか、お答えを願います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

災害対策本部の本部長でございますが、市長を本部長、副市長・教育長を副本部長、そして、各部長14名おりますけれども、これらを本部長として構成をするものでございます。

また、本部機能の喪失につきましては、地震等災害により本庁舎が被災し機能しなくなった場合等を想定いたしております。

原子力災害に係る避難指示を発令した場合でございますけれども、本部機能は維持しつつ、住民の避難誘導に当たることといたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○1番和気数男君

次に、情報発信、避難指示はどのように行うのかについてお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

原子力災害時の避難指示等につきましては、伊方発電所の異常事態の状況及び、緊急時モニタリング結果などを踏まえまして、原子力施設の状況に応じて、避難や屋内退避等の防護措置を実施するための判断基準、これをEALといたしますが、これと放射線モニタリングなどの計測された値により、避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準OIL、これらの判断基準に基づきまして、国から避難指示等が県及び当市に発令されます。

県災害対策本部は、国と連携し、輸送手段、避難経路、避難所の確保等の要素を考慮し、当市に避難指示を伝達し、当市は住民等が混乱しないよう適切かつ明確に避難指示等の情報発信をすることとなっております。

また、緊急を要し、国からの避難指示等を待つことなく、知事や西予市長の避難指示が必要な場合につきましては、事故状況、緊急モニタリング実測データなど、入手可能な情報を用いまして、直接避難指示を行うことも可能となっております。

原子力災害発災時の情報発信につきましては、当市、県関係機関及び原子力事業者は、情報通信の重要性に鑑み、平常時から災害の発生に備え、各関係機関相互及び住民等との間における災害情報、その他緊急事態応急対策に必要な指示、命令等の受伝達の迅速かつ確実を図るため、通信連絡体制の充実も図っておるところでございます。

また、発災時におきましては、本市の防災行政無線、緊急速報メール、広報車等、また、市・県ホームページ、ソーシャルメディア、防災協定を結んでおります各種テレビ・ラジオ並びに西予ケーブルテレビなど、あらゆる手段を用いまして的確かつ迅速に住民の方に周知をすることといたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○1番和気数男君

次に、避難行動計画の対応の方針に移らせていただきます。

この避難行動計画について、住民の方の意識は高いのかについてお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

西予市住民避難行動計画は、平成25年9月に策定し、原子力災害時における住民等の円滑な避難や防護措置を定めております。

平成29年3月に改定をいたしており、市ホームページに概要版とともに掲載をされておりますけれども、住民への周知・啓発は十分とは言えず、当計画への住民の方々の意識は高いとは言えないと認識をいたしております。

避難行動計画は、住民を迅速に安全な場所に避難誘導するために、具体的な避難方法を策定するものであり、住民への迅速かつ確かな避難情報の伝達手段、一時集結所や移動方法の選定、また、誘導、避難先、避難手段の調整、避難先における住民へのきめ細やかなサポートなどについて、定めるものとなっております。

今年度、愛媛県広域避難計画の修正がございましたので、当市の計画につきましても改定を予定いたしております。

今後も市ホームページの掲載内容につきましては、フェイスブック及びツイッターでの発信に努めるとともに、国・県とも連携して訓練等を実施することにより、これまで以上に市民の皆様へ周知できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○1番和気数男君

住民の方の意識は高くないという回答でございました。受入れ側もかなりの訓練熟知が必要と思われれます。また、住民の方もふだんから意識していないと実際の行動時にはスムーズにいかないと思うが、周知は十分に行っているのかお聞きをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

訓練や周知は十分にできているかという御質問でございますが、原子力防災訓練につきましては、国、県と重点市町及び関係機関との連携のもと、西予市におきましても毎年参加をいたしておるところでございます。

今年度におきましては、明浜地区を対象に避難計画にのっとりまして、東温市まで広域避難訓練を行う予定といたしております。

訓練には全ての住民の方が参加することが理想ではございますが、現状地域を限定した訓練の実施にとどまっております。

先ほども申し上げましたが、今後も国、県、関係機関とも連携し、原子力防災に係る意識の向上を図れる訓練実施に努めまして、そこでの課題等を今後の原子力防災対策に生かし、また、市民の方々への周知にもつなげてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○1番和気数男君

避難する場合、それぞれの広域避難所へ向かう指示は一時集結所において発表なのか、それまでに、集落ごととか、そのような計画ができていますのかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

原子力災害時の広域避難に係ります避難市町と受入自治体との調整につきましては、原則、愛媛県が実施をすることとなっております。

避難場所につきましては、西予市広域避難対象の行政区ごとに、それぞれ受入自治体を決めております。

また、受入自治体の初期段階におけます避難所運営の負担軽減や避難住民への情報提供のため、避難経由所におきまして避難所を振り分けることといたしております。

愛媛県原子力防災訓練を通しまして、受入自治体とも連携をさらに深めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○1番和気数男君

今の答弁についての再質問でございます。

まず一時集結所に集まっていたかどうかという計画書ができておるわけですが、宇和中での一時集結者は約5,000の方が予定されております。

先ほどの答弁にもありましたように避難計画への住民の意識が低く、周知・啓発も十分とは言えない、こういった状況の中で、果たしてスムーズにできるのか。大混乱が起きると予想されます。この中で集まっていたら、避難カードを記入し、安定ヨウ素剤を確実に受け取り、必要な確認や説明を受け、服用ができるのか大変疑問であります。

集結所での職員配置数、説明する医師、または薬剤師の確保などは事前に準備できているのか。また、避難待機時検査は愛媛県が行うのか。消防職員はどのような役割なのか。避難所への所要時間はかなりかかると聞いておるが、見込みは立てられるでしょうかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

原子力災害時の住民避難につきましては、国の防災基本計画、原子力災害対策指針、愛媛県地域防災計画、また、愛媛県広域避難計画、そして西

予市地域防災計画に連動いたしまして、西予市避難行動計画に基づき避難誘導を行っていくことといたしております。

その実効性につきましては、国・県とも連携し、適宜見直しを行うことといたしております。その周知・啓発につきましては、今後も継続して努めてまいりたいと考えております。

集結所への職員等の配置につきましては、さきに述べました各計画におきまして、その計画をいたしております。

医師・薬剤師等の派遣につきましては、県と連携して対応してまいりたいと考えております。

次に、放射能測定器、また防護服等の配備につきましても、本市におきましては万が一の原子力災害緊急時における住民の安全確保、防災業務に従事する者の安全を確保するために、原子力防災活動資機材を整備いたしております。

先ほど言われました避難退避時検査につきましては、国・県・市が連携し実施をするということとなっております。その際、四国電力、自衛隊の協力を得ることといたしております。

消防につきましては、住民避難に係る誘導・広報に協力することとなっております。

避難の所要時間につきましては、様々なケースがございます。一概には言えませんが、複合災害を想定した訓練等も実施をしながら、速やかな避難実施に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○1番和気数男君

再質問でございますが、地域ごとの避難所、避難計画になっております。住民へその説明はどの段階でなされるのでしょうか。

例えば、明浜町の住民は東温市ということになっております。東温市のどこに集結をするのか、例えば体育館とかというふうな周知はいつ行われるのかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

住民への周知につきましては、この計画策定時、また、改定時に概要等につきましては周知を行ってきておるところでございます。

この計画につきましてはホームページにも掲載をしておりますのでお目通しいただきたいと思えますけれども、しかしながら、原子力災害につきましては、なかなか住民の方々も身近なものとしてとらえにくい側面もあろうかと思えます。

今後も継続した周知・啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○1番和気数男君

次に、自力避難できない住民、在宅要配慮者などの把握とか、支援は具体的に誰が行うのか、お伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

在宅で支援が必要な方の把握につきましては、原子力災害に限らず、福祉課におきまして作成・管理をいたしております避難行動要支援者名簿を状況に応じて適切に活用し、地域や消防団、自主防災組織などの避難支援関係者等によって、屋内退避や一時集結所への誘導など、必要な対応をとっていただくことといたしております。

また、災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、原子力災害におきましても、個別避難計画の作成が努力義務化されました。

現在、福祉課におきましては、個別計画の作成に向けた検討が進められております。庁内関係課で連携を図ることといたしておりますので、逃げ遅れなどを含め、要配慮者への適切な支援について検討してまいりたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○1番和気数男君

再質問でございます。

福祉施設入所者、病院入院患者などの避難計画

はどのように行うのか。当事者だけで行うのか、避難誘導などの支援計画はあるのか。

福島県の例を少し申しますと、福島県の福祉施設では避難所を求めて、施設単独で避難先を求めさまよった施設が多数あったと聞いております。途中亡くなった方が 60 名おられると聞いております。大変悲惨な惨事が多数報告をされております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

避難生活で格段の配慮が必要な要配慮者の避難先計画でございますが、社会福祉施設等の入所者につきましては、各施設の計画に基づき、あらかじめ定められた避難先である社会福祉施設等へ緊急入所を行い、また、病院等入院患者につきましては、避難等防護措置が必要となった場合には、愛媛県災害対策本部が緊急被ばく医療アドバイザーや災害医療コーディネーターの助言を受けまして、医療機関の受入先を選定するとともに、受入れに関する調整を実施するという事となっております。

在宅要配慮者につきましては、まずは支援者の動向により、一般の避難所へ避難した上で、必要に応じて福祉避難所へ移送を行うこととなっております。ただし、避難する際、既に福祉避難所の受入先を確保し、また移送手段が用意できている場合は、直接そちらに避難を行うということになります。

要配慮者の避難につきましては、避難に伴うリスクを極力避ける必要がございますので、受入先や避難手段の準備が整った段階で避難を開始するものとなっております。

なお、放射性物質の放出のおそれがある場合や無理に避難をすることにより健康のリスクが高まる方につきましては、状況に応じまして放射線防護対策施設等への屋内退避を組み合わせるといったこととなっております。

補足でございますが、社会福祉施設入所者につきましては、各施設の計画に基づき、あらかじめ定められた避難先へ避難を行うこととなっておりますが、何らかの事情によりまして、あらかじめ選定した避難先施設が使用できない場合には、愛

媛県災害対策本部において、受入先を調整することとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○1番和気数男君

災害が起きましたら、必ず社会的弱者の方が犠牲になる場合が多いのでございます。

福島県と違って愛媛県の場合は、愛媛県が積極的に対応するというふうにお聞きいたしましたので、ぜひ十分な取組をお願いしたいと思うものであります。

続きまして、安定ヨウ素剤の事前配布についてお伺いをいたします。

小泉進次郎原子力防災担当大臣は、令和2年2月、安定ヨウ素剤について、施設から30キロ圏内の住民にも、西予市も入るわけでございますが、積極的に事前配布するよう関係する24道府県に要請したと発表がありました。

この事前配布の計画をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

安定ヨウ素剤の事前配布につきましてご答弁申し上げます。

この安定ヨウ素剤の事前配布につきましては、西予市内の地理的状況等から、地震などで道路が寸断される複合災害におきまして、緊急配布が困難となる場合も考えられるため、一定の意味があると考えております。

しかしながら、服用のタイミングの指示、家庭内におけます誤飲などの保管上の問題、また5年ごとに更新する必要性など課題もあると考えております。

愛媛県は緊急配布の受け取り負担を考慮した場合、事前配布によって避難が一層円滑になると想定される地域や住民に対しまして、事前配布を推進するといったしておりますが、安定ヨウ素剤の事前配布に当たりましては、対象となります住民向けの説明会を開催し、原則として医師の説明を行い、説明書を付して必要量のみを配布する。また、アレルギーの有無などの把握に努めなければなら

ない。こうした対応も必要となりますので、事前配布につきましては、愛媛県、近隣関係市町との連携を密にいたしまして、協議し、研究を進めていく必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○1番和気数男君

再質問でございます。

この安定ヨウ素剤の保管場所、数量、それと安定ヨウ素剤服用の流れについて質問をいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

まずは安定ヨウ素剤の保管場所と数量でございますけれども、本庁、三瓶支所、明浜支所、野村支所等に丸剤 16 万 5000 錠、乳幼児用のゼリー剤を 2,000 ミリグラム配備し、保管庫において保管をいたしております。

服用につきましては、13 歳以上が丸剤 2 錠、3 歳以上 13 歳未満が丸剤 1 錠、生後 1 カ月以上 3 歳未満がゼリー剤 32.5 ミリグラム、生後 1 カ月未満がゼリー剤 16.3 ミリグラムということとなっております。

続いて、安定ヨウ素剤の服用の流れについてでございますけれども、西予市のUPZ圏内の安定ヨウ素剤の配布につきましては、原子力災害が発生し、避難及び一時移転の防護措置を実施することとなった場合に、安定ヨウ素剤の服用を行うことができる必要な体制を一時集結所において整備することとなっております。

安定ヨウ素剤の緊急配布に当たりましては、原則として、医師の関与のもとで配付、その服用を指示するものとなっておりますが、時間的制約等のため医師が関与できない場合には、薬剤師の協力を求めるなど状況に応じて適切な方法により適切に配布・服用を行うこととなっております。

なお、安定ヨウ素剤の服用を優先すべき対象者でございますが、妊婦、授乳婦及び未成年者となっております。

また、原則 40 歳未満の方を配布対象といたしておりますけれども、40 歳以上であっても、希

望される方には配布をすることとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○1番和気数男君

次に、避難ルート、避難推奨ルートは県がつくったと聞いておりますが、今のところ北東方面のみ、松山方面のみとなっております。この方角に風が吹いていたら、その風によって放射線が流れていった場合、そういったときはどうするのか。

また、東温市、久万高原町、砥部町に避難できないときは西条市となっております。この西条市は、南海トラフ巨大地震発生時県内で最大の人的被害が発生すると想定をされている市町であります。

そこを最終避難先としていいのか。他県を含めて検討するべきと考えるのがいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

愛媛県が策定をいたしております広域避難計画は、伊方発電所からおおむね半径 30 キロ圏内、UPZ圏内の住民を迅速に県外のより安全な場所に避難させるために、基本フレームを策定いたしております。

当市におきましては、そのベースモデルとして北東方面を避難ルートとしてあらかじめ明示をいたしておりますが、先ほど議員が御指摘のとおり、気象状況等によりましては、そちら方面が危険であるというようなモデル地区の避難先の安全確保ができない、そういった状況でございましたら、当然、国・県と連携をいたしまして、別の避難ルートや避難場所も検討し、避難所を確保するように進めていくこととなります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○1番和気数男君

北東方面が危険な場合はその時点で判断するというところでございますが、やはりあと 1 本か 2 本想定されておったほうがいいのではないかなと思

っております。

次に行きます。

7番、この計画では、まず屋内退避をしなければなりません。これが非常に問題があると思っております。

屋内退避は、比較的容易に取ることができる対策と県が示しておるとおり、一般的に遮蔽効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋の屋内退避が有効であるとありますが、抽象的な表現で非常に効果が疑わしいと思っております。

今、多くの市民が心配しているのは、南海トラフ地震であり、この地震で、伊方原発の冷却機能が損壊し、または爆発し、放射能が漏れることであります。

この防災計画は、2011年3月の福島第1原子力発電所の事故を受け、原子力災害対策指針として、緊急時などの対策として策定されたものであります。

南海トラフ地震による津波、放射能、余震、そして新型コロナウイルス感染症からも逃れなければなりません。このようなときに屋内退避を推奨することは大変危険であると思っております。さらに言えば、地震や土砂災害により家屋が倒壊するケース、もしくは繰り返し襲う余震で屋内退避が危険なケース、津波、台風、浸水などに襲われそもそも屋内退避ができないようなケースなどもあります。

政府は、屋内退避が安全への第一歩とし、避難よりも屋内退避に力を入れております。被ばくを防げると宣伝をしておりますが、屋内退避が効果がないことは多くの実験や研究で明らかになっております。

令和2年3月の内閣府の報告によれば、内部被ばく線量の低減効果について、陽圧化されていない家屋の場合、しかも次世代省エネ住宅基準をクリアする比較的新しい建物ですが、高气密の条件であっても3割程度しか低減効果がないと発表しております。比較的古い木造住宅などたくさんあると思うんですけどね、気密性の低い住宅では、空気が短時間に入れかわり内部被ばく線量の低減効果はほとんどないと言われております。期待できないと思われるとの報告があります。

2021年3月に内閣原子力防災担当と原子力機構が発表した試算では、気密性が高い通常の家屋

では、屋内施設では3割程度しか低減効果がないと発表しております。

これらのことから、屋内退避は被ばくを防げるのか伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

屋内退避による被ばく効果についてご答弁申し上げます。

屋内退避による被ばくの防止効果につきましては、国、日本原子力研究開発機構に委託をされた、そこで試算をされたデータでございますけれども、西予市としての意見は、この国が試算したデータということで意見は控えさせていただきたいと思っております。

屋内退避は、国におきまして確実性のあるデータをもとに示されている避難方法であると認識をいたしておるところでございます。

伊方原発におきまして緊急事態等が発生した場合に備え、西予市地域防災計画（原子力災害対策編）におきまして、また、西予市住民避難行動計画に沿って、適切な防護措置を講じた上で、住民の皆様の円滑な避難を進めていくことといたしておりますが、いずれにいたしましても、国から示される防護計画等に基づく避難となります。

国におきましては、屋内退避の有効性なども含めて、住民へのわかりやすい広報、周知に努めていただくよう求めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○1番和気数男君

再質問です。

国の言うことを信じて屋内退避を続けるという回答でございましたが、内閣府の試算でも通常の家屋の屋内退避では内部被ばくを防ぐことができないことを示唆しておる発表もあります。

本当に住民を放射線から守ることになっているとは思えないのですが、このことについてどうか、もう一度伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

先ほど答弁いたしましたとおり、様々なデータ等は出ているかと思えますけれども、その中でも現状におきまして、確実性のあるデータをもとにした防護措置をとることができるよう国・県とともに連携してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○1番和気数男君

ぜひこういった危惧の念があることを国・県にも伝えていただきたいと思います。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてでございます。

感染症対策もあわせて、今の時点で行わなければなりません。このことについては各地からいろんな報告があります。

若狭原発の美浜町住民の避難先おおい町では、このコロナ禍では2倍のスペースが必要になり非常に問題であると。さらに、伊丹市と川西市も2倍のスペースを必要としており、今の時点では、避難所としては受け入れることができないということを発表しております。

このことについて、内閣府は、令和2年11月一時集合場所、バスなどでは、屋内退避を行う場合、放射性物質による被ばくを避ける観点から換気を行わないことを基本とするとしておりますが、つけ加えて、30分に1回数分程度窓を全開にするなどの換気を行うことというふうに相反するような発表を行っております。これでは被ばくは避けられません。新型コロナウイルス感染症対策との整合性はとれません。

このことについてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

コロナ感染症対策との整合性についてでございますが、感染が流行している中におきまして、原子力災害が発生した場合、感染拡大予防対策を十分に考慮した上で、避難や屋内退避等による各種防護措置を行うこととなります。

避難所、避難経路所の開設は、愛媛県が避難所等の開設や運営等を避難先自治体に要請をし、受入自治体側が行うこととなっております。愛媛県と連携して、各種防護措置をとれるよう進めてまいりたいと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症対策に伴いますバス等での退避を行う場合、30分に1回数分程度窓を全開にするなどの換気を行うこととなっておりますが、放射能放出に係る情報がテレビ、ラジオを通じて得た場合、また、一時集合場所におきまして防災業務関係者が携行いたしております個人線量計等が有意な上昇傾向を示した場合などにおきましては、換気を中断することなどの対応を行うこととなっております。そういった状況になりましたら適切な対応での避難を進めてまいりたいと考えております。

避難所におきましては、基本的に自然災害時におけるコロナ対策と同様に、その対応は重要でございます。避難所における新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所運営方針を作成いたしまして、3密回避の場所割り等も行い、対応を行っているところでございます。

住民の皆様に対しましては、災害発生時におきまして、一番避けなければならないことは、この感染を恐れる余り、避難行動がとれず被害に遭うことであり、総合防災マップにも掲載をいたしておりますけれども、基本的な感染症予防グッズを非常持ち出し袋に入れておくなど、各御家庭での感染症対策にもご留意をいただきますことを啓発させていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○1番和気数男君

被ばく防止とコロナ感染症対策はなかなか整合性がとれないということになっております。

この両方の対策がとれるという状況になるまで、原子力発電所の運転は控えるべきだと思いますが、このことについてお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

原発の再稼働にかかわりますご質問につきましては、冒頭市長が申し上げましたとおり、その賛否についての発言は差し控えさせていただきますので、答弁は控えさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○1番和気数男君

質問を通じて、まだまだ詳細な対策が講じられていないことがわかりました。

恐らく完璧な対策はとれないと思われませんが、福島の被ばくされた方のお話で、「福島の県民は、原発は事故を起こさないと言われて信じてきた。避難訓練もやってきたが、一応おぎなりの訓練であった。実効あるものではなく、実際被ばくしたときに多くの犠牲者を出したが、今原発の近くに存在する自治体では、私たちと違って、可能な限りの準備ができる事態にあると思います。被害を軽減することができる」と話されていました。今後の対策が期待されます。

この問題を取上げいろいろ調べたり聞いたりしたことから、放射能が漏れるような原発事故が起これば、有効な対策はほとんどないということがわかりました。

ましてや地震や津波など自然災害との複合災害が重なれば、取り返しのつかない大きな被害を被ることがわかりました。

一番の対策は、特に多くの福島の方が言っておられたんですが、やはり原発を停止することだということが、かなり意見として言っていました。

原発の災害対策は伊方原発を廃炉にすることであることを念頭に置き質問を行いましたし、今後も続けたいと思います。

そもそも避難計画は、原発が冷却機能を失い、放射性物質が漏れ出すような重大な事故のとき、住民を守る最後のとりでとなるはずのものです。にもかかわらず、実効性ある避難計画は、原発運転の際の法律上の要件となっておらず、また、第三者がその実効性を審査するような仕組みがない。本来であれば事業者が再稼働のための原子炉設置許可を申請する際、原子力規制委員会が審査する対象に避難計画も含まれるべきであります。

現状は、原子力規制委員会は指針をつくるだけであり、実際に避難計画をつくる 30 キロ圏内の自治体に丸投げ状態で、結果として、指針の矛盾や非現実性のしわ寄せが自治体にいき、自治体としては何とかつじつま合わせの避難計画をつくらざるを得ない状況になっております。

大飯原発差し止め判決をした元福井地裁の裁判長の樋口英明氏は経済効果や二酸化炭素排出抑制を理由とした再稼働の推進に対し、「経済が第一ではない。事故が起きたときの環境汚染は比較にならない。はるかに値打ちのある国土が失われる。事故の重要性を考えてほしい」と述べています。全くそのとおりだと思います。

環境も住民も守ることのできない避難計画しか立てられない原発の再稼働はやめることが最大の避難計画だと思います。

以上、質問を終わらせていただきます。

(傍聴席から拍手あり)

○佐藤議長

傍聴者にお知らせをいたします。

議場での拍手は御遠慮願います。

暫時休憩いたします。(休憩 午前10時59分)

○佐藤議長

再開いたします。(再開 午前11時15分)

ただいまから議案順に質疑を行います。

(日程2)

○佐藤議長

日程第2、議案第66号「消防本部署庁舎建設事業用地の取得について」から、議案第79号「令和3年度西予市病院事業会計補正予算(第1号)」までの14件を一括議題といたします。

これより本案14件に対する一括質疑を行います。

質疑の通告がありませんので質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第66号から議案第79号までの14件は、お手元に配信の委員会付託表のとおり、各常任委員会へ付託いたします。

(日程3)

○佐藤議長

次に、日程第3、認定第1号「令和2年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第11号「令和2年度西予市野村介護老人保

健施設事業会計決算の認定について」までの11件を一括議題といたします。

これより本案11件に対する一括質疑を行います。

質疑の通告がありませんので質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第11号までの11件については、決算審査特別委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第11号までの11件は、決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

各常任委員会及び特別委員会においては、各議案について十分に審査を行い、各常任委員会については9月17日の本会議において、特別委員会については最終日の本会議において、委員会審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めることといたします。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

9月17日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時18分

第 5 日

9月17日（金曜日）

令和3年第3回西予市議会定例会会議録（第5号）

- | | | | |
|------------------|---------------------------------------|-----------------------|-----------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和3年 9月17日 | 明 浜 支 所 長 | 上 中 保 博 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 野 村 支 所 長 | 和 氣 岩 男 |
| 1. 開 議 | 令和3年 9月17日 | 城 川 支 所 長 | 藤 川 忠 男 |
| | 午前10時00分 | 三 瓶 支 所 長 | 片 山 勇 一 |
| 1. 散 会 | 令和3年 9月17日 | 総 務 課 長 | 一 井 健 二 |
| | 午前10時32分 | 財 政 課 長 | 宇 都 宮 明 彦 |
| 1. 出 席 議 員 | | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
| 1 番 | 和 氣 数 男 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| 2 番 | 宇 都 宮 久 見 子 | 事 務 局 長 | 富 永 誠 |
| 3 番 | 信 宮 徹 也 | 議 事 係 長 | 三 好 祐 介 |
| 4 番 | 宇 都 宮 俊 文 | 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 5 番 | 加 藤 美 香 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり |
| 6 番 | 中 村 一 雅 | 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |
| 7 番 | 河 野 清 一 | | |
| 8 番 | 佐 藤 恒 夫 | | |
| 9 番 | 山 本 英 明 | | |
| 10 番 | 竹 崎 幸 仁 | | |
| 11 番 | 小 玉 忠 重 | | |
| 12 番 | 源 正 樹 | | |
| 13 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 17 番 | 森 川 一 義 | | |
| 18 番 | 酒 井 宇 之 吉 | | |
| 1. 欠 席 議 員 | | | |
| | な し | | |
| 1. 地方自治法第121条により | | | |
| | 説明のため出席した者の職氏名 | | |
| | 市 長 管 家 一 夫 | | |
| | 副 市 長 宗 正 弘 | | |
| | 教 育 長 松 川 伸 二 | | |
| | 総 務 部 長 山 住 哲 司 | | |
| | 政 策 企 画 部 長 下 澤 広 幸 | | |
| | 生 活 福 祉 部 長 兼 | | |
| | 福 祉 事 務 所 長 藤 井 兼 人 | | |
| | 産 業 部 長 兼 | | |
| | 生 活 福 祉 部 産 廃 処 理 施 設 担 当 部 長 酒 井 信 也 | | |
| | 建 設 部 長 三 瀬 計 浩 | | |
| | 医 療 介 護 部 長 山 岡 薫 彦 | | |
| | 会 計 管 理 者 三 瀬 功 | | |
| | 消 防 本 部 消 防 長 酒 井 広 一 | | |
| | 教 育 部 長 宇 都 宮 裕 | | |

議 事 日 程

- 1 議案第 6 6 号 消防本部署庁舎建設事業用地の取得について
- 議案第 6 7 号 西予市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定について
- 議案第 6 8 号 西予市手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 6 9 号 西予市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 7 0 号 西予市老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 7 1 号 西予市卯之町駅前駐車場の指定管理者の指定について
- 議案第 7 2 号 西予市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 議案第 7 3 号 令和 3 年度西予市一般会計補正予算(第 6 号)
- 議案第 7 4 号 令和 3 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 7 5 号 令和 3 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 7 6 号 令和 3 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 7 7 号 令和 3 年度西予市介護保険特別会計補正予算(第 2 号)
- 議案第 7 8 号 令和 3 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 7 9 号 令和 3 年度西予市病院事業会計補正予算(第 1 号)

本日の会議に付した事件

- 1 議案第 6 6 号 消防本部署庁舎建設事業用地の取得について
- 議案第 6 7 号 西予市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定について
- 議案第 6 8 号 西予市手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 6 9 号 西予市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 7 0 号 西予市老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 7 1 号 西予市卯之町駅前駐車場の指定管理者の指定について
- 議案第 7 2 号 西予市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 議案第 7 3 号 令和 3 年度西予市一般会計補正予算(第 6 号)
- 議案第 7 4 号 令和 3 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 7 5 号 令和 3 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 7 6 号 令和 3 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 7 7 号 令和 3 年度西予市介護保険特別会計補正予算(第 2 号)
- 議案第 7 8 号 令和 3 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 7 9 号 令和 3 年度西予市病院事業会計補正予算(第 1 号)

開会 午前10時00分

○佐藤議長

おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○佐藤議長

日程第1、議案第66号「消防本部署庁舎建設事業用地の取得について」から、議案第79号「令和3年度西予市病院事業会計補正予算(第1号)」までの14件を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長源正樹君の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

源正樹君。

〔源総務常任委員会委員長登壇〕

○源総務常任委員会委員長

総務常任委員会審査報告を行います。

去る9月7日の本会議において付託されました議案6件について、9日に委員会を開催し審査を行いました。

結果はお手元に配信のとおり、全て原案のとおり可決決定しました。

これより審査経過について抜粋して報告します。

議案第66号「消防本部署庁舎建設事業用地の取得について」では、用地取得について、土地所有者との協議が整い、7月20日に土地売買に関する仮契約を結んだ。取得する土地は、西予市宇和町神領で、面積は8,491平方メートル、金額は1億528万8400円で、所有者は2名との説明がありました。

価格決定方法に関して質疑があり、土地鑑定士が出した候補地の1平方メートル当たりの単価鑑定評価価格を買収面積に換算したものとしたとの答弁でした。

周辺住民に対する環境整備について質疑があり、今のところは未定であるが、今後、協議・検討を行い、できる範囲で取り組むとの答弁でした。

議案第71号「西予市卯之町駅前駐車場の指定

管理者の指定について」では、卯之町「はちのじ」まちづくり整備事業の一環で、駅前に39台分の駐車スペースを確保し、令和3年12月の供用開始を目指して、PFI事業により整備を進めており、株式会社西予まちづくりサービスを候補として選定したとの説明がありました。

駅前工事の遅れについて関連質疑がありました。工事に関する責任は、発注者の西予まちづくりサービスにあるが、同社とのPFI事業契約をしている市としては、問題や課題などが判明次第、その都度、定例会だけでなく直接相談や指導も行っている。それでも対応が不十分である点多々あると思うので、今後は、近隣や駅利用者への周知を十分に行うなど、細かく指導をしていきたいと考えているとの答弁でした。

当議案については賛成多数にて可決決定しました。

議案第73号「令和3年度西予市一般会計補正予算(第6号)」について、各所管ごとに抜粋して報告します。

まちづくり推進課所管分では、高校魅力化事業76万7000円について、9月7日現在、三瓶分校の公営塾生が24名と昨年に比べて3倍に増え、野村高校も13名の生徒が利用されている。講師の業務量が増加し、増員が急務となっていることから、新たに地域おこし協力隊を任用するため、会計年度任用職員給与費、燃料費、リース料、借上料を計上するとの説明がありました。

委員から、講師の方が三瓶と野村を移動するのは大変だと思うので、できればそれぞれ1人ずつぐらいは常駐ができるような体制を今後つくっていただきたいとの意見がありました。

教育総務課所管分では、小学校管理事業510万円について、三瓶小学校体育館外壁タイルに亀裂や浮きが確認され、落下の恐れがある状況となっていることから、改修するための工事請負費を計上するとの説明がありました。

工法について質疑があり、透明な樹脂の膜をつくり、タイルの剥離と防水効果を兼ね備え、外壁改修工事で課題とされる景観維持を解決するエバーガード工法にて行うとの答弁でした。

以上、総務常任委員会審査報告とします。

令和3年9月17日、総務常任委員会委員長源正樹。

○佐藤議長

次に、厚生常任委員会委員長中村敬治君の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

中村敬治君。

〔中村厚生常任委員会委員長登壇〕

○中村厚生常任委員会委員長

厚生常任委員会審査報告を行います。

去る9月7日の本会議において当委員会に付託されました議案8件について、9月9日に委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案8件についてはお手元に配信のとおり原案可決決定いたしました。

これより議案審査の過程において、委員より出された質疑並びに部課長の答弁等を抜粋して報告いたします。

議案第69号「西予市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について」では、条例改正により設置が明らかにされる西予市災害弔慰金等支給審査委員会の構成について質疑があり、専門的見地から審査を行う医師や弁護士等5名で構成されるとの答弁でありました。

議案第73号「令和3年度西予市一般会計補正予算（第6号）」の長寿介護課所管分では、養護老人ホーム三楽園の建設予定地である旧二木生小学校校舎等におけるアスベスト調査委託料について質疑があり、建築物解体に当たりアスベスト調査を実施することになっており、令和4年度に予定している養護老人ホーム三楽園建設事業の基本設計の不用額を抑えるため、事前調査を行うとの答弁でありました。

子育て支援課所管分では、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業の給付見込み数について質疑があり、新規児童手当受給者15名分、新規特別児童扶養手当受給者1名分、高校生を扶養している方40名分、家計急変者132名の合計188名分を見込んで予算計上したとの答弁でありました。

環境衛生課所管分では、猫不妊・去勢手術補助金の申請対象者、補助申請の時期、補助額等について質疑があり、市に住所を有する個人の方で飼い猫または、市内で保護した飼い主のいない猫に手術を受けさせた方及び団体に飼い主のいない猫

に手術を受けさせた方が対象で、手術をしてから事後申請となる。飼い猫は1件2,000円で25頭分、雄の飼い主のいない猫は1件4,000円で25頭分、雌の飼い主のいない猫は1件8,000円で25頭分の予算を計上し、補助を行うとの答弁でありました。

健康づくり推進課所管分では、市民がマイナポータルを通じて検診情報を閲覧できるよう必要なシステム改修を行う費用を計上したとの説明がありました。

委員から、マイナポータルを通じてどのような検診情報が閲覧できるようになるのかとの質疑があり、胃がんなど国が推奨する5つのがん検診の結果が5年間分閲覧できるようにシステム改修を行う。現在、特定健診の結果や各種医療情報などを閲覧できるようなシステムの構築を国が進めており、今後、マイナポータルを通じて様々な仕組みが構築されることとなるため、順次システム改修をして今後につなげていきたいとの答弁でありました。

議案第79号「令和3年度西予市病院事業会計補正予算（第1号）」では、令和3年度にできた愛媛県の新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業補助金と日本財団の新型コロナウイルス感染症対策整備支援事業補助金に申請し、交付内示があったため予算計上するもので、愛媛県の補助金は、新型コロナウイルス感染症患者の入院医療機関として県に指定されている医療機関が対象、日本財団の補助金は、第2種感染症医療機関が対象であり、西予市立病院では、西予市民病院だけが対象となるとの説明がありました。

委員から、補助金を活用して整備する器械等について質疑があり、人工呼吸器1台、簡易陰圧装置1台、パーテーション10台、サーモモニター2台などを整備するとの答弁でありました。

以上、委員会審査報告といたします。

令和3年9月17日、厚生常任委員会委員長中村敬治。

○佐藤議長

次に、産業建設常任委員会委員長小玉忠重君の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

小玉忠重君。

〔小玉産業建設常任委員会委員長登壇〕

○小玉産業建設常任委員会委員長

産業建設常任委員会審査報告を行います。

去る9月7日の本会議において当委員会に付託されました議案2件につきまして、9月10日に委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案2件につきましては、お手元に配信のとおり、原案可決決定いたしました。

これより審査報告の過程において委員より出された質疑、並びに部課長の答弁を抜粋して報告いたします。

議案第73号「令和3年度西予市一般会計補正予算（第6号）」の林業課所管分では、緑の少年団活動事業について、今回は、野村町惣川小学校において、緑の少年団を新規結成し、市内では合計7団体となり、主な活動は、野外活動・緑化活動・奉仕活動・学習活動などで、指導は学校の先生が行っており、必要に応じて地元の方の御協力をいただいているとの説明がありました。

経済振興課所管分では、新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等経営安定支援事業のうち、せいよじかん冬ギフト2021について、カタログに掲載した商品を25%割引で提供し、市内物産品の販売促進を図るため、実施主体である西予市観光物産協会への補助金を計上するとの説明がありました。

昨年度の実績について質疑があり、商品販売数は7,882商品、販売総額は3328万9350円であり、今後、建設業協会、医師会等、各種業界へ営業活動を行う予定であるとの答弁がありました。

また、現在はファクスを中心とした注文方法となっているが、インターネット販売の予定はないかとの質疑に対し、現在検討中であり、事業者によって受注方法が異なるため、細かく情報収集してカタログに記載するなど、注文が容易になるよう調整するとの答弁でありました。

さらに、受注窓口についての質疑があり、人数不足等を鑑みて、西予市観光物産協会での集約は難しく、各事業者へ直接注文していただくこと、周知については、10月20日発行の広報せいよにカタログを同封し、10月25日から12月24日までを受付期間とする計画であるとの答弁がありました。

農業水産課所管分では、農業後継者育成高齢者対策事業における農業振興基金の使途について質疑があり、貸付金である農業経営改善資金は、基本的にタイヤがついているなど自由に動くことができる機械が対象で、助成金である農業基盤強化資金は、土地に定着して自由に動くことができないものが対象となっているとの答弁でありました。

担い手育成支援事業について、今回、愛媛県で担い手の減少や高齢化による産地の供給力低下が心配されている作物に対し、産地基盤を強化するため、野菜・花き等産地供給力強化支援事業が新設されたとの説明に対し、補助金の交付方法及び周知方法について質疑があり、実施主体は東宇和農協となっており、指定作物栽培農家が希望する収穫機械を東宇和農協が購入し、その2分の1の金額を市が補助、差し引いた残額をリースにて農家に貸し出すという形で、事業周知及び意向調査は、営農指導員を通じて組合員に向けて行われたとの答弁でありました。

以上、産業建設常任委員会の審査報告といたします。

令和3年9月17日、産業建設常任委員会委員長小玉忠重。

○佐藤議長

以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

14番中村敬治君。

○14番中村敬治君

先ほどの源総務委員長の報告について質疑をいたします。

議案第66号「消防本部署庁舎建設事業用地の取得について」2点お尋ねいたします。

1点目は、取得する土地は宇和町神領にあり、その面積は約8,500平方メートル、取得金額は約1億500万円との報告がありました。西予市にとって大変大きな金額で、大きな面積の土地を取得することになるわけです。災害危険区域からも外れていますし、立地上からも良い土地とは思いますが、どのような経過、手続を踏んで、宇和町神領と決められたのかお尋ねします。

2点目は、現在の消防本部署庁舎は国道56号

線の…。

○佐藤議長

中村議員、委員長報告に対する質疑ですので経緯については、質疑はできません。

一問一答ではありませんので、続けて、2点目の質問というのは許可いたします。

○14 番中村敬治君

引き続きまして、2点目としましては、現在の消防本部署庁舎は国道56号線沿いの一等地にあり、面積約2,400平方メートル弱でございますが、今回は約4倍の面積の土地取得になります。南予市町の消防広域化合併も想定してのことなのか、今回その大きな面積が必要となった理由についてもお尋ねいたします。よろしくお願ひします。

○佐藤議長

ただいまの質疑は、委員会の審議についてでありますので、委員会の審議について報告を願ひます。

総務常任委員長源正樹君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

源正樹君。

〔源総務常任委員会委員長登壇〕

○源総務常任委員会委員長

それでは答弁いたします。

土地の決まった経緯及び面積等について、私の口から答弁するわけにはまいりませんが、委員会の審査の中でありました質疑について述べたいと思います。

候補地が決定した経緯につきましては、選定方法、理由を述べたいと思いますということで課長から御説明いただいております。「選定の方法としては、まず広い敷地、安全な場所、そして中心に近いという条件で候補地を順に絞っていき、最終段階として3カ所まで絞り、その3カ所に順位をつけたものです。その候補地の中でも、最も市街地中心部に近いところを候補地といたしました。そのほかには中心部から離れる場所とかもありましたけれども、広い敷地がある場所とか、そういったものも検討しましたが、先ほど述べた浸水地域であったりとか、安全性やそういったものを考慮しながら、最終的には、この神領の候補地といたしました。以上でございます。」

以上が、委員会の中で出た質疑に対する答弁で

ございます。

2点目については、委員会の中で、説明及び質疑等は一切ございませんでした。

以上です。

○佐藤議長

他に質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤議長

以上で質疑を終結といたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

これより議案順に採決を行います。

まず、議案第66号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第66号「消防本部署庁舎建設事業用地の取得について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第66号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第67号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第67号「西予市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第67号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第68号から議案第70号までの3件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

議案第68号「西予市手数料条例の一部を改正する条例制定について」から、議案第70号「西予市老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定について」までの3件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

異議なしと認めます。よって、議案第68号か

ら議案第 70 号までの 3 件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 71 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 71 号「西予市卯之町駅前駐車場の指定管理者の指定について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立多数であります。よって、議案第 71 号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 72 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 72 号「西予市過疎地域持続的発展計画の策定について」は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

異議なしと認めます。よって、議案第 72 号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 73 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 73 号「令和 3 年度西予市一般会計補正予算（第 6 号）」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 73 号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 74 号から議案第 79 号までの 6 件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 74 号「令和 3 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第 1 号）」から、議案第 79 号「令和 3 年度西予市病院事業会計補正予算（第 1 号）」までの 6 件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 74 号から議案第 79 号までの 6 件は原案のとおり決定い

たしました。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

10 月 8 日は午後 2 時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前10時32分

第 6 日

10 月 8 日 (金曜日)

令和3年第3回西予市議会定例会会議録（第6号）

- | | | | |
|------------------|-------------|-----------------------|-----------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和3年10月 8日 | 明 浜 支 所 長 | 上 中 保 博 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 野 村 支 所 長 | 和 氣 岩 男 |
| 1. 開 議 | 令和3年10月 8日 | 城 川 支 所 長 | 藤 川 忠 男 |
| | 午後 2時00分 | 三 瓶 支 所 長 | 片 山 勇 一 |
| 1. 閉 会 | 令和3年10月 8日 | 総 務 課 長 | 一 井 健 二 |
| | 午後 2時38分 | 財 政 課 長 | 宇 都 宮 明 彦 |
| 1. 出 席 議 員 | | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
| 1 番 | 和 氣 数 男 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| 2 番 | 宇 都 宮 久 見 子 | 事 務 局 長 | 富 永 誠 |
| 3 番 | 信 宮 徹 也 | 議 事 係 長 | 三 好 祐 介 |
| 4 番 | 宇 都 宮 俊 文 | 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 5 番 | 加 藤 美 香 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり |
| 6 番 | 中 村 一 雅 | 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |
| 7 番 | 河 野 清 一 | | |
| 8 番 | 佐 藤 恒 夫 | | |
| 9 番 | 山 本 英 明 | | |
| 10 番 | 竹 崎 幸 仁 | | |
| 11 番 | 小 玉 忠 重 | | |
| 12 番 | 源 正 樹 | | |
| 13 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 17 番 | 森 川 一 義 | | |
| 18 番 | 酒 井 宇 之 吉 | | |
| 1. 欠 席 議 員 | | | |
| | な し | | |
| 1. 地方自治法第121条により | | | |
| 説明のため出席した者の職氏名 | | | |
| 市 長 | 管 家 一 夫 | | |
| 副 市 長 | 宗 正 弘 | | |
| 教 育 長 | 松 川 伸 二 | | |
| 総 務 部 長 | 山 住 哲 司 | | |
| 政策企画部長 | 下 澤 広 幸 | | |
| 生活福祉部長兼 | | | |
| 福祉事務所長 | 藤 井 兼 人 | | |
| 産業部長兼 | | | |
| 生活福祉部産廃処理施設担当部長 | 酒 井 信 也 | | |
| 建 設 部 長 | 三 瀬 計 浩 | | |
| 医 療 介 護 部 長 | 山 岡 薫 彦 | | |
| 会 計 管 理 者 | 三 瀬 功 | | |
| 消防本部消防長 | 酒 井 広 一 | | |
| 教 育 部 長 | 宇 都 宮 裕 | | |

議 事 日 程

- 1 認定第 1 号 令和2年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2 号 令和2年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3 号 令和2年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4 号 令和2年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5 号 令和2年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6 号 令和2年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 7 号 令和2年度西予市水道事業会計決算の認定について
- 認定第 8 号 令和2年度西予市簡易水道事業会計決算の認定について
- 認定第 9 号 令和2年度西予市公共下水道事業会計決算の認定について
- 認定第 10号 令和2年度西予市病院事業会計決算の認定について
- 認定第 11号 令和2年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について
- 2 議案第80号 令和3年度西予市一般会計補正予算（第7号）
- 3 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- 1 認定第 1 号 令和2年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2 号 令和2年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3 号 令和2年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4 号 令和2年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5 号 令和2年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6 号 令和2年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 7 号 令和2年度西予市水道事業会計決算の認定について
- 認定第 8 号 令和2年度西予市簡易水道事業会計決算の認定について
- 認定第 9 号 令和2年度西予市公共下水道事業会計決算の認定について
- 認定第 10 号 令和2年度西予市病院事業会計決算の認定について
- 認定第 11 号 令和2年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について
- 2 議案第80号 令和3年度西予市一般会計補正予算（第7号）
- 3 議員派遣の件について

開会 午後2時00分

○佐藤議長

ただいまの出席議員は18名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○佐藤議長

日程第1、認定第1号「令和2年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第11号「令和2年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの11件を一括議題といたします。

委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長宇都宮俊文君の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮俊文君。

〔宇都宮決算審査特別委員会委員長登壇〕

○宇都宮決算審査特別委員会委員長

それでは西予市決算審査特別委員会審査報告をいたします。

令和3年9月7日の本会議において当特別委員会に付託されました認定11件について、9月22日、24日、27日に分科会を、10月4日に特別委員会を開催し、慎重に決算審査を行い、審査の結果、全会一致で全て認定することに決しました。

これより決算審査の過程において委員より出された質疑並びに部課長の答弁をお手元の報告書より抜粋して報告いたします。

認定第1号「令和2年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」まちづくり推進課所管分のジオパーク推進事業では、桂川溪谷や須崎海岸の災害復旧について質疑があり、桂川溪谷については、令和2年に測量会社と現地に入り、復旧に対する費用が1億円程度必要になると試算が出た。補助金等を精査して利用できる補助金があれば復旧工事も検討していきたい。また、須崎海岸については、被災当初から専門家に保全の観点に立った復旧が大切だと助言いただいております。令和2年8月からひと月に1回程度定期観測を実施して記録に残す作業を行っている。崩土変化や周りの状

況を勘案しながら、安全確保を最優先とし、現在は船を使って海上から楽しんでいただくツアーを中心に対応したいと考えているとの答弁でありました。

委員から、被災したジオサイトについて、災害教育の充実を含めた早期の復旧を行うよう意見がありました。

次に、バス路線維持対策事業では、地域における交通弱者対策を含めた事業見直しの考えについて質疑があり、これまでも民間会社が運行しない交通空白地域で市民の生活交通としての移動手段の確保を行ってきたが、人口減少が急速に進行する中で、公共交通利用者は減少の一途をたどっており、運行に係る市の支出は年々増加している状況である。現在、新たな地域公共交通計画の策定を行っており、交通事業者等との連携も図りながら、今後の公共交通計画を含めた過疎地域における公共交通の在り方を検討していきたいとの答弁でありました。

次に、地域発「せいの地域づくり」事業では、手上げ型交付金を利用した結果の検証について質疑があり、制度上、同事業における手上げ型交付金の交付は3回までしか行えないが、基礎型交付金に移行し、引き続き、事業を行っている組織もあると聞く。現在、基礎型交付金を利用し、継続している事業の検証は行えていないが、今後、手上げ型交付金を利用した事業が地域にどのくらい根づいているのか検証していきたいとの答弁でありました。

次に、危機管理課所管分の自主防災組織活動育成補助金事業では、事業の精査を行い、ソフト事業にも力を入れるべきではないかとの質疑があり、訓練や補助金活用のない組織へ積極的に関わるほか、地域防災計画の策定なども推進していきたいとの答弁でありました。

税務課所管分では、固定資産税の収入未済額について質疑があり、固定資産税について、土地と建物を差し押さえることは可能であるが、西予市の土地・建物は高価な評価額にはなっておらず、差押えをして競売にかけても売れる状態ではないため、差押えに至っていないとの答弁でありました。

教育総務課所管分のスクールバス維持管理事業では、学校活動以外のスクールバスの利活用につ

いて質疑があり、購入から6年を超えたバスについては、スクールバス以外の目的でも使用することが可能となっており、理事者と協議した上で、使用に向けて進めていきたいとの答弁でありました。

委員から、スクールバス購入の際には、規格や台数など車両の適正な配置に取り組むよう意見がありました。

学校教育課所管分のせいよ西学校給食センター運営事業では、地場産物の使用割合や目標値について質疑があり、市内産の使用割合は品目ベースで19.3%となる。市内産を使用している食材は、キャベツ、タマネギ、ミカン、牛乳、鳥肉など多岐にわたっており、主食の米は100%西予市産で、野菜も極力西予市産を使用している。具体的な目標値は設定していないが、業者と連携し、さらに使用率を高めていく取組を進めていきたいとの答弁でありました。

続きまして、人権啓発課所管分では、債権に対する不納欠損の考え方について質疑があり、債権は存在するが、法律上または事実上の理由によって徴収が不能もしくは著しく困難であると認められたときは、不納欠損処理が必要な場合と認められる。これは条例等によって認められるため、債権管理条例の制定について、債権がある各所属長と協議を行い、前向きに条例制定の話を進めるという確認をしており、債権管理条例が制定されれば、条例に基づき欠損処理を行うことが可能となるとの答弁でありました。

委員から、少しずつ滞納金額は減少しているが、10年以上状況が変わっていないため、不納欠損処理も考慮し、債権管理条例の制定を目指すよう意見がありました。

次に、健康づくり推進課所管分のがん検診等事業では、がん検診受診率の向上を目指した取組について質疑があり、コロナ禍の影響を受け、時間指定や会場変更など様々な工夫をしながら事業を続けたが、受診者は減少傾向である。全てを一度に変えることは難しいが、今後、受診内容を含め、抜本的な見直しの検討を行いたいとの答弁でありました。

また、胃がん検診のバリウム検査について質疑があり、胃がん検診については、国においては胃内視鏡検査も推奨しているが、医療従事者や施設

整備不足等の問題から小さな市町村における集団検診での胃内視鏡検査については実施が難しい状況であるとの答弁でありました。

次に、長寿介護課所管分の高齢者路線バス利用補助事業では、市外へ行く場合の助成額について質疑があり、市内区間で利用料金が250円を超えている場合は、市内区間分の利用料金の半額を補助することとなるとの答弁でありました。

委員から、補助対象路線が市内を運行している公共路線バスとなっており、対象路線の利便性が伴っておらず利用しづらい状況の地域もあるため、公共交通計画の見直しを含めた事業内容の精査を行うよう意見がありました。

次に、医療対策室所管分の巡回診療車運営事業では、惣川・遊子川地区以外の地域への巡回診療の検討は行っているのかとの質疑に対し、昨年も同様の意見をいただいたが、医師会との調整等の問題もあり、現時点では新しい地区における巡回診療の検討は行っていない。また、地域からの希望等があれば、対象は無医地区に制限されるが、順次検討していきたいとの答弁でありました。

次に、経済振興課所管分のジオブランド推進事業では、ジオの至宝の認定数について質疑があり、令和2年度に有限会社豆道楽の豆腐、株式会社ぞっこん四国の水の2品が認定され、令和2年度以前の7品とあわせて9品が認定されているとの答弁でありました。

委員から、まちづくり推進課や一般社団法人西予市観光物産協会などと連携して、引き続き、ジオブランドの推進に努めるよう意見がありました。

次に、ふるさと就業創出奨励事業では、平成28年度の事業開始から新規申請者がほぼ横ばいの状況となっており、事業継続の効果も低いと考え、令和2年度をもって当事業を廃止し、令和3年度から新たにみらい発展就業奨励金として新制度を立ち上げたとの説明があった。

申請者の就業先について質疑があり、奨励金の対象者は、株式会社、有限会社などの法人に就職した方に限られているとの答弁でありました。

委員から、西予市には法人以外で働いている新卒者もいることから、みなし法人や個人事業者等で働いている方も含めた奨励金支給となるような取組を考えるよう意見がありました。

次に、建設課所管分の野村地区都市再生整備計

画事業では、都市再生整備計画における市道整備に関する住民周知について質疑があり、令和3年度に測量設計を行う予定であり、具体的な測量設計の成果ができてから住民に対し周知を行うとの答弁でありました。

委員から、当計画の事業実施については、十分な周知はもちろんのこと、住民の要望を酌み取り、理解を得た上で一緒に事業を進めるよう意見がありました。

次に、住宅リフォーム事業では、毎年予算枠以上の申請者となっているが、補助金交付者の決定方法はどのようになっているのかとの質疑があり、まず、該当になるかどうかの事前申請書を提出いただき、補助の該当になる申請者数が補助枠を超えている場合は、抽せん会において、事前申請書受付順に本抽せんを行い、若い番号から予算の範囲内で補助金交付者の数を決定するような流れになるとの答弁でありました。

委員から、増額補正を組むぐらい市民からも人気がある事業のため、予算枠の拡大を行うよう意見がありました。

次に、危険空家除却事業では、除却申請をした空き家で危険空家の要件を満たさない空き家について質疑があり、第三者に危害が及ぶ場所に立地しているのか、また、建物の傾きや軒先の崩れなど、部門ごとに審査を行い、合計点数が100点以上超えないと危険空家には該当とならない。申請があった空き家について現地調査を行い、国の基準にある危険度判定をもとに点数をつけ、危険空家に該当するか判断しているとの答弁でありました。

また、西予市で把握している危険空家の数について質疑があり、531戸が危険空家として判定されているとの答弁でありました。

委員から、除却申請し、危険空家として判定された建物でも、補助枠の関係で翌年度に持ち越され、早期に除却できない場合も見受けられるため、県に対し補助対象予算枠のさらなる拡大を要望するよう意見がありました。

そのほか、各分野で詳細にわたり質疑応答が行われ、令和2年度の決算の総括と次年度に向けて意見が交わされました。

以上、委員会審査報告といたします。

令和3年10月8日、西予市決算審査特別委員

会委員長宇都宮俊文。

以上でございます。

○佐藤議長

以上で委員長報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤議長

以上で質疑を終結といたします。

討論の通告がありませんので討論を終結といたします。

これより議案順に採決を行います。

まず、認定第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

認定第1号「令和2年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」は原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、認定第1号は原案のとおり認定いたしました。

次に、認定第2号から認定第11号までの10件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

認定第2号「令和2年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第11号「令和2年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの10件は原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、認定第2号から認定第11号までの10件は原案のとおり認定いたしました。

(日程2)

○佐藤議長

次に、日程第2、議案第80号「令和3年度西予市一般会計補正予算(第7号)」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

議案第 80 号「令和 3 年度西予市一般会計補正予算（第 7 号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算でございますが、まず、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている市内の事業者に対する市独自の支援策として、売上げが減少した事業者を対象に、中小企業者等に 10 万円、個人事業主に 5 万円の支援金を支給する経営安定給付金として 3370 万円を、愛媛県の 9 月補正予算に即応したえひめ版応援金事業第 2 弾の実施に要する経費として 6848 万円を計上するものであります。

次に、7 月の梅雨前線豪雨と 8 月の豪雨により被災した道路 5 カ所及び河川 2 カ所の災害復旧に要する工事請負費 3900 万円を、8 月の豪雨により被災した農地 10 カ所及び農業用施設 2 カ所並びに林業用施設 2 カ所の災害復旧に要する測量設計委託料 650 万円を計上するものであります。

また、木材等建設資材の価格の上昇に対する事業費の調整として、地域住宅交付金事業において 4199 万円を、平成 30 年 7 月豪雨により被災した中小企業者等の事業用資産等の復旧に要する経費に対しての復興補助金として 620 万円をそれぞれ増額計上するものであります。

これらの事業の財源につきましては、国庫支出金として、災害復旧費国庫負担金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を、県支出金としては、えひめ版応援金事業費補助金等を計上するほか、市債を増額し収支の均衡を図るものであります。

地方債補正では、公営住宅建設事業債を 3530 万円、災害復旧事業債を 1570 万円増額し、限度額を 44 億 4499 万円としております。

これらによりまして、既決いただいております歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 9587 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を 325 億 9463 万 3000 円と定めるものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 80 号は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 80 号「令和 3 年度西予市一般会計補正予算（第 7 号）」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 80 号は原案のとおり決定いたしました。

（日程 3）

○佐藤議長

次に、日程第 3、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配信いたしております本件を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については本件のとおり承認することに決定いたしました。

この際お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容について、諸般の事情により変更が生じる場合には議長に一任を願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。
以上で全日程を終了いたしました。

管家市長より閉会の挨拶があります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

第3回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

8月31日から本日まで、39日間にわたる会期中で、一般質問をはじめ、上程いたしました条例制定、補正予算、決算認定など、重要な案件をいずれも原案どおり可決または御認定いただきました。

議員の皆様方におかれましては、熱心な御審議をいただきましたことに厚く御礼申し上げます。

まず初めに、先日5日に、本県四国中央市旧新宮村御出身の眞鍋淑郎さんがノーベル物理学賞を受賞されるというビッグなニュースが舞い込んでまいりました。日本人として28人目、県関係では4人目ということであります。県民の一人としまして、誇りに思うとともに、心からお喜びを申し上げます。

このたびの受賞は、気候変動による地球温暖化に関する先駆的な研究が評価されたということですが、報道等によりますと、その原動力は好奇心によるものであると述べられておられます。自分が興味、関心を持ったものを深く掘り下げ、突き詰めていこうとする一種のワクワク感のようなものが大事なのかもしれません。

行政分野におきましても、そうした好奇心から新たな取組や創造のきっかけになるものがあると思いますし、試行錯誤を重ねつつ、よりよいものをつくらうとする原動力にもなるものと感じたところでもあります。

眞鍋さんの今後ますますの御活躍を御祈念申し上げます。

さて、新型コロナワクチン接種の状況ですが、本市では、10月7日の段階で市民の約77%の方が2回目の接種を完了されています。2回目の予約をされている方を含めると、約

83%の方が接種されることが確実な状況となっております。おおむね11月上旬には、現時点で接種を希望されている方は2回目が完了する見込みであります。

また、感染者数や病床者数等の状況から、10月1日から全国的に緊急事態宣言等の解除が進み、愛媛県にも一時適用されておりましたまん延防止等重点措置も解除されたところです。

県下では、松山市、新居浜市では新規感染者が引き続き高い水準で確認されており、引き続き厳重な警戒が必要ですが、それでも重点措置解除に伴う社会経済活動の再開の動きが出始めております。

当市におきましても、好評をいただいておりますせいのG o T o ジオツアーの第3弾を県民の皆様を対象に時期を分けて実施するよう計画し、今準備を進めております。

実施期間でございますが、第1期が来週の10月11日から11月19日まで、第2期が年明け令和4年1月11日から2月18日まで、それぞれ400人限定で、1万1000円以上に対し4,500円の割引といたしております。市ホームページ、SNS等をはじめ、テレビCMでもお知らせする予定であります。

このツアーによりまして、多くの方々が四国西予ジオパークの魅力を満喫し、さらなる魅力拡大への情報発信につなげていただければと思います。

また、市内、特に飲食に関する分野での経済回復を期待いたしまして、市内飲食店や特産品を扱う店舗を紹介する「せいの食べるマガジン」を創刊しました。「西予はおいしい おいしいは楽しい」をキャッチフレーズに、市内110店舗、118品目の料理や地域の商品を掲載しております。10月の広報紙に合わせまして、各御家庭に配布する予定でありますので、ぜひ御覧をいただき、おいしい食事や地元産品を楽しんでいただければと思っております。

さて、国におきましては、菅総理の退陣とともに、岸田新総理が指名され、10月4日に新たな内閣が発足しましたが、岸田総理は、14日にも衆議院を解散し、10月19日告示、10月31日投開票の日程で総選挙を行うことを表明しました。国民の信任を得て政権運営を行うとのお考えのようです。

国政における諸課題の中でも、最優先すべきは新型コロナ対策であり、感染拡大防止と医療体制の確保・充実、そして速やかな経済対策と感じております。

新たな政権が安心、安全、安定が確保される社会の実現に向けて、効果的な施策を展開されますことを御期待申し上げます。

季節は移り、いよいよ秋本番を迎えようとしておりますが、朝晩の気温差も激しく、体調を崩しやすい時期であります。

議員各位におかれましても、健康に十分御留意をいただき、市政運営に一層の御尽力を賜りますようお願いを申し上げます、閉会の御挨拶といたします。

○佐藤議長

これをもって、令和3年第3回西予市議会定例会を閉会といたします。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長

同 議員

同 議員

閉会 午後2時38分

付 録

令和3年第3回西予市議会定例会会期日程表

会期8月31日（火）～10月8日（金）（会期39日間）

月 日	曜日	日 程	備 考
8月31日	火	本会議（開会）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全員協議会（午前9時開会） ・ 理事者提案理由説明 ・ 質疑 ・ 即決議案採決 ・ 行政報告会 ・ 決算審査特別委員会
9月1日	水	休 会	
9月2日	木	休 会	・ 質疑通告〆切
9月3日	金	本 会 議	・ 一般質問
9月4日	土	休 会	
9月5日	日	休 会	
9月6日	月	本 会 議	・ 一般質問
9月7日	火	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般質問 ・ 質疑・委員会付託 ・ 決算審査特別委員会 ・ 行政報告会
9月8日	水	休 会	
9月9日	木	常任委員会	
9月10日	金	常任委員会	
9月11日	土	休 会	
9月12日	日	休 会	
9月13日	月	休 会	
9月14日	火	休 会	
9月15日	水	休 会	・ 討論通告〆切
9月16日	木	休 会	
9月17日	金	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政報告会 ・ 委員長報告 ・ 質疑・討論・採決 ・ 議会運営委員会 ・ 西予市消防体制検討特別委員会
9月18日	土	休 会	
9月19日	日	休 会	
9月20日	月	休 会	
9月21日	火	休 会	
9月22日	水	特別委員会	・ 決算審査特別委員会（総務分科会）
9月23日	木	休 会	

月 日	曜日	日 程	備 考
9月24日	金	特別委員会	・決算審査特別委員会（厚生分科会）
9月25日	土	休 会	
9月26日	日	休 会	
9月27日	月	特別委員会	・決算審査特別委員会（産業建設分科会）
9月28日	火	休 会	
9月29日	水	休 会	
9月30日	木	休 会	
10月1日	金	休 会	
10月2日	土	休 会	
10月3日	日	休 会	
10月4日	月	特別委員会	・決算審査特別委員会
10月5日	火	休 会	
10月6日	水	休 会	・討論通告〆切
10月7日	木	休 会	
10月8日	金	本会議（閉会）	<ul style="list-style-type: none"> ・行政報告会 ・全員協議会（午後1時開会） ・委員長報告 ・質疑・討論・採決 ・即決議案採決

令和3年第3回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 66号	消防本部署庁舎建設事業用地の取得について	03. 9. 17	原案可決
議案第 67号	西予市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定について	03. 9. 17	原案可決
議案第 68号	西予市手数料条例の一部を改正する条例制定について	03. 9. 17	原案可決
議案第 69号	西予市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について	03. 9. 17	原案可決
議案第 70号	西予市老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定について	03. 9. 17	原案可決
議案第 71号	西予市卯之町駅前駐車場の指定管理者の指定について	03. 9. 17	原案可決
議案第 72号	西予市過疎地域持続的発展計画の策定について	03. 9. 17	原案可決
議案第 73号	令和3年度西予市一般会計補正予算(第6号)	03. 9. 17	原案可決
議案第 74号	令和3年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)	03. 9. 17	原案可決
議案第 75号	令和3年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	03. 9. 17	原案可決
議案第 76号	令和3年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	03. 9. 17	原案可決
議案第 77号	令和3年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)	03. 9. 17	原案可決
議案第 78号	令和3年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	03. 9. 17	原案可決
議案第 79号	令和3年度西予市病院事業会計補正予算(第1号)	03. 9. 17	原案可決
議案第 80号	令和3年度西予市一般会計補正予算(第7号)	03. 10. 8	原案可決
諮問第 1号	人権擁護委員候補者の推薦について	03. 8. 31	原案同意
諮問第 2号	人権擁護委員候補者の推薦について	03. 8. 31	原案同意
諮問第 3号	人権擁護委員候補者の推薦について	03. 8. 31	原案同意
諮問第 4号	人権擁護委員候補者の推薦について	03. 8. 31	原案同意
諮問第 5号	人権擁護委員候補者の推薦について	03. 8. 31	原案同意
認定第 1号	令和2年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について	03. 10. 8	認 定
認定第 2号	令和2年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について	03. 10. 8	認 定
認定第 3号	令和2年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	03. 10. 8	認 定
認定第 4号	令和2年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	03. 10. 8	認 定
認定第 5号	令和2年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	03. 10. 8	認 定

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
認定第 6号	令和2年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	03.10.8	認定
認定第 7号	令和2年度西予市水道事業会計決算の認定について	03.10.8	認定
認定第 8号	令和2年度西予市簡易水道事業会計決算の認定について	03.10.8	認定
認定第 9号	令和2年度西予市公共下水道事業会計決算の認定について	03.10.8	認定
認定第 10号	令和2年度西予市病院事業会計決算の認定について	03.10.8	認定
認定第 11号	令和2年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について	03.10.8	認定
報告第 8号	令和2年度西予市水道事業会計予算繰越計算書の修正について	03.8.31	報告
報告第 9号	令和2年度西予市一般会計継続費精算報告について	03.8.31	報告
報告第 10号	令和2年度健全化判断比率の報告について	03.8.31	報告
報告第 11号	令和2年度資金不足比率の報告について	03.8.31	報告
報告第 12号	令和2年度西予市病院事業会計継続費精算報告について	03.8.31	報告
報告第 13号	西予市土地開発公社の経営状況について	03.8.31	報告
報告第 14号	株式会社エフシーの経営状況について	03.8.31	報告
報告第 15号	株式会社城川ファクトリーの経営状況について	03.8.31	報告
報告第 16号	株式会社どんぶり館の経営状況について	03.8.31	報告
報告第 17号	あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について	03.8.31	報告
報告第 18号	株式会社グリーンヒルの経営状況について	03.8.31	報告
報告第 19号	一般財団法人宇和文化会館の経営状況について	03.8.31	報告
報告第 20号	西予CATV株式会社の経営状況について	03.8.31	報告
意見書案第1号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書(案)の提出について	03.8.31	原案可決
発議第 3号	西予市決算審査特別委員会の設置について	03.8.31	原案可決
選任第 3号	西予市決算審査特別委員会委員の選任について	03.8.31	議長指名
	議員派遣の件について	03.10.8	承認

諸 般 報 告 書

月 日	出 席 者	行 事 名
6月11日	全 議 員	令和3年第2回定例会 一般質問
6月14日	全 議 員	令和3年第2回定例会 一般質問
6月15日	全 議 員	令和3年第2回定例会 一般質問・質疑・委員会付託
	関 係 議 員	西予市消防体制検討特別委員会
	議長・関係議員	議会運営委員会
6月17日	関 係 議 員	産業建設常任委員会
	関 係 議 員	総務常任委員会
6月18日	関 係 議 員	厚生常任委員会
	関 係 議 員	産業建設常任委員会
6月24日	議 長	令和3年度四国西予ジオパーク推進協議会総会・ジオパーク講演会
6月25日	全 議 員	議員全員協議会
	全 議 員	令和3年第2回定例会 閉会
	全 議 員	行政報告会
6月29日	議長・産建委員長	国道378号（八幡浜・宇和島間）整備促進期成同盟会定期総会 書面開催
	関 係 議 員	議会だより編集委員会
7月2日	議 長	肱川流域住民ネットワーク要望
7月3日	議長・関係議員	大早津海水浴場海開き
7月4日	議長・関係議員	せいよ復興まちびらきコンサート
7月6日	関 係 議 員	議会だより編集委員会
7月7日	議長・関係議員	平成30年7月豪雨災害西予市献花式
	関 係 議 員	総務常任委員会所管事務調査
7月8日	議 長	八幡浜地区施設事務組合臨時会
7月18日	議 長	新自治会館落成記念式典
7月19日	関 係 議 員	厚生常任委員会所管事務調査
7月26日	議 長	西予市行政連絡協議会代表者会
7月27日	議長・関係議員	野村支所起工式
7月28日	議 長	令和3年度国土交通省四国地方整備局要望活動
8月3日	議 長	知事との意見交換会
8月5日	関 係 議 員	議会だより編集委員会
	議長・関係議員	西予市消防本部等庁舎改築推進委員会
8月19日	議長・関係議員	市民と議会との意見交換会（産業建設常任委員会）
8月23日	議長・関係議員	議会運営委員会
8月26日	議長・関係議員	議会運営委員会
8月31日	全 議 員	愛媛県市議会観光議員連盟定期総会書面開催

月 日	出 席 者	行 事 名
8月31日	全 議 員	議員全員協議会
	全 議 員	令和3年第3回定例会 開会

令和3年9月9日

西予市議会議長

佐藤 恒夫 様

総務常任委員会

委員長 源 正 樹

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第 66号	消防本部署庁舎建設事業用地の取得について	原案可決
議案第 67号	西予市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定について	原案可決
議案第 71号	西予市卯之町駅前駐車場の指定管理者の指定について	原案可決
議案第 72号	西予市過疎地域持続的発展計画の策定について	原案可決
議案第 73号	令和3年度西予市一般会計補正予算(第6号)	原案可決
議案第 74号	令和3年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)	原案可決

令和3年9月9日

西予市議会議長

佐藤 恒夫 様

厚生常任委員会

委員長 中村 敬治

委員会審査報告書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第 68号	西予市手数料条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第 69号	西予市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第 70号	西予市老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第 73号	令和3年度西予市一般会計補正予算(第6号)	原案可決
議案第 75号	令和3年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第 76号	令和3年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第 77号	令和3年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第 79号	令和3年度西予市病院事業会計補正予算(第1号)	原案可決

令和3年9月10日

西予市議会議長

佐藤 恒夫 様

産業建設常任委員会

委員長 小玉 忠重

委員会審査報告書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第 73号	令和3年度西予市一般会計補正予算(第6号)	原案可決
議案第 78号	令和3年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決

令和3年10月4日

西予市議会議長

佐藤 恒夫 様

決算審査特別委員会

委員長 宇都宮 俊文

委員会審査報告書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
認定第1号	令和2年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第2号	令和2年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第3号	令和2年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第4号	令和2年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第5号	令和2年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第6号	令和2年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第7号	令和2年度西予市水道事業会計決算の認定について	認 定
認定第8号	令和2年度西予市簡易水道事業会計決算の認定について	認 定
認定第9号	令和2年度西予市公共下水道事業会計決算の認定について	認 定
認定第10号	令和2年度西予市病院事業会計決算の認定について	認 定
認定第11号	令和2年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について	認 定